



岡山県私設小学校教員養成所の研究 ―戦前日本における私立学校による小学校教員養成事業―

遠藤, 健治

(Degree)

博士 (教育学)

(Date of Degree)

2016-03-25

(Date of Publication)

2018-03-25

(Resource Type)

doctoral thesis

(Report Number)

甲第6567号

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/D1006567>

※ 当コンテンツは神戸大学の学術成果です。無断複製・不正使用等を禁じます。著作権法で認められている範囲内で、適切にご利用ください。



博士論文

岡山県私設小学校教員養成所の研究

——戦前日本における私立学校による小学校教員養成事業——

人間発達環境学研究科教育・学習専攻人間形成論講座

一〇二D八一D 遠藤健治

目次

序章(一)

- 一 本研究の課題と問題意識(一)
- 二 先行研究の整理(三)
 - (一) 小学校教員養成史研究上における本研究の位置づけ(三)
 - (二) 私立学校による小学校教員養成事業に関する先行研究の整理(五)
 - (三) 岡山県における小学校教員養成所に関する先行研究の整理(六)
- 三 本研究の構成と概要(七)

第一章 四年制義務教育制度成立時の岡山県における私設小学校教員養成所

—— 公設小学校教員養成所に準じ創設された私設小学校教員養成所——(一四)

第二節 県下教員養成に参入した私設小学校教員養成所(一四)

- (一) 公設小学校教員養成所の創設と不振(一四)
- (二) 尋常小学校准教員の養成に成果をあげた私設小学校教員養成所(一六)

第二節 公設小学校教員養成所に準じ創設された私設小学校教員養成所の実相

—— 興讓館中学教員養成所を事例として——(一八)

- (一) 中学校の経営改善を目的として設置された興讓館中学教員養成所(一九)
- (二) 一〇代後半、高等小学校卒業生を中心とした入学者(二一)
- (三) 広範化した入学者の住所地(二一)
- (四) 「郡市立准教員養成所ニ関スル規程」に準拠した養成内容(二三)
- (五) 無試験検定受検の資格付与により誇った高い合格率(二四)

第二章 日露戦争時の岡山県における私設小学校教員養成所

—— 師範学校講習科の休止を補完した私設小学校教員養成所——(二九)

第二節 小学校教員養成所制度に正式な位置を占めた私設小学校教員養成所(二九)

- (一) 日露戦争時の緊縮財政により規模を縮小した師範学校(二九)
- (二) 「小学校教員養成所規程」の制定により拡充された小学校教員養成所制度(三〇)
- (三) 私立学校の小学校教員養成事業への参入を主導した国民党(三二)
- (四) 尋常小学校正准教員の養成に成果をあげた私設小学校教員養成所(三三)

第二節 師範学校講習科の休止を補完した私設小学校教員養成所の実相

——岡山実科女学校教員養成所を事例として——（三六）

（一）女学校の経営改善を目的として設置された岡山実科女学校教員養成所（三六）

（二）開校の趣旨に基づいた特色ある教員養成（三八）

第三章 「師範学校規程」制定時の岡山県における私設小学校教員養成所

——女子師範学校裁縫講習科の欠を補完した私設小学校教員養成所——（四三）

第二節 淘汰された私設小学校教員養成所と低下した役割（四三）

（一）師範学校制度の整備により改善した教員不足（四三）

（二）「小学校教員養成所規程」の改正により引きあげられた小学校教員養成所の設置基準（四四）

（三）県下教員養成において低下した私設小学校教員養成所の役割（四六）

第二節 女子師範学校裁縫講習科の欠を補完した私設小学校教員養成所の実相

——岡山実科女学校教員養成所を事例として——（四八）

（一）女学校の経営に占めた重要な位置（四八）

（二）小学校裁縫専科正教員の養成に立ち遅れた女子師範学校の補完（五〇）

（三）女学校教員による開校の趣旨に基づいた小学校裁縫専科正教員の養成（五一）

（四）臨時試験検定受検の資格付与により誇った高い合格率（五三）

第四章 大正期の岡山県における私設小学校教員養成所

——師範学校予備科の休止を補完した私設小学校教員養成所とその撤退——（五六）

第一節 三大臣訓令に伴う師範学校予備科の休止を補完した私設小学校教員養成所（五六）

（一）三大臣訓令により規模を縮小した師範学校（五六）

（二）師範学校予備科の休止を補完するために増加した私設小学校教員養成所（五七）

（三）師範学校入学試験に好成绩をおさめた私設小学校教員養成所

——養浩教員養成所を事例として——（五九）

第二節 第一次大戦終結後の「小学校教員離れ」と存続の危機を回避した私設小学

校教員養成所（六一）

（一）岡山県にもおよんだ「小学校教員離れ」の影響（六一）

（二）多様な学習要求に応えて存続の危機を回避した郡部私設小学校教員養成所（六一）

第三節 中等教員試験検定受検資格認定学校として存続の危機を回避した市部私設小学校教員養成所の実相

——佐藤和洋裁縫女学校教員養成所を事例として——（六四）

（一）女性の職業的自立を目的として創設された佐藤和洋裁縫女学校教員養成所（六四）

（二）中等教員試験検定受検資格認定学校となることで回避した存続の危機（六五）

（三）中等教員試験検定受検資格認定学校卒業生として付与された無試験検定の受検資格（六七）

格（六七）

第五章 大正末期から昭和初期の岡山県における私設小学校教員養成所

——師範学校講習科の休廃止を補完した私設小学校教員養成所とその終焉——（七二）

第一節 終焉を迎えた私設小学校教員養成所（七二）

（一）師範学校の規模拡大により上昇軌道に乗った教員充足率（七二）

（二）教員充足率の地域間格差の解決をめざした私設小学校教員養成所（七三）

（三）正教員の充足に伴い終焉を迎えた私設小学校教員養成所（七七）

第二節 師範学校講習科の休廃止を補完した私設小学校教員養成所の実相

——有漢教員養成所を事例として——（七八）

（一）女子師範学校乙種講習科に代わり設置された尋常小学校本科正教員養成部（七九）

（二）高等女学校卒業程度の者に限定した尋常小学校本科正教員の養成（八一）

（三）尋常小学校本科正教員養成部の設置に伴う教育費膨張をきっかけとした有漢教員

養成所の終焉（八三）

終章（八八）

（一）要約（八八）

（二）今後の課題と展望（九三）

序章

一 本研究の課題と問題意識

本研究の課題は、戦前日本の小学校教員養成に果たした私立学校の役割に注目し、一九〇〇年代から一九三〇年代にかけて岡山県に設置された私設小学校教員養成所の実相に迫ることにある。

では、なぜ私立学校による小学校教員養成事業に注目するのか。それは、私立学校が戦前、戦後をとおし、小学校教員の養成に力を尽くしてきたからである。学界の通説は、私立大学による教員養成は戦後教育改革の所産である教員養成の二大原則、すなわち「開放制の教員養成」の原則と「大学における教員養成」の原則により開始されたとしている。もつとも、小学校教員の養成においては、戦後も師範学校を前身とする国立大学の教員養成課程が中心的役割を果たしてきた¹。一方、私立大学による小学校教員の養成は、二〇〇五（平成一七）年に「大学における教員養成分野における定員の抑制方針」が撤廃されるまで制限されてきた²。ただし、戦後初期から小学校教員の養成を行う私立大学もあった³。それらは、つぎのように建学の理念に基づき、小学校教員を養成した⁴。

平和な文化新日本を作るためには教育が重大な役割を持つており、その中でも特に宗教教育が大切だ、現在の社会は宗教的な素養と信仰を持った文化、教育家を求めている、学院（青山学院大学……引用者）としてはかうした時代の要求にこたえて、今般文学部に教育科を新設しキリスト教的人生観に基づき新日本の建設に貢献していくつもりである

また、戦前においても、師範学校以外に様々な小学校教員の養成機関が存在した。そのうちには、私立学校も認められていた。これらの事実を照らせば、小学校教員養成史研究は、私立学校が小学校教員の養成に果たしてきた役割にも目を向けるべきではないか。

では、本研究が対象とする私設小学校教員養成所とは、いかなる教員養成機関であったのか。そして、その岡山県における設置状況は、いかなるものであったのか。まず、私設小学校教員養成所の制度的位置づけを確認しておこう。私設小学校教員養成所は、一八八六（明治一九）年勅令第一六号「諸学校通則」、さらに一八九九（明治三二）年勅令第三五九号「私立学校令」により設置された師範学校入学試験受験や小学校教員検定受験の予備教育を目的とする私立各種学校であった⁵。そのため、師範学校と制度上矛盾することな

く、小学校教員を養成することが可能になった。しかし、師範学校卒業生が無検定で免許状を取得できたのに対し、私設小学校教員養成所卒業生は小学校教員検定に合格しなければ免許状を取得することができず、両者は明確に区別された。つぎに、岡山県における私設小学校教員養成所の設置状況を確認しておこう。

表序一は、私設小学校教員養成所の設置状況を示している。

これによれば、一九三〇年代から一九三〇年代の岡山県において、二六校の私設小学校教員養成所が設置されたことがわかる。都道府県教育史を通覧しても、これほどの私設小学校教員養成所を設置した道府県はみあたらない。たとえば岡山県と尋常小学校の学級数が同程度、すなわち尋常小学校本科正教員の需要が同程度であったと考えられる埼玉県、京都府、三重県、愛媛県の都道府県教育史のうちには、私設小学校教員養成所が設置された事実を

述べるものもある。しかし、その数は、岡山県におよばない。これは、同県が私設小

表序-1 私設小学校教員養成所の設置状況

		(設置順)			
	私設小学校教員養成所名称	開閉設年月		私設小学校教員養成所名称	開閉設年月
1	金川中学教員養成所	1902. 4→1919. 3	14	齊家女学校教員養成所	1907. 4→1907. 8まで存続確認
2	興譲館中学教員養成所	1902. 4→1908. 3	15	佐藤和洋裁縫女学校教員養成所	1913. 3→1932. 3
3	春霞(女)学校教員養成所	1902. 4→1908. 4まで存続確認	16	天城中学教員養成所	1913. 4→不明
4	岡山女学校教員養成所	1903. 4→1905. 3	17	養浩教員養成所	1913. 4→1918. 6まで存続確認
5	豊野裁縫教員養成所	1903. 5頃→不明	18	岡山女子教員養成所	1914. 4→1919. 3まで存続確認
6	関西中学教員養成所	1904. 4→1912. 3	19	津山高等裁縫学校教員養成所	1915. 4→1927. 3
7	岡山実科女学校教員養成所	1904. 5→1920. 3	20	平川准教員養成所	1915. 4→1916. 3
8	有漢教員養成所	1904. 7→1928. 3	21	巨瀬農業専修学校農業教員養成所	1923. 4→1925. 2まで存続確認
9	岡山教員養成所	1904. 10→1918. 4	22	岡山裁縫教員養成所	1924. 4→1932. 3
10	順正女学校教員養成所	1905. 3頃→1910. 1まで存続確認	23	生石教員養成所	1924. 4→1932. 3
11	岡山女子職業学校教員養成所	1905. 4→1907. 3	24	高梁教員養成所	1924. 4→1932. 3
12	作西教員養成所	1905. 5→1909. 3	25	難波裁縫女学校教員養成所	1926. 4→不明
13	八濱准教員養成所	1905. 6頃→不明	26	中学岡山醫教員養成所	1929. 4→1930. 4まで存続確認

[註](1) 『山陽新報』各号、『岡山県統計書(岡山県統計年報)』各年度、『岡山市統計年報』各年度、『岡山県学事関係職員録』各年度、岡山県教育史刊行会編『岡山県教史』下巻、岡山市編集委員会編『岡山市史(宗教・教育編)』岡山市役所、八〇周年記念誌編集委員会編『臥龍』岡山県立金川高等学校創立八〇周年記念事業推進期成会、1958年、36—38頁、岡山県立金川高等学校創立一〇〇周年記念事業実行委員会編『岡山県立金川高等学校創立一〇〇周年記念誌』、2004年、296—302頁、山下敏謙編『興譲館一二〇年史』、1973年、641頁、関西学園編『関西学園一〇〇年史』、1987年、109—111頁、就実学園創立一〇〇周年記念事業実行委員会編『就実学園一〇〇年史』、2005年、503—509頁、蛭田禎男『有漢教員養成所』有漢町教育委員会、1985年、88—91頁、ベル学園高等学校編『創立一二〇年のあゆみ 2004』、2004年、210—211頁、清心学園一〇〇年史編集委員会編『清心学園一〇〇年史』清心学園一〇〇周年記念事業委員会、1985年、291頁、599—600頁、創設七五周年記念史編集委員会編『美作学園七五年史』美作学園、1991年、601—602頁、備中町史編集委員会編『備中町史』本編、備中町史刊行委員会、1972年、874頁、杉慎吾『春秋の賦——翠松教育一〇〇年の軌跡(倉敷翠松高等学校創立一〇〇周年記念誌)——』倉敷翠松高等学校、1983年、535—536頁、高梁市史(増補版)編集委員会編『増補版 高梁市史』下巻、高梁市、2004年、271頁より作成。

(2) 興譲館中学教員養成所は、1905(明治38)年4月から1907(明治40)年3月まで休止した。

(3) 津山高等裁縫学校教員養成所は、1926(大正15・昭和元)年の郡制廃止に伴い、設置者が苫田郡教育会から苫津教育会に変わり、公設小学校教員養成所から私設小学校教員養成所となった。

校教員養成所隆盛の地であり、その小学校教員養成に果たした役割をみるうえで好個の事例であることを示している。

二 先行研究の整理

(一) 小学校教員養成史研究上における本研究の位置づけ

本研究の課題と問題意識をふまえ、先行研究を整理しておこう。まず、小学校教員養成史研究上における本研究の位置づけをみていこう。

戦前日本の小学校教員の多くが師範学校以外から供給された事実¹⁾に照らし、すでに一九六〇年代から、小学校教員養成史²⁾師範学校史という研究上の枠組みから脱却する必要が指摘されていた。横須賀薫は、「教員養成制度の歴史的検討」(『国民教育研究所年報』一九六五年度、一九六六年)において、つぎのように述べている³⁾。

従来、日本の教師の歴史的研究においては、師範学校出身の教師を中心において考察される傾向が強かった。日本教育史の一般通史においてはもちろんであるが、日本教員史の特殊研究においてもその傾向は否定できない。……もちろん日本教員史の研究において、師範学校および師範出身教員についての考察が大きな比重を占めることを否定することはできない。そこには日本の近代公教育のなかでは、小学校教員の養成が師範学校において意図的、計画的(と考えられた)におこなわれてきたという歴史的事実が反映しているからである。ところがもう一つの歴史的事実として、公権力の意図、構想とは別に日本の教師のきわめて多くが師範学校以外のところからも供給されてきたという問題があるのである。

こうした問題意識は継承され、一九九〇年代に入ると、師範学校以外の小学校教員養成ルートの解明をめざす論稿が活発に発表されはじめた。そのきっかけは、梶山雅史「京都府教育会の教員養成事業」(本山幸彦編『京都府会と教育政策』日本図書センター、一九九〇年)であった。これにより、地方教育会史研究が開始された。また、船寄俊雄が「教員養成史研究の課題と展望」(日本教育史研究会編『日本教育史研究』一三、一九九四年)において、つぎのように小学校教員検定制度解明の必要を説いた⁴⁾。ことも、きっかけの一つであった。

小学校教員養成史は師範学校史と同一ではなく、検定試験制度史を合わせて明らかにしなければその研究は完結しない。……小学校教員養成史研究を完結させるためには、必ず取り組まれなければならない課題である。

このように一九九〇年代は、小学校教員養成史研究上の画期となった。

そして、二〇〇〇年代¹¹に入ると、小学校教員養成史研究はさらに進展した。研究書にかぎっても、野村新、佐藤尚子、神崎英紀編『教員養成史の二重構造的特質に関する実証的研究——戦前日本における地方実践例の解明——』（溪水社、二〇〇一年）、井上恵美子編『戦前日本の初等教員に求められた教職教養と教科専門教養に関する歴史的研究——教員試験検定の主要科目とその受験者たちの様態の分析——』（課題番号一四三二〇一三七、平成一四年～平成一七年科学研究費補助金（基礎研究（B））研究成果報告書（二〇〇五年）、梶山雅史編『近代日本教育会史研究』（学術出版会、二〇〇七年）、『続・近代日本教育会史研究』（学術出版会、二〇一〇年）などがあらわされた。

また、二〇一〇年代¹²に入っても、右の研究書が所収する論稿の著者を中心として、研究の蓄積が進んでいる。なかでも、釜田史『秋田県小学校教員養成史研究序説——小学校教員検定試験制度を中心に——』（学文社、二〇一二年）を、その代表としてあげることができる。釜田は、つぎのように横須賀が提起した課題が未解明であると指摘し、秋田県における小学校教員検定制度の解明を試みている¹³。

依然として師範学校を中核に据えた教員養成史研究に重点が置かれ、小学校教員検定試験に関する研究はその重要性については指摘されつつも、等閑視され続けられたまま今日にいたっているのである。すなわち、戦前の小学校教育を支えた多くの教員たちが一体どのように供給されたのかという知見を教育学界は依然として供給していないのであり、「師範学校史Ⅱ小学校教員養成史」であるとする研究的な枠組みからの脱却が本研究の課題である。

本研究も、こうした小学校教員養成史Ⅱ師範学校史という研究上の枠組みからの脱却をめざす小学校教員養成史研究の系譜に連なるものである。そして、戦前日本の小学校教員養成に果たした私立学校の役割に注目し、岡山県における私設小学校教員養成所の実相に迫ることにより、師範学校以外の小学校教員養成ルート¹⁴の解明に新たな知見を加えようと

している。

(二) 私立学校による小学校教員養成事業に関する先行研究の整理

つぎに、私立学校による小学校教員養成事業に関する先行研究をみていこう。

都道府県教育史は、私立学校による小学校教員養成事業についてしばしば言及している。そして、そうした事業を義務教育終了後の進学率が高まり、多様な学力程度や学習要求をもった入学者が増加するにつれ、中等程度の私立学校に備わった一機能と位置づけている¹⁴。しかし、都道府県教育史という性格上、個別の事業については紹介の域を出るものではない。

また、特定の道府県を対象とした事例研究がある。前述した『教員養成史の二重構造的特質に関する実証的研究——戦前日本における地方実践例の解明——』である。同書は、大分県を事例として、私立学校による小学校教員養成事業に関する論稿を所収している。そのうち、野村新¹⁵や沢井正美¹⁶は、一事業の誕生から終焉までをたどっている。こうした論稿は、他に例がないことから貴重である。また、福留美奈子¹⁷は、私立学校による小学校教員養成事業を裁縫教育史のうちにおいて論じ、新たな研究視点を提起している。しかし、同書以外に、こうした事例研究はほぼ皆無である。

ところが、近年、小学校教員検定制度、とりわけ無試験検定制度との関連において、私立学校による小学校教員養成事業に言及する論稿があらわれている。研究代表者丸山剛史『戦前日本の初等教員養成における初等教員検定の意義と役割に関する通史的事例研究』、課題番号二三三三〇九八四、平成二三年度～平成二五年度科学研究費補助金(基盤研究C)研究成果報告書、二〇一四年)が所収する論稿の著者たちによるものである。そのうち、さきにも取り上げた釜田は、秋田県を事例として、無試験検定制度が「師範学校とはほとんど関係性がない教育機関における小学校教員養成を可能にし」¹⁸たと指摘している。そのうえで、つぎのような仮説を唱えている¹⁹。

中等教員における無試験検定……において指定学校および許可学校の存在が指摘されているように、小学校教員の無試験検定においても類似のシステムが存在し、私立学校ないし各種学校の修了者を対象とした小学校教員養成が行われていたのではないか

そして、それらの学校を「小学校教員無試験検定認定校」と仮称している。また、井上

惠美子²⁰は愛知県、丸山剛史²¹は静岡県、笠間賢二²²は宮城県を事例として、同様の問題意識による論稿をあらわしている。これらは、これまで都道府県教育史とごくかざられた事例研究が言及するにすぎなかった私立学校による小学校教員養成事業にひかりをあてた意味において重要である。しかし、右の釜田の言からもわかるように多分に仮説の域にとどまっている。また、その問題意識は、無試験検定制度を「テコ」として、師範学校以外の卒業生がいかにして教員社会に吸収されたのかという「仕組み」の解明にある。しかし、それを可能にした「小学校教員無試験検定制」において、いかなる小学校教員の養成が行われたのか。すなわち「認定校」における養成の質がいかにして担保されたのかについては、解明の余地が大きく残されている。

つまり、私立学校による小学校教員養成事業に関する研究は、近年、小学校教員検定制度との関連において本格的に開始されたものの、端緒にすぎたばかりなのである。

(三) 岡山県における小学校教員養成所に関する先行研究の整理

最後に、岡山県における小学校教員養成所に関する先行研究をみていこう。しかし、これについては、岡山県教育史刊行会編『岡山県教育史』下巻（一九六一年）や蛭田禎男『有漢教員養成所』（有漢町教育委員会、一九八五年）といった記録誌以外、牧昌見²³や山田昇²⁴などが断片的に言及するにすぎない。

そのうち牧は、岡山県における小学校教員養成所について、つぎのように述べている²⁵。

中学校等の卒業生は、高等女学校で「教育」を履修した者を除けば、「教授訓練ニ関スル知識技能」を欠く場合が一般的であった。このため地方によっては「短期ノ講習科」を設けて、これに対処したが、その期間、学科目、教授時数等においてもより「正教員養成ノ機関トシテハ頗ル不完全」であった。第二部制度は、これらの事態に対処して、「正教員養成ノ途」を開こうとするものであった。もちろん、正教員の不足を補完する措置でもあったのである。この短期の講習科の事例として岡山県をあげることができる。岡山県では、明治三十七年二月十七日、小学校教員養成所を設置すべく、文部省に対し、「小学校教員養成所設置認可施行方」を申請した。

これによれば、牧が小学校教員養成所を師範学校本科第二部創設の契機となった地方における「短期ノ講習科」とらえていることがわかる。また、山田は、小学校教員養成所を

一九〇〇年代初頭、地方における師範学校本科第二部創設の機運の高まりを示す事例として取り上げている。しかし、牧が「実存のほどはまだまだ確認していない」²⁶と述べるなど、いずれも、その実相にまでは立ち入っていない。

つまり、岡山県における小学校教員養成所、なかでも私設小学校教員養成所は戦前日本の私立学校による小学校教員養成事業を説明するうえで好個の事例でありながら、その実相は不明のままなのである。

三 本研究の構成と概要

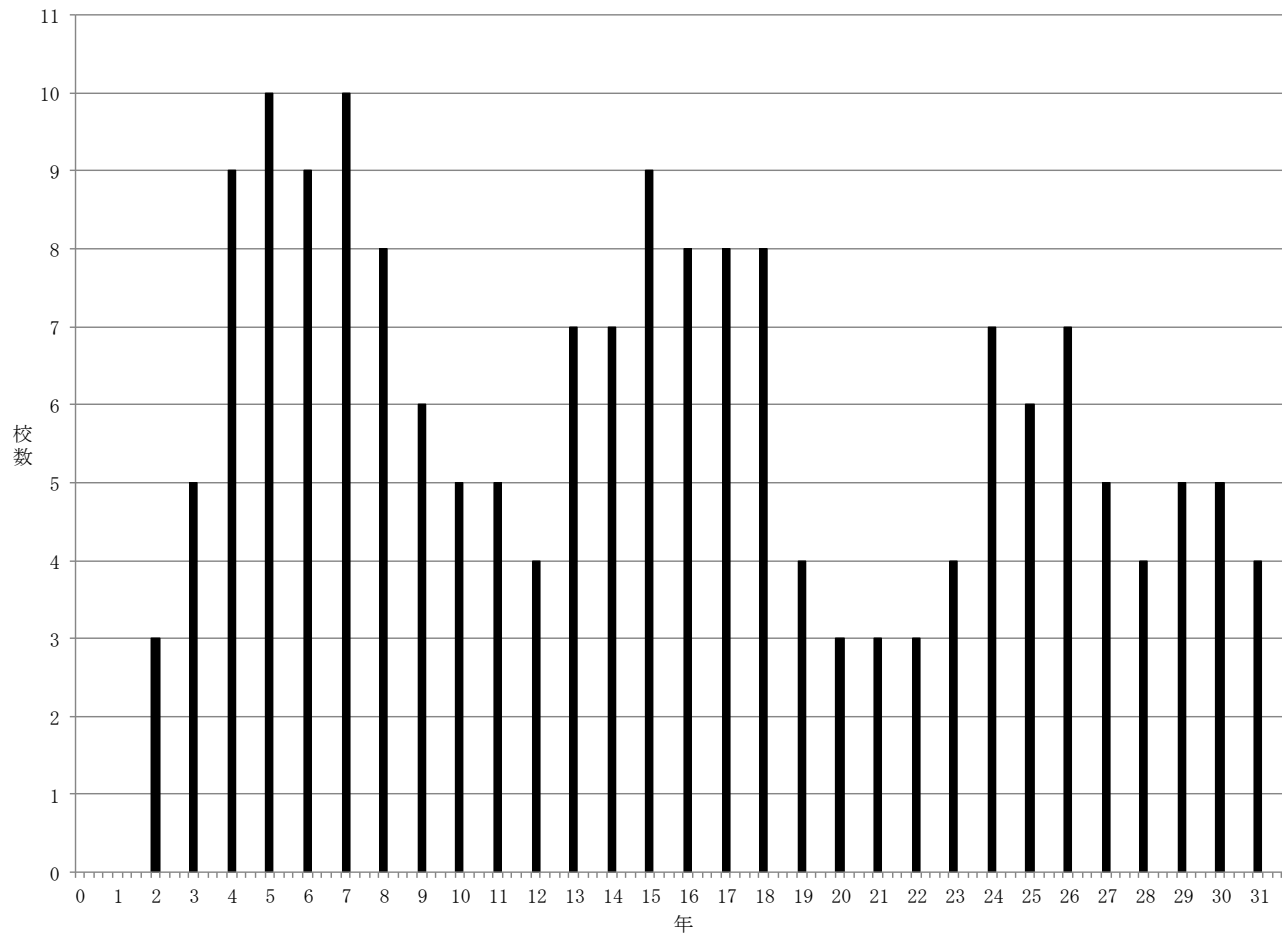
先行研究の整理をふまえ、本研究の構成と概要について述べておこう。本研究は、私設小学校教員養成所の実相を図序一にみられる設置数の推移に応じ、五つの時期に分け、それぞれを各章において論じた。

第一章は、私設小学校教員養成所が創設され、増加した主に一九〇一（明治三四）年度から一九〇三（明治三六）年度までを対象とした。そして、四年制義務教育制度成立時、郡市立准教員養成所、すなわち公設小学校教員養成所に準ずるとはいえ、私設小学校教員養成所の設置がはじめて認められた経緯、そして県下尋常小学校准教員の養成に中心的役割を果たしたその実相に迫った。

第二章は、私設小学校教員養成所が増加後、高どまりした主に一九〇四（明治三七）年度から一九〇七（明治四〇）年度までを対象とした。そして、日露戦争に伴う緊縮財政の影響により師範学校が規模を縮小するなか、公設小学校教員養成所に準ずる存在であった私設小学校教員養成所が正式に設置を認められた経緯、ならびに師範学校講習科の休止を補完したその実相に迫った。

第三章は、私設小学校教員養成所が減少した主に一九〇八（明治四一）年度から一九一二（明治四五、大正元）年度までを対象とした。そして、「師範学校規程」の制定に伴い師範学校制度が整備される一方、私設小学校教員養成所が淘汰され、その役割が低下するなかでも、女子師範学校裁縫講習科の欠を補完したその実相に迫った。

第四章は、主に一九一三（大正二）年度から一九二二（大正一一）年度までを対象とした。こうした大正期においては、第一次大戦に前後して、私設小学校教員養成所が増減した。そのため、第一次大戦を境として、当該期を大正前期と大正後期に分けた。大正前期（主に一九一三年度から一九一九年度）においては、いわゆる三大臣訓令²⁷に伴う緊縮財政が余儀なくされ、師範学校が規模を縮小するなか、予備科の休止を補完するために増加



[註] 表序-1「私設小学校教員養成所の設置状況」より作成。

図序-1 私設小学校教員養成所設置数の推移

した私設小学校教員養成所の実相に迫った。一方、大正後期（主に一九二〇年度から一九二二年度）においては、「大戦景気」²⁸に伴う「小学校教員離れ」の様相が顕著になり、私設小学校教員養成所が撤退するなかでも、中等教員試験検定受検資格認定学校²⁹として存続の危機を回避した私設小学校教員養成所の実相に迫った。

第五章は、私設小学校教員養成所が再び増加に転じ、しかし正教員の充足に伴い終焉を迎えた主に一九二三（大正一二）年度から一九三一（昭和六）年度までを対象とした。そして、大正末期から昭和初期において、第一次大戦終結後の「大戦景気」に伴う「小学校

教員離れ」が終息し、正教員の充足が進むなか、師範学校講習科の休廃止を補完し、教員充足率の地域間格差の解決をめざした私設小学校教員養成所の実相に迫った。また、併せ私設小学校教員養成所が終焉を迎えるまでの経緯をたどった。

以上をふまえ、終章は、本研究を各章ごとに要約するとともに、今後の課題を展望した。

註

¹ 山崎博敏「二一世紀初頭における学校教員の供給構造の変化——国立と私立の需要変化への対応——」(『広島大学大学院教育学研究科紀要』三(六二)、二〇一三年) 一四頁。

² 右の山崎は、「公私立大学での小学校教員養成の課程認定は制限的であり、一九六五年現在、認定校数は公立大学ではわずか一校、私立大学ではわずか八校であった(同前、一五頁)」と述べている。

³ 立教大学が課程認定を申請するまでの経緯や、その後の小学校教員の養成について詳細に述べている下地秀樹「本学教職課程事始め——歴史的現在の教育原論・序説(一)」(立教大学教職課程研究室編『教職研究』二五(臨時増刊)、二〇一四年)は、一九五四(昭和二九)年に課程認定制度が導入され、翌一九五五(昭和三〇)年度に私立大学としてはじめて小学校教員の養成課程を備えたのは、立教大学文学部教育学科、青山学院大学文学部教育学科、清心女子大学文学部教育学科、玉川大学文学部教育学科、日本女子大学家政学部児童学科および文学部教育学科の五大学六学科であると述べている(一八頁)。

⁴ 『青山学院新聞』三〇、一九五〇年一月一五日(青山学院大学五〇年史編纂委員会編『青山学院大学五〇年史』資料編、青山学院大学、二〇〇三年) 一五〇頁所収。

⁵ 私設小学校教員養成所の制度的位置づけについては、加島大輔の一連の論稿を参照。

・「明治期の府県における小学校教員養成と教員養成所」(日本教師教育学会第一五回研究大会配付資料、二〇〇五年)。

・「明治後期における小学校教員養成と教員養成所」(教育史学会第五〇回大会配付資料、二〇〇六年)。

・「近代日本における公私立各種学校による小学校教員養成」(日本教師教育学会第二三回研究大会配付資料、二〇一三年)。

・「明治三〇年代における小学校教員養成制度構想——師範教育令改正作業と教員養成制度の原則をめぐる動向——」(『愛知大学教職課程研究年報』創刊号、二〇一一年)。

・「明治後期における小学校教員養成所をめぐる法令構想と運用実態」(『愛知大学文学論叢』一五二、二〇一五年)。

また、土方苑子編『各種学校の歴史的研究』(東京大学出版会、二〇〇八年)も参照した。

⁶ 本文中にあげた四府県のうち、三重県総合教育センター編『三重県教育史』一(三重県教育委員会、一九八〇年)、『三重県教育史』二(三重県教育委員会、一九八一年)は、三重県において三重女学校、鐸鳴女学校、励精館という私立学校が、愛媛県教育センター内教育史編纂室編『愛媛県教育史』一(愛媛県教育委員会、一九七一年)、『愛媛県教育史』二(愛媛県教育委員会、一九七一年)は、愛媛県において私立伊予教員養成所のほか、松山技芸女学校、愛媛国学館という私立学校が小学校教員の養成を行ったと述べている。他の京都府、埼玉県においては、そうした小学校教員養成機関の存在に言及されていない。

⁷ 横須賀薫「教員養成制度の歴史的検討」(『国民教育研究所年報』一九六五年度、一九六六年)五九―六〇頁。

⁸ 一九七〇年代に入っても、横須賀が示した問題意識は、山田昇「師範教育令と師範学校教育の改革」(中内敏夫、川合章編『教員養成の歴史と構造』(『日本の教師』六)『明治図書』一九七四年)、佐竹道盛「明治後期における教員現職教育の展開」(『北海道教育大学紀要』第一部・C・教育学編)『三〇(一)、一九七九年)などが継承した。また、影山昇『愛媛県師範教育の歴史』(青葉図書、一九七四年)、花井信「日露戦後教員養成史研究の課題——静岡県を事例として——」(『静岡大学教育学部研究報告(人文・社会科学編)』二六、一九七五年)など、師範学校以外の小学校教員養成ルートに言及する論稿があらわされた。

⁹ 本文で言及する以外に一九九〇年代に発表された先行研究として、沢井正美「膳宮学館の成立と展開(一)」(『西日本工業大学紀要(人文社会科学編)』一〇、一九九四年)、「膳宮学館の成立と展開(二)」(『九州教育学会研究紀要』二三、一九九五年)、福留美奈子「大分県における裁縫教育史(一)——近代公教育における女子教育と裁縫女学校——」(『九州教育学会研究紀要』二三、一九九五年)、佐藤尚子ほか「大分県における教員養成史研究——師範教育と非師範教育」(大分大学教育学部教育研究所編『教育研究所報』二四、一九九五年)、「大分県における女性教員養成の歴史」(『大分大学教育学部研究紀要』一八(二)、一九九六年)などがある。

¹⁰ 船寄俊雄「教員養成史研究の課題と展望」(日本教育史研究会編『日本教育史研究』一三、一九九四年)八三―八四頁。

¹¹ 本文で言及する以外に二〇〇〇年代に発表された先行研究として、笠間賢二「小学校教員検定に関する基礎的研究——宮城県を事例として——」、『宮城教育大学紀要』四〇、二〇〇五年)、「地方教育会の教員養成講習会に関する研究——講習会による教員養成——」、『宮城教育大学紀要』四四、二〇〇九年)、山本朗登「一九〇〇年前後における兵庫県教育会の教員養成事業」、『日本教師教育学会年報』一七、二〇〇八年)などがある。また、池田雅則「明治後期における女子教育の一断面——私立裁縫女学校の地域内展開と歴史的位置」(東京大学大学院教育学研究科教育学研究室編『研究室紀要』三二、二〇〇六年)も、師範学校以外の小学校教員養成ルートについて言及している。

¹² 本文で言及する以外に二〇一〇年代に発表された先行研究として、竹村茂紀「明治・大正期宮城県における私立学校の成立と展開——向陽学舎を事例として——」(教育史学会第五七回大会配付資料、二〇一三年)、竹村茂紀「宮城県再置後の教員養成」(宮崎県立図書館編『宮崎県文化講座研究紀要』四〇、二〇一四年)、竹村茂紀「向陽学舎の研究——明治・大正期宮城県における私立教員養成機関——」(地方史研究協議会編『地方史研究』三七七、六五(五)、二〇一五年)、釜田史「愛媛県小学校教員養成史研究——愛媛教育協会における教員養成事業を中心に——」、『愛媛大学教育学部紀要』六〇、二〇一三年)がある。

¹³ 釜田史『秋田県小学校教員養成史研究序説——小学校教員検定試験制度を中心に——』学文社、二〇一二年、四頁。

¹⁴ たとえば群馬県教育史研究編さん委員会編『群馬県教育史』三(大正編)(群馬県教育委員会、一九七四年)は、「明治中期以降、特に日清日露戦争後、国勢が発展し、国民生活が著しく充実して来るとともに、一応教育制度も整備され、……上級学校への進学熱も高まり、……私立学校が設立されて来(五四七頁)」た。そのうち「女子教育にあつても……裁縫を主として教授する裁縫学校が各地に設立されてきた。それが明治末期から私立学校の主流を占めるようになった(五四七頁)」。そして、「明治裁縫学校や佐藤裁縫女学校などは、女子に必要な教養と実技を授けるだけでなく、師範科を設け、小学校や実業補習学校の教員をも養成し(五五一頁)」たと述べている。

¹⁵ 野村新「私学・習説校における教員養成」(野村新、佐藤尚子、神崎英紀編『教員養成史の二重構造的特質に関する実証的研究——戦前日本における地方実践例の解明——』溪水社、二〇〇一年)。

- 16 沢井正美「膳宮学館の成立と展開」(同前)。
- 17 福留美奈子「裁縫女学校における教員養成」(同前)。
- 18 釜田史「小学校教員無試験検定制度に関する研究——秋田県を事例として——」(『日本教育史学会紀要』四、二〇一四年)一七頁。
- 19 釜田史「小学校教員無試験検定制度に関する事例研究——秋田県の場合——」(研究代表者丸山剛史『戦前日本の初等教員養成における初等教員検定の意義と役割に関する通史的事例研究』課題番号二三三〇九八四、平成二三年度〜平成二五年度科学研究費補助金(基盤研究C)研究成果報告書、二〇一四年)四〇頁。
- 20 井上恵美子「小学校教員免許状制度における無試験検定制度のルート」(同前)。
- 21 丸山剛史「静岡県の初等教員養成と初等教員検定——研究ノート——」(同前)。
- 22 笠間賢二「一九二〇年代半ば以降の小学校教員検定——無試験検定の拡充——」(『宮城教育大紀要』四九、二〇一四年)。
- 23 牧昌見『日本教員資格制度史研究』風間書房、一九七一年。
- 24 山田昇「教員養成」(国立教育研究所編『日本近代教育百年史』四(学校教育二)、一九七四年)。
- 25 前掲註23、『日本教員資格制度史研究』、二一九頁。
- 26 同前、一三四頁。
- 27 三大臣訓令とは、一九二二(大正元)年九月、内務大臣、文部大臣、農商務大臣連署による地方費整理に関する訓令をさす。
- 28 「大戦景気」とは、第一次大戦においてヨーロッパが主戦場となり、ヨーロッパ商品がアジア市場に不在となったことから、日本商品がアジア市場を独占することによって生じた好景気をさす。これは、一九一五(大正四)年後半にはじまり、一九二〇(大正九)年三月に「戦後恐慌」が発生するまで続いたと言われる。岡山県においては、「大戦景気」の余波が、一九二〇(大正九)年度末頃まで継続した。
- 29 「中等教員試験検定受検資格認定学校」という名称は、井上恵美子『家事科』『裁縫科』『手芸科』の場合(船寄俊雄、無試験検定研究会編『近代日本中等教員養成に果たした私学の役割に関する歴史的研究』学文社、二〇〇五年)、「小学校教員免許状制度における無試験検定制度のルート」(前掲註19、『戦前日本の初等教員養成における初等教員検定の意義と役割に関する通史的事例研究』)中の使用にならった。なお、「受験」との表現

は、「受検」に改めた。

第一章 四年制義務教育制度成立時の岡山県における私設小学校教員養成所

——公設小学校教員養成所に準じ創設された私設小学校教員養成所——

本章の課題は、四年制義務教育制度成立時（主に一九〇一年度から一九〇三年度まで）の岡山県における私設小学校教員養成所を対象として、その実相に迫ることにある。当該期においては、公設小学校教員養成所に準ずるとはいえ、私設小学校教員養成所の設置がはじめて認められた。そうして創設された私設小学校教員養成所は、県下尋常小学校准教員の養成に中心的役割を果たしたのであった。

第一節 県下教員養成に参入した私設小学校教員養成所

一九〇〇年代初頭の岡山県は、四年制義務教育制度の成立に伴う教員不足に悩まされていた。そこで、「郡市立准教員養成所ニ関スル規程」を制定し、郡市立准教員養成所、すなわち公設小学校教員養成所、さらに同規程を準用し、私設小学校教員養成所の設置を認めた。本節では、こうした私設小学校教員養成所創設までの経緯と設置状況、ならびに県下教員養成に果たした役割をみていこう。

(一) 公設小学校教員養成所の創設と不振

右の課題をみるにあたり、私設小学校教員養成所創設の契機となった公設小学校教員養成所の設置状況を確認することからはじめてみよう。岡山県は、四年制義務教育制度成立時における教員不足を解決するため、公設小学校教員養成所の設置を認めた。しかし、公設小学校教員養成所は、期待どおりには設置されなかった。

岡山県は、一九〇一（明治三四）年県訓令第八五号により、「郡市立准教員養成所ニ関スル規程」を制定した。そして、同規程において「郡市ニ於テ、尋常小学校准教員養成所ヲ設クルトキハ、此規程ニ抛ルモノトス」¹と定め、公設小学校教員養成所の定員、入学条件、学資補助と服務義務、修業期間、養成科目および程度、教授時数、講師の資格および配置基準を示した。

岡山県が「郡市立准教員養成所ニ関スル規程」を制定した理由は、師範学校によっても解決することのできない教員不足に応ずるためであった。同県は、明治初年にはすでに就学児童数が西日本随一と言われ²、そもそも教員の需要が高かった。さらに、四年制義務教育制度成立時における就学率の急上昇と、それに伴う学級数の急増が、教員不足に拍車

をかけた。表1-1は、尋常小学校における本科正教員数を学級数で除した教員充足率の推移を示している。これによれば、教員充足率が年々低下したことがわかる。しかし、こうした教員不足を解決するためには、つぎのような諸策によっても数年を待たざるを得なかった³⁾。

師範学校生徒ノ定員ヲ増加シ、試験検定度数ヲ増加シ、或ハ講習科生徒ヲ倍加シ……ト雖、尚数ヶ年ヲ経過スルニアラスンハ、其ノ不足ヲ補充スルコト能ハサルノ情况アルハ、寔ニ遺憾ニ堪ヘサル所ナリ、

表1-1 尋常小学校における教員充足率の推移
(単位：%)

年度	1901	1902	1903
教員充足率	67.7	67.2	65.7

[註] 『岡山県統計書(岡山県統計年報)』各年度より作成。

そこで、岡山県は、「各郡市ヲシテ准教員養成ノ為、講習会ヲ開設セシムル」⁴⁾と、「郡市立准教員養成所ニ関スル規程」を制定し、公設小学校教員養成所の設置を認めた。それに際し、いかなる議論がなされたのかは、史料的な制約のために判然としない。しかし、静岡県などの他道府県も、すでに一八九〇年代には同様の教員養成機関の設置を文部省に照会していた⁵⁾。岡山県も、それら道府県にならい、「郡市立准教員養成所ニ関スル規程」を制定したのであろう。

そして、岡山県は、公設小学校教員養成所の創設により、当面の正教員の補充と将来の正教員候補者の確保をめざした。それは、尋常小学校准教員免許状を取得することにより、つぎの三つが可能になったからである。一つは、「一時教授スル者」として正教員に代わり、その不足を補充することである(一八九〇年勅令第二一五号「小学校令」第五二条)。二つは、「准教員ノ免許状ヲ有シ、一箇年以上公立小学校教員ノ職ニ在リシコト」という正教員免許状の取得を目的とした検定試験の受検資格を得ることである(一八九一年文部省令第一九号「小学校教員検定等ニ関スル規則」第四条)。三つは、「尋常小学校ノ本科准教員タルヘキ免許状ヲ有シ」という師範学校入学試験の受検資格を得ることである(一八九二年文部省令第一〇号「尋常師範学校生徒募集規則」第二条)。

しかし、公設小学校教員養成所は、不振であった。表1-2は、公設小学校教員養成所の設置状況を示している。

表1-2 公設小学校教員養成所の設置状況
(設置順)

	公設小学校教員養成所名称	開閉設年月
1	赤磐郡准教員養成所	1901.6→1901.11
2	阿哲郡准教員養成所	1902.5→1902.11
3	苫田郡准教員養成所	1902.6→1902.12
4	真庭郡准教員養成所	1902.7→1902.12
5	和気郡准教員養成所	1902.7→1903.1
6	上房郡准教員養成所	1903.5→1903.11

[註] 『山陽新報』各号、岡尋編『赤磐郡銘鑑』赤磐郡銘鑑発刊所、1953年、157頁、阿哲郡教育会編『阿哲郡誌』下巻、1931年、218頁、真庭郡編『真庭郡誌』真庭郡役所、1923年、289頁より作成。

これによれば、「郡市立准教員養成所ニ関スル規程」が制定された一九〇一（明治三四）年度、公設小学校教員養成所を設置した郡市は県下二〇郡市のうち赤磐郡一郡であったことがわかる。一九〇二（明治三五）年度も阿哲郡、苫田郡、真庭郡、和気郡の四郡にすぎず、一九〇三（明治三六）年度には再び上房郡一郡のみとなった。このように公設小学校教員養成所の設置が県下の一部にとどまった理由は、「講師には中学校程度の教師を招聘するの方針なるも、地方にて適當の人を得るに困難」⁶、「郡市の費用を以て、小学校教員を講習する」⁷と、郡市が教員の招聘や経費の負担に苦慮したからであろう。

（二）尋常小学校准教員の養成に成果をあげた私設小学校教員養成所

では、岡山県は、公設小学校教員養成所の不振を受け、いかに教員不足に対処したのか。同県は、「郡市立准教員養成所ニ関スル規程」を準用し、私設小学校教員養成所の設置を認めた。そうして創設された私設小学校教員養成所は県南郡部に在り、尋常小学校准教員の養成に好成绩をおさめたのであった。

表1-3は、私設小学校教員養成所の設置状況を示している。これによれば、当該期において、五校の私設小学校教員養成所が設置されたことがわかる。そして、尋常小学校准教員養成機関の时期的分布を示す図1-1と併せみるならば、私設小学校教員養成所が公設小学校教員養成所および師範学校講習科と期を同じくして、尋常小学校准教員を養成したことが確認される。

しかし、岡山県が、いかなる経緯により、私設小学校教員養成所の設置を認めたのか。これについても、史料的な制約のために判然としない。ただ、師範学校講習科について、行論上必要な範囲で説明をしよう。男子講習科は、現職教育と併せ、「新二小学校教員タラント欲スル者ヲ養成スル」

表1-3 私設小学校教員養成所の設置状況

(設置順)					
	私設小学校教員養成所名称	養成教員種	開閉設年月	所在地	付設（関連）する中等程度の学校
1	金川中学教員養成所	尋准	1902.4→1919.3	岡山市 →御津郡	私立金川中学校ほか
2	興讓館中学教員養成所	尋准	1902.4→1908.3 (1905.4→1907.3を除く)	後月郡	私立興讓館中学校
3	春霞（女）学校教員養成所	尋准	1902.4→1908.4まで存続確認	都窪郡	私立春霞（女）学校
4	岡山女学校教員養成所	尋本正/尋准	1903.4→1905.3	岡山市	私立岡山女学校
5	豊野裁縫教員養成所	小裁専正	1903.5頃→不明	上房郡	

[註] (1) 『山陽新報』各号、『岡山県統計書（岡山県統計年報）』各年度、『岡山市統計年報』各年度、『岡山県学事関係職員録』各年度、岡山県教育史刊行会編『岡山県教育史』下巻、岡山市編集委員会編『岡山市史（宗教・教育編）』岡山市役所、八〇周年記念誌編集委員会編『臥龍』岡山県立金川高等学校創立八〇周年記念事業推進期成会、1963年、36—38頁、岡山県立金川高等学校創立一二〇周年記念事業実行委員会編『岡山県立金川高等学校創立一二〇周年記念誌』、2004年、296—302頁、山下敏謙編『興讓館一二〇年史』、1973年、641頁より作成。

(2) 金川中学教員養成所は、1904（明治37）年1月に岡山市から御津郡に移転した。

8と、時宜に応じて尋常小学校本科正教員、あるいは尋常小学校准教員を養成した。しかし、後述するように尋常小学校准教員の養成については積極的でなかったと考えられる。一方、女子講習科は、甲種における現職教育と併せ、乙種において「女子ニシテ新ニ尋常小学校准教員タラント欲スル者ニ、必須ナル学科ヲ講習セシムル」9と、尋常小学校准教員を養成した。

ところで、私設小学校教員養成所は、県南郡部に設置された。図

一―一は、私設小学校教員養成所の地域的分布を示している。これによれば、金川中学教員養成所（一九〇四年一月御津郡に移転）および岡山女学校教員養成所が岡山市に設置される一方、他の私設小学校教員養成所はいずれも県南郡部に設置されたことがわかる。県南郡部に該当する旧備前国一帯は、そもそも明治以前から私塾隆盛の地であった10。それらが明治初期

の私立中学校へと連なり、岡山県における私立中学校数は東京府につぐほどであった11。これを素地として、当該期においても、県南部には人口が集中し、生徒募集に好都合であり、授業料収入を期待する私立学校が偏在していた。そのうち、後述する興譲館中学校のように財政難に苦しむ私立学校が経営改善をめざし、小学校教員養成所を設置したのである。

そして、私設小学校教員養成所は、県下尋常小学校准教員の養成に中心的役割を果たし



[註] (1) 表1-3「私設小学校教員養成所の設置状況」より作成。
(2) 金川中学教員養成所は、1904（明治37）年1月に岡山市から御津郡に移転した。

図1-2 私設小学校教員養成所の地域的分布

年度	1901	1902	1903
岡山県師範学校			
男子講習科			
女子講習科		03.2	
公設小学校教員養成所			
赤磐郡准教員養成所	01.6	01.1	
阿哲郡准教員養成所		02.5	02.1
苫田郡准教員養成所		02.6	02.1
真庭郡准教員養成所		02.7	02.1
和気郡准教員養成所		02.7	03.1
上房郡准教員養成所			03.5
私設小学校教員養成所			
金川中学教員養成所	02.4		
興譲館中学教員養成所	02.4		
春霞（女）学校教員養成所	02.4		
岡山女学校教員養成所			03.4

[註] 表1-2「公設小学校教員養成所の設置状況」、表1-3「私設小学校教員養成所の設置状況」より作成。

図1-1 尋常小学校准教員養成機関の時的分布

た。表一四は、尋常小学校准教員養成機関の卒業生数の推移を示している。ここでは、小学校教員養成所卒業生がかならずしも教員免許状取得者ではないという史的な制

表1-4 尋常小学校准教員養成機関卒業生数の推移
(単位：名)

年度	1901	1902	1903
岡山県師範学校			
男子講習科	175	150	158
女子講習科			36
小計	175	150	194
公設小学校教員養成所			
赤磐郡准教員養成所	30		
阿哲郡准教員養成所		37	
苫田郡准教員養成所		24	
真庭郡准教員養成所		40	
和气郡准教員養成所		40	
上房郡准教員養成所			40
小計	30	141	40
私設小学校教員養成所			
金川中学教員養成所		80	90
興讓館中学教員養成所		34	29
春霞(女)学校教員養成所		不明	32
岡山女学校教員養成所			不明
小計	0	114	151
合計	205	405	385

- [註](1) 『山陽新報』各号、『岡山県統計書(岡山県統計年報)』各年度、八〇周年記念誌編集委員会編『臥龍』岡山県立金川高等学校創立八〇周年記念事業推進期成会、1963年、20—22頁、私立興讓館中学校癸卯会編『興讓』第1号、1908年、105—107頁、興讓館高等学校所蔵より作成。
- (2) 1901(明治34)年度の赤磐郡立准教員養成所は、免許状取得者数を示す。
- (3) 師範学校男子講習科の卒業生のうちには、尋常小学校本科正教員免許状取得者も含む。

約があるものの、各機関が尋常小学校准教員の養成に果たした役割を把握することは可能であろう。さて、これによれば、各年度とも男子講習科が相当数の尋常小学校准教員を供給したかのようにみえる。しかし、男子講習科は、前述のように現職教育のほか、尋常小学校本科正教員も養成した。むしろ、尋常小学校准教員を養成したことを確認できるのは、数回にすぎなかった¹²⁾。また、一度の講習による卒業生数も、「小学校教員講習科結了、……二十一名に証書(准教員程度)を授く」¹³⁾とわずかであった。そのため、男子講習科はほぼ現職教育および尋常小学校本科正教員の養成に終始し、尋常小学校准教員の養成にさほど成果をあげなかったと考えられる。また、設置直後の女子講習科も、現職教育と併せ、一九〇三(明治三六)年度に三六名の卒業生を供給するにとどまった。これに照らせば、尋常小学校准教員の養成において、小学校教員養成所が師範学校講習科を圧倒したと言いうことができるであろう。なおかつ、公設小学校教員養成所が一九〇二(明治三五)年度に卒業生を多数供給したものの、以降停滞したことを勘案するならば、創設以来、安定的に卒業生を供給した私設小学校教員養成所が尋常小学校准教員の主たる供給源になっていたことがわかる。

第二節 公設小学校教員養成所に準じ創設された私設小学校教員養成所の実相

——興讓館中学教員養成所を事例として——

本節では、前節で明らかにした私設小学校教員養成所の設置状況と県下教員養成に果た

した役割をふまえ、当該期における代表的事例である興讓館中学教員養成所を取り上げ、私設小学校教員養成所における教員養成の実相をみていく。

(一) 中学校の経営改善を目的として設置された興讓館中学教員養成所

財政難に苦しむ私立学校が経営改善をめざし、小学校教員養成所を設置したことはすでに述べたとおりである。これは、興讓館中学校も同様であった。そうして設置された興讓館中学教員養成所は、中学校の経営に資するとともに、その所在地である後月郡における教員不足の改善にも寄与したのであった。

興讓館中学校は、一八五三(嘉永六)年、旧備中国後月郡に開学した郷学興讓館を淵源とする¹⁴。その開学は、領主一橋徳川家の意向によるものであった。しかし、郡内の豪農層が維持運営を担ったことから、同館は地域に根ざした教育機関として位置づいていた。そして、明治以降も存続し、一八七四(明治七)年には私立学校興讓館と改称するとともに、旧小田県からの要請を受け、小学校教員伝習所を設置した。こうした実績が、後述するように経営改善をめざす手立てとして、小学校教員養成所を設置することにつながったのかもしれない。

さて、興讓館中学校は、一九〇二(明治三五)年四月、「郡市立准教員養成所ニ関スル規程」により、小学校教員養成所を設置した。同校が岡山県に提出した「私学興讓館付属教員養成部設置ニ付申請」¹⁵を引用するならば、つぎのとおりである。

近年、小学教育大ニ普及増進、学齡児童ニシテ不就学者殆ンド跡ヲ絶ツニ至レリ、然ルニ、一方ニ於テハ小学教員ノ欠乏ヲ来シ、代用教員ヲ以テ一時ヲ弥縫セルモノ万止ムヲ得ザルニ出ズルト雖モ、国民教育ノ為メ遺憾措ク能ハザル処ナリ、……依テ明治三十四年岡山県令第八十五号ニ基キ、来ル本年(一九〇二年……引用者)四月一日ヨリ、尋常小学校准教員養成部ヲ付設シ、聊カ国民教育ノ為メ尽シ度候条、御認可相成度、即別紙教員養成部規則、并ニ函面相添へ、此段申請候也、

これによれば、興讓館中学校が「明治三十四年岡山県令第八十五号」^(県訓令)、すなわち「郡市立准教員養成所ニ関スル規程」により、岡山県に小学校教員養成所の設置を申請したことがわかる。しかし、私立学校である同校がなぜ同規程により、小学校教員養成所の設置を申請することが可能であったのか、また岡山県がいかなる経緯や根拠により、それを認可

したのかは判然としない。他の史料も、「後月郡興讓館には本県訓令第八十五号に基き、尋常小学校准教員養成所を新設し」¹⁶と、興讓館中学校が「郡市立准教員養成所二開スル規程」により、小学校教員養成所を設置したという事実を記述するのみである。

ところで、興讓館中学校が小学校教員養成所を設置した理由は、その経営改善にあった。同校の経営は、「多額の不足金を生じ、山下秋堂（館長……引用者）の私債によって漸く維持している」¹⁷状況に置かれていた。そのため、同校にとって小学校教員養成所の設置は、右の申請書にあるような教員不足の解決を目的とするだけでなく、岡山県や後月郡に補助金の交付を申請するための「口実」であった。また、「教員養成所の付設により、……これを積極的に生徒募集に結びつけていくことが、学生数の増加に有効であった」¹⁸と、生徒募集、ひいては授業料収入増加のための「材料」でもあった。一例として、興讓館中学校が一九〇二（明治三五）年二月、後月郡に提出した「郡費補助懇願書」¹⁹を引用するならば、つぎのとおりである。

本館、……小学校教員養成部付設致度候条、郡内学業ノ為メ、明治三十五年度ニ於テ、郡費ヨリ金七百円御補助被成下度、別紙改正教科表并付属教員養成部規則及ビ三十五年度経費予算書相添、此段懇請候也、

これによれば、興讓館中学校が小学校教員養成所規則も併せ提出するなど、その設置を理由の一つとして、後月郡に補助金の交付を申請したことがわかる。さらに、「本館ハ、……小学校教員養成部ヲ置キ、……由テ県費補助ノ恩恵ヲ蒙ランコトヲ偏ニ渴望ニ堪ヘサルナリ」²⁰と、岡山県にも補助金の交付を申請した。

また、興讓館中学教員養成所の設置は、その所在地である後月郡にとっても有益であった。興讓館中学校は、岡山県のみならず同郡にも小学校教員養成所の設置を申請し、「其館ニ教員養成部設置ノ件、本月（一九〇二年三月……引用者）二十日付認可相成候」²¹と、その認可を得た。そうした手続きがなぜ必要であったのかは判然としない。しかし、これにより、後月郡は、各郡が公設小学校教員養成所の設置に苦慮するなか、教員が揃い、施設、設備が整う興讓館中学校に准教員の養成を一任し、軽微な負担により、郡下教員不足の改善を期待することができた。以降、同郡が公設小学校教員養成所を設置しなかったことに照らせば、興讓館中学教員養成所は後月郡立准教員養成所に代わる役割を果たしたと考えられる。もちろんそれは、前述のように興讓館中学校が地域に根ざした教育機関とし

て存続していたからであろう。だからこそ、後月郡は、同校に補助金を交付し、また旧郡役所庁舎を小学校教員養成所の校舎として無償貸与する²²といった便宜をはかったのである。

(二) 一〇代後半、高等小学校卒業生を中心とした入学者

では、興讓館中学教員養成所への入学者は、いかなる者たちであったのか。あらかじめ結論に言及するならば、およそ一〇代後半の高等小学校卒業生であった。

表1-5は、興讓館中学養成所が尋常小学

校准教員を養成した一九〇二(明治三五年)年度から一九〇四(明治三七)年度までの入学者一二三名²³のうち、不明の二三名を除いた一〇〇名の年齢を示している。これによれば、一五歳の三四名、一六歳の二二名を

表1-5 興讓館中学教員養成所入学者の年齢 (単位：名)

年齢	人数
14歳	11
15歳	34
16歳	22
17歳	12
18歳	11
19歳	7
20歳以上	3
合計	100

[註] 「第1回」、「第2回」(『学籍簿』第1号、興讓館高等学校所蔵)、「第3回」(『学籍簿』第2号、興讓館高等学校所蔵)より作成。

中心として、同養成所への入学者はおよそ一〇代後半の者であったことがわかる。

そして、その学習歴は、高等小学校卒業がもつとも多くを占めた。表1-6は、不明の一名を除いた一二二名を対象として、その学習歴を示している。これによれば、高等小学校卒業が最多であったことがわかる。そのうちには、「明治三十六年三月、矢掛高等小学校卒業、同年(一九〇四年……引用者)四月ヨリ本年迄、片岡虎太郎二就キ修学ス」²⁴など、高等小学校卒業後、私塾や独学による数年の学習歴を有する者も含まれた。

表1-6 興讓館中学教員養成所入学者の学習歴 (単位：名)

学習歴	人数	学習歴	人数
高等小学校卒業	88	興讓館中学校中退	21
中学校中退	28	その他中学校中退	7
その他	6		
合計	122		

[註] 「第1回」、「第2回」(『学籍簿』第1号、興讓館高等学校所蔵)、「第3回」(『学籍簿』第2号、興讓館高等学校所蔵)より作成。

なお、入学者のなかには、興讓館中学校中退者も認められた。再び表1-6に目を移すならば、中学校中退者が二八名あったことがわかる。そして、そのうちの二一名は、興讓館中学校中退者であった。このように興讓館中学教員養成所は、生徒確保、ひいては授業料確保の一環としてであろう、興讓館中学校中退者の受け皿的役割も果たしたのである。

(三) 広範化した入学者の住所地

興讓館中学教員養成所への入学者は、およそ一〇代後半の高等小学校卒業生であった。

そして、その住所地は、同養成所の在る後月郡がつねに最多を占めたものの、次第に広範化した。こうして後月郡近隣県郡および県北部在住者も、同養成所設置の恩恵に浴したのであった。

興讓館中学教員養成所への入学者は、後月郡在住者が中心であった。表一七は、入学者一二三名のうち、不明の三名を除いた一二〇名を対象として、その住所地を示している。これによれば、後月郡在住者が最多であったことがわかる。これは、興讓館中学教員養成所が後月郡立准教員養成所に代わる役割を果たしたであろうことに照らせば、当然の結果と言える。

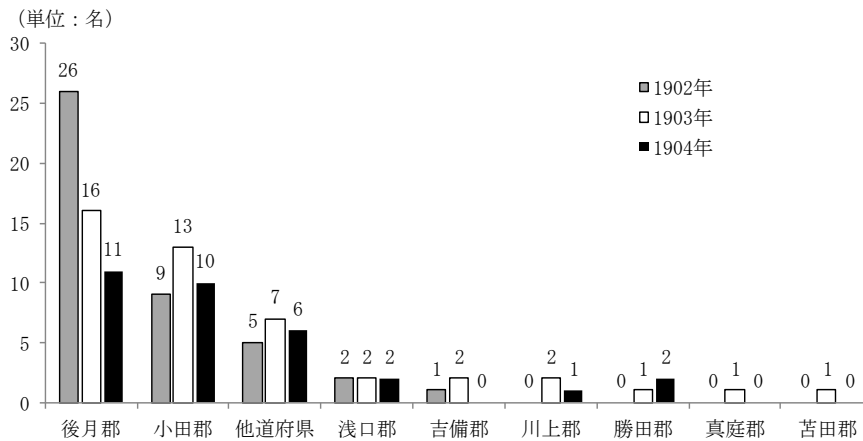
また、興讓館中学教員養成所は、近隣県郡からも入学者を集めた。再び表一七に目を移すならば、入学者の住所地の第二位は後月郡に隣接する小田郡であったことがわかる。第三位は他道府県、これは、主に後月郡に隣接する広島県東部にある深安郡、神石郡などであった。さらに、浅口郡、吉備郡、川上郡と、後月郡と同じ県南西部に在る各郡が続いた。興讓館中学教員養成所は、私設小学校教員養成所ゆえ、公設小学校教員養成所のように「本郡内ニ居住シ」²⁵と居住条件を定めなかった。そのため、後月郡以外の近隣県郡在住者も入学が可能になった。そして、再び表一七に目を移すならば、右の各郡がいずれも公設小学校教員養成所を設置していなかったことがわかる。こうして公設小学校教員養成所不在の近隣県郡在住者も、興讓館中学教員養成所設置の恩恵に浴することができた。

そうした興讓館中学教員養成所は、次第に県下広域から入学者を集めるようになってい

表1-7 興讓館中学教員養成所入学者の住所地

(単位：名)	
住所地	人数
後月郡	53
小田郡	32
他道府県	18
浅口郡	6
吉備郡	3
川上郡	3
勝田郡	3
真庭郡	1
苫田郡	1
合計	120

[註] 「第1回」、「第2回」(『学籍簿』第1号、興讓館高等学校所蔵)、「第3回」(『学籍簿』第2号、興讓館高等学校所蔵)より作成。



[註] 「第1回」、「第2回」(『学籍簿』第1号、興讓館高等学校所蔵)、「第3回」(『学籍簿』第2号、興讓館高等学校所蔵)より作成。

図1-3 興讓館中学教員養成所入学者住所地の経年変化

た。図一三は、入学者住所地の経年変化を示している。これによれば、一九〇二(明治三五)年度こそ、後月郡在住者が二六名あり、第二位の小田郡の九名と比べて突出していたことがわかる。しかし、後月郡在住者は、つねに首位でありながらも、年を追うごとに二六名、一六名、一名と減少した。その一方で、年々勝田郡、真庭郡、苦田郡からの入学者もみられるようになり、興讓館中学教員養成所入学者の住所地は県北部にまでおよんだ。

(四) 「郡市立准教員養成所ニ関スル規程」に準拠した養成内容

ところで、興讓館中学教員養成所は、いかなる教員養成を行ったのか。「郡市立准教員養成所ニ関スル規程」により設置された同養成所は、それに準ずる養成内容を定めた。そして、そこでの教員養成は、興讓館中学校教員が担ったのであろう。

興讓館中学教員養成所における養成内容は、「郡市立准教員養成所ニ関スル規程」に準拠した。表一八は、定員、入学条件、学資補助と服務義務(授業料の徴収)、修業期間、養成科目および教授時数といった養成内容について、「郡市立准教員養成所ニ関スル規程」と「私学興讓館付属教員養成部規則」を比較している。これによれば、同規程が学資補助と服務義務を定めたのに対し、学則は私設小学校教員養成所ゆえに授業料の徴収を定めたことがわかる。しかし、それ以外は、同規程の示す基準を満たす養成内容を定めた。また、年度によって、基準を上回る内容も加えられた。後述するような学期末試験や卒業試験の科目をみると、表一八にある養成科目のほか、漢学科や農

表1-8 「郡市立准教員養成所ニ関スル規程」と「私学興讓館付属教員養成部規則」の比較

	「郡市立准教員養成所ニ関スル規程」	「私学興讓館付属教員養成部規則」
定員	第2条 生徒ノ定員ハ40名以内トス	第3条 生徒定員ハ30名以内トス
入学条件	第3条 入学志望者ハ左ノ資格ヲ具フルコトヲ要ス 1. 品行方正身体健全ニシテ小学校教員トナルノ志望確實ナルモノ 2. 年齢満15年以上ニシテ修業年限4ケ年ノ高等小学校ヲ卒業シ若ハ之ト同等以上ノ学力ヲ有スルモノ	第9条 入学志望者ハ左ノ資格ヲ具フルヲ要ス (1) 品行方正身体健全ニシテ小学校教員トナルノ志望確實ナルモノ (2) 年齢満15年以上ニシテ修業年限4ケ年ノ高等小学校ヲ卒業シ若クハ之ト同等以上ノ学力ヲ有スルモノ
学資補助と服務義務(授業料の徴収)	第4条 生徒ニハ在学中学資ヲ補給スルコトヲ得 第5条 前条ニ依リ学資ノ補給ヲ受ケタル者ハ卒業後1ケ年以上其郡市内小学校ニ就職スル義務アルモノトス	第17条 授業料ハ毎月金80銭トス
修業期間	第7条 修業期限ハ凡ソ6ケ月以上トス	第2条 修業期限ハ10ケ月トス
養成科目および教授時数	第8条 学科目及其ノ程度ハ小学校令施行規則第112条ニ拠ルモノトス 第9条 毎週ノ教授時数ハ30時以上36時以下トシ各学科ノ配当時間ハ概子左ノ例ニ依ルヘシ 修身2 教育5 国語10 算術6 地理歴史4 体操3 裁縫(女子)	第4条 学科目及其程度ハ小学校令施行規則第112条ニ拠ル 第5条 毎週教授時間数ハ左ノ如シ 修身2 教育5 国語10 算術6 地歴4 体操3

[註] 『岡山県報』第61号、1901年11月30日、「私学興讓館付属教員養成部規則」(私立興讓館『進達書類綴』明治33年以降、興讓館高等学校所蔵より作成。

理科なども課せられていた²⁶。ことが確認される。こうした養成科目は、興讓館中学校が経営改善をめざし、小学校教員養成所の設置と同時に、中学校に農林学科を設置した²⁷影響により加えられたのであろう。

そして、興讓館中学教員養成所においては、中学校教員が小学校教員養成所教員を兼ねたと考えられる。表一―九は、一九〇三（明治三六）年度を例として、興讓館中学校の教員構成を示している。これによれば、その担当科目が表一―八の学則における養成科目を網羅したことがわかる。そのため、中学校教員が小学校教員養成所における授業を担当したのであろう。

なお、使用された教科書は史料的な制約のために判然としないものの、表一―一〇にある岡山県告示による検定用参考図書が用いられたのではないか。

表1-9 1903年度における興讓館中学校の教員構成

氏名	職名	担当学科
山下政吉	館長	倫理、漢学
木村忠彦	教師	国語
笠原怨一	教師	英語、法制
井本武之	教師	歴史、地理、習字
松野保太郎	教師	数学
川井甚平	教師	博物、農林
河合文林	教師	図画
長尾協	教師	教育
谷本藤作	教師	体操
柚利淳一	助手	国語、漢文、作文、習字
江原謙二	書記	

〔註〕 井原市史編纂委員会編『井原市史』V近現代史料編、井原市、2003年、851—852頁より作成。

表1-10 尋常小学校准教員免許状取得のための小学校教員試験検定用参考図書

学科	書名	著訳編者
修身	勅語衍義	井上哲次郎
教育	実用小教育学	斉藤鹿太郎
算術	算術新教科書	沢田吾一
国語	記載されず	
歴史地理	普通新地理	高橋兼吉 加藤電次郎
	岡山県地理書教員用 日本史要	吉原裕太 新保磐次
体操	改訂増補普通体操法	坪井玄道
	唱歌適用実験遊戯書	横地捨次郎

〔註〕 『岡山県報』第53号、1901年3月31日より作成。

（五）無試験検定受検の資格付与により誇った高い合格率

では、興讓館中学教員養成所は、小学校教員検定にどれほどの成果をあげたのか。同養成所卒業生のうち成績優良者には、無試験検定受検の資格が付与された。これにより、同養成所卒業生は、尋常小学校准教員免許状の取得に際し、一般受検生を凌ぐ成績をおさめたのであった。

興讓館中学教員養成所は、学力および操行の評価に基づき、卒業の可否を決定した。一九〇三（明治三六）年度を例とするならば、同養成所は、卒業の可否を決定するため、「明治三六年度准教員養成部第一学期試験第二学期試験卒業試験総平均点表」²⁸を作成した。そこには、学力および操行の評価が記載された。これにより、まず学力の評価方法をみよう。平均点表によれば、倫理科、漢学科、国語科、地理科、歴史科、農林科、教育科、習

字科、数学科、作文科、図画科、体操科の合計一二科目について第一学期試験、第二学期試験、卒業試験が実施され、「卒業試験平均点ノ二倍ニ、第一、第二、両学期ノ平均点ヲ加へ、四除セシモノ」である「総平均点」により、学力が評価されたことがわかる。つぎに、操行の評価方法をみよう。これも、平均点表によれば、操行について「甲」、「乙」といった評価がなされたことがわかる。こうして学力および操行の評価に照らし、学力が五六点以上、操行が「乙」以上の者に卒業が許可された。

そして、興讓館中学教員養成所は、無試験検定への出願にあたり、岡山県に卒業試験の結果を報告した。同養成所は、一九〇四（明治三七）年三月、同県に「私立興讓館付属教員養成部卒業試験ニ関スル報告」²⁹を提出した。同報告を引用するならば、つぎのとおりである。

一、試験執行期間 明治三十三年二月九日ヨリ、同十五日ニ至ル

一、受験者総員 三十三名

合格者 二十九名 内、尋常小学校准教員無試験検定ヲ出願スルニ相当ノ学力ヲ有シ、操行佳良ナリト認ムルモノ 二十名

不合格者 四名

一、卒業証書授与 明治三十七年二月二十七日挙行

右別冊卒業試験答案、及ヒ成績表相添、及報告候也

これによれば、興讓館中学教員養成所が岡山県に卒業試験の結果をはじめ、その執行期間や卒業証書授与式の日程のほか、卒業試験の答案を送付するとともに、成績一覧表を報告したことがわかる。そして、これとともに「本県尋常小学校准教員志願ニ付、無試験検定ノ上、免許状御授与被成下度候、別紙成績調表、並ニ医師ノ体格検査書相添、此段奉願候」³⁰と、体格検査書なども併せ無試験検定へと出願した。そもそも岡山県は、「郡市立准教員養成所ニ関スル規程」において、無試験検定受検の資格付与を定めてはいなかった。しかし、他道府県にならい、同規程の示す基準を満たす小学校教員養成所の卒業生には、そうした資格を付与したのである。

その際、無試験検定受検の資格は成績優良者に付与された。右の報告において、卒業試験の受験者は三三名、そのうち合格者は二九名、さらに「尋常小学校准教員無試験検定ヲ出願スルニ相当ノ学力ヲ有シ、操行佳良ナリト認ムルモノ二十名」と記載された。これに

よれば、卒業生二九名のうち、無試験検定受検の資格を付与された者は二〇名^{3.1}であったことがわかる。そして、再び平均点表に目を移すならば、そうした者には「見込」として「優等」、「通常」といった評価が付されたことが確認される。具体的に「優等」の者は学力が八〇点以上、操行が「甲」、「通常」の者は学力が六三点以上、操行が「乙」の者であった。「通常」という評価が付された者の学力が六三点以上とはいかにも中途半端であるが、史料的な制約のため、それがいかなる理由によるのかは判然としない。しかし、興讓館中学教員養成所を卒業したならば、無条件で無試験検定受検の資格が付与されたわけではなかった事実を認めることができる。

そして、興讓館中学教員養成所卒業生は、小学校教員検定に好成绩をおさめた。右の出願の結果は、「岡山県にては、私立興讓館准教員養成所卒業生十九名……」に対し、小学校准教員免許を無試験検定にて授与する事に決したり^{3.2}と報じられた。これによれば、無試験検定への出願者が二〇名であったにもかかわらず、最終的な合格者は一九名であり、不合格になる者もいたことがわかる。しかし、一般受検生の合格率が七七・二%^{3.3}であったことに照らせば、興讓館中学教員養成所卒業生が小学校教員検定に高い合格率を誇ったことが確認される。

註

1 『岡山県報』第六一号、一九〇一年一月三〇日。

2 神辺靖光『明治前期中学校形成史』府県別編Ⅱ環瀬戸内海、梓出版社、二〇一三年、三〇七頁。

3 岡山県編『岡山県統計書（岡山県統計年報）』明治三四年卷之一（学事之部）、一九〇二年、七頁。

4 同前。

5 文部省普通学務局編『文部省普通学務局例規類纂』第二編、一八九六年、五四―五五頁。なお、花井信は、「日露戦後教員養成史研究の課題——静岡県を事例として——」（『静岡大教育学部研究報告（人文・社会科学編）』二六、一九七五年）において、静岡県での公設小学校教員養成所の設置状況について、「県当局が『三等下級教員』の養成事業を郡・市・私人に委ねたということと関係がありそうである（七九頁）」と述べている。こうした公設小学校教員養成所設置の趨勢は全国的なものであり、岡山県もそれにならったと考えられ

る。

- 6 『山陽新報』一九〇三年一月二十九日。
- 7 『山陽新報』一九〇二年二月二十六日。
- 8 『岡山県報』第一〇二号、一八九六年三月一日。
- 9 『岡山県報』第七六号、一九〇三年二月二十八日。
- 10 前掲註2、『明治前期中学校形成史』府県別編Ⅱ環瀬戸内海、三〇一頁。
- 11 同前、三〇四頁。
- 12 男子講習科が尋常小学校准教員を養成したことが確認されるのは、第一七回（一九〇一年六月三日開始）、第一八回（一九〇一年九月九日開始）の二回にすぎなかった（岡山県師範学校同窓会編『創立五〇年記念』、一九二四年、三九頁）。
- 13 同前。
- 14 興讓館中学校の沿革については、前掲註2、『明治前期中学校形成史』府県別編Ⅱ環瀬戸内海ほか、興讓館中学校編『興讓館沿革概要』、一九三〇年頃、岡山県立図書館所蔵、山下敏鎌編『興讓館一二〇年史』「興讓館一二〇年史」記念刊行会、一九七三年、興讓館高等学校編『創立一五〇周年記念誌』、二〇〇四年を参照した。
- 15 「私学興讓館付属教員養成部設置ニ付申請」（私立興讓館編『進達書類綴』明治三三年以降、興讓館高等学校所蔵）。
- 16 『山陽新報』一九〇二年三月三〇日。
- 17 井原市史編纂委員会編『井原市史』Ⅱ（近現代通史編）、井原市、二〇〇五年、三七八頁。
- 18 同前、三八五頁。
- 19 「郡費補助懇願書」（前掲註15、『進達書類綴』明治三三年以降）。
- 20 「私立興讓館へ県費御補助之儀請願書」（同前）。
- 21 「学第六号」（私立興讓館編『令達書類綴』明治三三年以降、興讓館高等学校所蔵）。
- 22 「御請書」（前掲註15、『進達書類綴』明治三三年以降）。
- 23 「第一回」、「第二回」（『学籍簿』第一号、興讓館高等学校所蔵）、「第三回」（『学籍簿』第二号、興讓館高等学校所蔵）。
- 24 「第三回」（前掲註23、『学籍簿』第二号）。
- 25 真庭郡編『真庭郡誌』真庭郡役所、一九三三年、二八八頁。

²⁶ 「明治三六年度准教員養成部第一学期試験第二学期試験卒業試験総平均点表」（私立興讓館編『学年試験成績簿』、興讓館高等学校所蔵）。

²⁷ 前掲註14、『創立一五〇周年記念誌』、三二五頁。

²⁸ 「明治三六年度准教員養成部第一学期試験第二学期試験卒業試験総平均点表」（前掲註26、『学年試験成績簿』）。

²⁹ 「私立興讓館付属准教員養成部卒業試験ニ関スル報告」（前掲註15、『進達書類綴』明治三三年以降）。

³⁰ 「小学校教員検定願」（同前）。

³¹ 「明治三六年度准教員養成部第一学期試験第二学期試験卒業試験総平均点表」（前掲註26、『学年試験成績簿』）によると無試験検定への出願者は二名であったが、ここでは「私立興讓館付属准教員養成部卒業試験ニ関スル報告」（前掲註15、『進達書類綴』明治三三年以降）の記載によった。

³² 『山陽新報』一九〇四年七月六日。

³³ 岡山県編『岡山県統計書（岡山県統計年報）』明治三六年、一九〇四年、一五四頁。ここでは、同年度における尋常小学校准教員免許状の取得を目的とした小学校教員無試験検定の合格率を示している。

第二章 日露戦争時の岡山県における私設小学校教員養成所

——師範学校講習科の休止を補完した私設小学校教員養成所——

本章の課題は、日露戦争時（主に一九〇四年度から一九〇七年度まで）の岡山県における私設小学校教員養成所の実相に迫ることにある。当該期においては、日露戦争に伴う緊縮財政の影響による師範学校の規模縮小のなか、小学校教員養成所制度が拡充された。それに伴い、私設小学校教員養成所の設置が正式に認められた。そうして設置された私設小学校教員養成所は、師範学校講習科の休止を補完したのであった。

第一節 小学校教員養成所制度に正式な位置を占めた私設小学校教員養成所

日露戦争時の岡山県は、それに伴う緊縮財政により、師範学校の規模縮小を余儀なくされた。そこで、「小学校教員養成所規程」を制定し、小学校教員養成所の役割を拡充した。そして、これまで公設小学校教員養成所に準じ存続していた私設小学校教員養成所の設置を正式に認めた。本節では、私設小学校教員養成所がいかなる経緯により、そうした制度上の位置を占めたのかをみていこう。

(一) 日露戦争時の緊縮財政により規模を縮小した師範学校

右の課題について、岡山県がいかなる教員の需給状況のもと、小学校教員養成所制度を拡充したのかを確認することからはじめてみよう。同県は、教員不足に苦しみながらも、日露戦争の影響により師範学校の規模縮小を迫られ、その解決が困難な状況に置かれていたのであった。

日露戦争時、岡山県における教員不足は、深刻化の一途をたどった。表2-1は、尋常小学校における教員充足率の推移を示している。これによれば、日露戦争時、教員充足率が年々低下したことがわかる。その様相は、「教員の不足数は毫も減少する事なく、剩へ……不足を追加せるの現象を呈せり、教員補充の困難なる実²に言語の外に絶す¹」と評された。そうした教員不足の理由として、つぎの二つを指摘することができる。一つは、予想を越える就学率の急上昇に伴い、学級数が急増し、教員の需要が高まった²ことである。いま一つは、それにもかかわらず、日露戦争に伴う緊縮財政を理由として、教員の採用控え

表2-1 尋常小学校における教員充足率の推移
(単位：%)

年度	1904	1905	1906	1907
教員充足率	68.1	67.5	64.9	64.8

〔註〕 『岡山県統計書（岡山県統計年報）』各年度より作成。

や人員削減、あるいは待遇の悪化による転退職が頻繁に行われた³ことである。

しかし、本来教員不足に対処すべき師範学校も、日露戦争に伴う緊縮財政の影響を受け、その規模縮小を余儀なくされた。表2-1は、師範学校予算額の推移を示している。これによれば、日露戦争時、予算額が年々削減を強いられたことがわかる。そのため、一九〇四（明治三七）年臨時岡山県会において、「師範学校ノ講習科ノ如キ、時局中、休廃スルモ敢テ妨アルヲ見ズ」⁴と、師範学校講習科の休廃止が論じられた。そして、岡山県は、同年三月、「従来男女両師範学校ニ於テ、小学校教員講習科ヲ開設シ、正教員ヲ養成シタルモ、本年（一九〇四年……引用者）ハ県費節約ノ為メ、講習科ヲ休止シタリ」⁵と、師範学校講習科を休止した。

そうした講習科の休止は、教員不足の解決をますます困難にしたと考えられる。表2-1は、師範学校講習科卒業生数の推移を示している。前述のように男子講習科は、現職教育と併せ、時宜に応じて尋常小学校本科正教員、あるいは尋常小学校准教員を養成した。また、女子講習科は、甲種における現職教育と併せ、乙種において尋常小学校准教員を養成した。さて、再び表2-1に目を移すならば、講習科卒業生数が年々増加し、休止直前には二〇〇名に迫る勢いであったことがわかる。そのため、講習科の休止は、教員の供給に大きな影響をおよぼしたであろう。こうした場合、京都府や宮城県など、他道府県においては、道府県教育会がしばしばその欠を補った。しかし、岡山県において、現時点でその理由が判然としないものの、県教育会が教員養成を活発に行うことはなかった⁷。そのため、同県は、他の養成機関に教員不足解決の方途を求めざるを得なかった。

（二）「小学校教員養成所規程」の制定により拡充された小学校教員養成所制度

では、岡山県は、いかにして講習科の休止にみられる師範学校の規模縮小を補ったのか。同県は、既設の教員養成機関であった小学校教員養成所を拡充し、それを補おうとした。そして、それに伴い、私設小学校教員養成所の設置を正式に認めたのであった。

表2-3 師範学校講習科卒業生数の推移
(単位：名)

年度	1900	1901	1902	1903
講習科卒業生数	77	175	150	194

[註] 『岡山県統計書（岡山県統計年報）』各年度より作成。

表2-2 師範学校予算額の推移
(単位：円)

年度	1904	1905	1906	1907
岡山県師範学校費	50184	49142	46282	43396

[註] 岡山県編『岡山県会史』第2編、1906年、762頁、776頁、790頁、804頁より作成。

岡山県は、一九〇四（明治三七）年県令第二七号により、「小学校教員養成所規程」を制定した。これより前、同県が「郡市立准教員養成所ニ関スル規程」を制定していたことは前述のとおりである。これに加え、小学校教員養成所制度の拡充をめざし、「小学校教員養成所規程」を制定したわけである。これにより、これまで原則として尋常小学校准教員に限定していた養成教員種を小学校本科正教員、尋常小学校本科正教員、小学校裁縫専科正教員といった正教員にまで広げた。そのうえで、養成教員種ごとの入学条件、修業期間、養成科目および程度、教授時数、講師の資格および配置基準を示し、それを満たした小学校教員養成所の卒業生には無試験検定、あるいは臨時試験検定受検の資格を付与すると定めた⁸⁰。

そして、岡山県は、「小学校教員養成所規程」の制定を機として、私設小学校教員養成所の設置を正式に認めた。同県は、同規程において「小学校教員養成所ヲ設置セントスルトキハ、此規程ニ抛リ、設立者ニ於テ……知事ノ認可ヲ受クヘシ」と定め、小学校教員養成所の設置者に制限を設けていなかった。そして、そのうちに私立学校が含まれたことは、文部省に申請した「小学校教員養成所設置認可施行方」（一九〇四年岡山県申請学甲第二〇四号）より明らかである。そこで、その申請理由部分を引用するならば、つぎのとおりである¹⁰⁰。

本県小学校教員ハ多数不足シ、師範学校本科及講習科卒業生、其他教員検定等ノ方法ニ依リ補充致居候得共、到底俄カニ其充実ヲ期シ難ク候ニ就テハ、公立、私立ニ於テ別紙ノ規程ニ適合候者ニハ、小学校教員養成所ノ設置ヲ認可シ、教員補充ノ方法ヲ画策致度候条、別ニ前例モ無之事ニ付、右ニテ差支可無之歟、一応御指揮相仰度、此段申請候也、

これによれば、岡山県が「小学校教員養成所規程」の制定により、「公立、私立……小学校教員養成所」、すなわち公私設小学校教員養成所を設置することで、師範学校本科および講習科卒業生、ならびに小学校教員検定合格者によっても補うことのできない教員不足の解決をめざしていたことがわかる。この申請に対し、文部省は、私設小学校教員養成所の設置については何ら疑義を示さず、「御規定ノ通り施行セラレ差支無之ト存候」¹⁰¹と回答した。私立各種学校である私設小学校教員養成所は、岡山県が認可さえすれば設置可能であった¹⁰²からである。

(三) 私立学校の小学校教員養成事業への参入を主導した国民党

ところで、私設小学校教員養成所にみられる私立学校の小学校教員養成事業への参入について、岡山県会において、いかなる議論がなされたのか。現時点では史料的な制約のため、それを明らかにすることはできない。しかし、県会において隆盛を誇った国民党が、その主導的役割を果たしたと考えられる。

私立学校の小学校教員養成事業への参入は、岡山県会における国民党一党独占という政治状況のもとで行われた¹³。岡山県会において、一九〇三(明治三六)年の改選時、進歩党が絶対的多数を形成した。以降一九一〇年代末に至るまで、進歩党、それを引き継ぐ鶴鳴会、さらにそれを引き継ぐ国民党が、岡山県会の議席を独占した。その様相は、「我岡山県の政界は国民党多数を占む。即ち強者也」¹⁴と評された。こうした同党の強勢は、「県下国民党の結合は甚だ堅く、……其の結合勢力の中心は党首たる犬養氏に在るとは何人も疑ふものなし」¹⁵と言われたように、岡山県出身で中央政界で活躍した党首犬養毅の影響によるものであった。

国民党は、国民党の流れをくみ、「政費節減」、「民力休養」を唱え、教育予算についても公立学校費の抑制を主張した。その一方で、私立学校への補助、育成を主張し、その発達を促すことが結果として県経済に有益であると訴えた。そうした主張は、教員養成にもおよび、師範学校の規模縮小、他方で私立学校の小学校教員養成事業への参入を主導した。国民党は、たとえば一九〇四(明治三七)年通常岡山県会において、「(師範学校……引用者)一年生募集百五名ヲ八十名ニ減シ、自費生二十五名ヲ四十名」¹⁶とする動議を提出し、日露戦争時の緊縮財政を理由として、定員の削減および自費生の拡大により、師範学校費を抑制すべきであると主張した。その一方で、削減された師範学校の定員は「私立学校ニ於ケル教員養成、……世ノ進歩ニ伴ヒ私立学校ノ数ヲ増シ、從ツテ完全ナル」¹⁷と、私立学校が発達するにつれ、それによる教員養成の質も向上することから、その卒業生により補うことが可能であると訴えた。これに対し、他党は、「不完全なる学校、即関西中学、又は金川中学の如き私立学校出身者に(教員の……引用者)地位を与へんとする者にして、其結果、県の教育上に大打撃を与ふる者なり」¹⁸と反論した。また、岡山県も、教員養成における師範学校の正当性をつぎのように訴え¹⁹、原案の執行を強行した。

師範学校生徒定員ヲ減ズルハ、国民教育ノ源泉タル教員養成ノ根底ヲ変革スルモノニ

シテ実ニ容易ナラザル問題、……縦令師範学校生徒ノ定員ヲ減ズルモ、他ニ檢定試験及私立学校ノ教員養成所アルヲ以テ差支ナシト云フニアルモ、……小学教育ノ目的ヲ秩序正シク遂行セントスルニハ、相当ノ順序アルヲ要ス、而シテ其順序トハ、即チ師範学校ノ教育ニ依リテ適當ノ教育者ヲ得ルニアリ、……故ニ将来ニ於ケル小学教育ヲ完全ナラシムルニハ、師範学校ニ重キヲ置キ、之レニ依ツテ教員ノ欠員ヲ補助スルノ道ヲ立ザルベカラズ、

こうして国民党による動議は、実現しなかった。しかし、同党が同様の主張をこの前後にもしばしば繰り返した²⁰。ことに照らせば、私立学校の小学校教員養成事業への参入は、その主導によるものであったと言うことできるであろう。

また、国民党には私立学校関係者が多数所属していた事実も見逃すことはできない。そのため、同党の教育主張は、自党私立学校関係者への便宜供与も目的としていた。関西中学教員養成所を例とするならば、つぎのような証言により²¹、同党と関西中学校関係者が密接な関係にあったことがわかる。

関西中学は、犬養毅との関係が深く、世は政友会が全盛を迎えても、県議会多数であった国民党との結びつきが強く、現に白河次郎校長は、国民党代議士であり、佐藤富三郎校長時代も、校長室に犬養毅の後援会組織があったと言うほどです。鉄幹大塚香校長も、県議会では国民党系ではなかったかと思えます。

このように国民党が私立学校の小学校教員養成事業への参入を主導したことは、自党私立学校関係者を利するためでもあった。

(四) 尋常小学校正准教員の養成に成果をあげた私設小学校教員養成所
では、私設小学校教員養成所は、教員養成にどれほどの成果をあげたのか。私設小学校教員養成所は、尋常小学校正准教員の養成をほぼ独占し、師範学校講習科の休止を補ったのであった。

「小学校教員養成所規程」制定後、私設小学校教員養成所は増加した。表二一四は、私設小学校教員養成所の設置状況を示している。これによれば、従前から設置されていた四校に加え、関西中学教員養成所など九校が新設され、当該期における私設小学校教員養成所

が合計一三校にのぼったことがわかる。

こうした私設小学校教員養成所の増加は、私立学校が師範学校講習科の休止に経営的活路を見出した結果であった。前述のように岡山県は、そもそも私立学校隆盛の地であった²²。しかし、その多くは、「本校ハ全ク創業資金ナキ為ニ借金政策ヲ執リ」²³と、財政難に苦しんでいた。そこで、私立学校は、師範学校講習科の休止を契機として、その経営改善をめざし、「積極的な学校経営を模索する中で、いくつかの案が浮び上がった。その一つが教員養成所の開設」²⁴であったと小学校教員養成所を設置した。

それは、私設小学校教員養成所の地域的分布からも確認される。図二一は、新設私設小学校教員養成所の地域的分布を示している。これによれば、九校中四校が師範学校の在る岡山市に集中したことがわかる。

また、師範学校講習科の休止を契機として私設小学校教員養成所が増加したことは、そ

表2-4 私設小学校教員養成所の設置状況

(設置順)						
	私設小学校教員養成所名称	養成教員種	所在地	開閉設年月	性別	付設(関連)する中等程度の学校
1	金川中学教員養成所	尋本正/尋准	御津郡	1902.4→1919.3	男子	私立金川中学校ほか
2	興譲館中学教員養成所	尋本正/尋准	後月郡	1902.4→1908.3 (1905.4→1907.3を除く)	男子	私立興譲館中学校
3	春霞(女)学校教員養成所	尋准	都窪郡 →吉備郡	1902.4→1908.4まで存続確認	男女子	私立春霞(女)学校
4	岡山女学校教員養成所	尋本正/尋准	岡山市	1903.4→1905.3	女子	私立岡山女学校
5	関西中学教員養成所	小本正/尋本正/尋准	御津郡	1904.4→1912.3	男子	私立関西中学校
6	岡山実科女学校教員養成所	小本正/尋本正/尋准/ 小裁専正	岡山市	1904.5→1920.3	女子	私立岡山実科女学校ほか
7	有漢教員養成所	尋准	上房郡	1904.7→1928.3	男女子	公立有漢高等女学校ほか
8	岡山教員養成所	小本正/尋本正/尋准	岡山市	1904.10→1918.4	男子	私立中学閑谷巒岡山分巒ほか
9	順正女学校教員養成所	不明	上房郡	1905.3頃→1910.1まで存続確認	女子	私立順正女学校
10	岡山女子職業学校教員養成所	尋本正/尋准/小裁専正	岡山市	1905.4→1907.3	女子	私立岡山女子職業学校
11	作西教員養成所	尋本正/尋准	真庭郡	1905.5→1909.3	男女子	私立作西学舎
12	八濱准教員養成所	尋准	児島郡	1905.6頃→不明	女子	
13	齊家女学校教員養成所	尋本正/尋准/小裁専正	岡山市	1907.4→1907.8まで存続確認	女子	私立齊家女学校

[註] (1) 『山陽新報』各号、『岡山県統計書(岡山県統計年報)』各年度、『岡山市統計年報』各年度、『岡山県学事関係職員録』各年度、岡山県教育史刊行会編『岡山県教育史』下巻、岡山市史編集委員会編『岡山市史(宗教・教育編)』岡山市役所、八〇周年記念誌編集委員会編『臥龍』岡山県立金川高等学校創立八〇周年記念事業推進期成会、1958年、36—38頁、岡山県立金川高等学校創立一二〇周年記念事業実行委員会編『岡山県立金川高等学校創立一二〇周年記念誌』、2004年、296—302頁、山下敏謙編『興譲館一二〇年史』、1973年、641頁、関西学園編『関西学園一〇〇年史』、1987年、109—111頁、就実学園創立一〇〇周年記念事業実行委員会編『就実学園一〇〇年史』、2005年、503—509頁、蛭田禎男『有漢教員養成所』有漢町教育委員会、1985年、88—91頁より作成。

(2) 春霞(女)学校教員養成所は、1907(明治40)年4月に都窪郡から吉備郡に移転した。

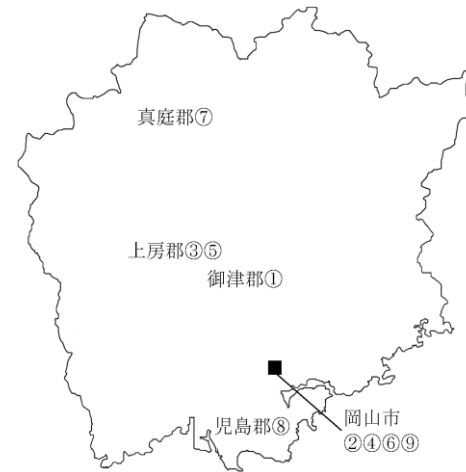
の时期的分布からも確認される。図二一
 二は、新設私設小学校教員養成所の時期
 的分布を示している。これによれば、齊
 家女学校教員養成所を除けば、ほぼすべ
 ての新設私設小学校教員養成所が師範学
 校講習科休止一年以内に設置されたこと
 がわかる。

そして、私設小学校教員養成所は、尋
 常小学校正准教員の養成に成果をあげ、
 師範学校講習科の休止を補完した。表二一
 五は、一九〇五（明治三八）年度の男子
 を例として、養成教員種ごとの機関別卒
 業生数を示している。これによれば、小
 学校本科正教員の場合、一一一名中、師
 範学校卒業生が八一名であったのに対し、
 私設小学校教員養成所卒業生は四〇名で
 あったことがわかる。また、尋常小学校
 本科正教員の場合、一一六名全員が私設
 小学校教員養成所卒業生であった。そし
 て、尋常小学校准教員の場合、二五一名
 中、公設小学校教員養成所卒業生が五七
 名であったのに対し、私設小学校教員養
 成所卒業生は一九四名であった。これに
 より、小学校教員養成所卒業生がかなら
 ずしも教員免許状取得者ではないといっ
 た史料的な制約があるものの、私設小学
 校教員養成所が尋常小学校正准教員の養
 成をほぼ独占したことが確認される。ま
 た、小学校裁縫専科正教員も、当該期に
 おいて私設小学校教員養成所以外の養成

年度	1903	1904	1905	1906	1907
岡山県師範学校					
男子本科					
女子本科					
男子講習科		04.3		07.4	
女子講習科		04.3			
私設小学校教員養成所					
関西中学教員養成所	04.4				
岡山実科女学校教員養成所	04.5				
有漢教員養成所	04.7				
岡山教員養成所	04.10				
順正女学校教員養成所	05.3頃				
岡山女子職業学校教員養成所	05.4			07.3	
作西教員養成所	05.5				
八濱准教員養成所	05.6頃				
齊家女学校教員養成所				07.4	07.8

【註】 表2-4「私設小学校教員養成所の設置状況」より作成。

図2-2 新設私設小学校教員養成所の时期的分布



- ・岡山県師範学校：■
- ・私設小学校教員養成所：●
- ①関西中学教員養成所
- ②岡山実科女学校教員養成所
- ③有漢教員養成所
- ④岡山教員養成所
- ⑤順正女学校教員養成所
- ⑥岡山女子職業学校教員養成所
- ⑦作西教員養成所
- ⑧八濱准教員養成所
- ⑨齊家女学校教員養成所

【註】 表2-4「私設小学校教員養成所の設置状況」より作成。

図2-1 新設私設小学校教員養成所の地域的分布

機関が皆無であったことから、私設小学校教員養成所が、その養成を独占した。

表2-5 1905年度における養成教員種ごとの機関別男子卒業生数
(単位：名)

	小本正	尋本正	尋准
岡山県男子師範学校			
本科	81		
小計	81		
公設小学校教員養成所			
川上郡准教員養成所			57
小計			57
私設小学校教員養成所			
金川中学教員養成所		36	48
関西中学教員養成所	40	36	31
有漢教員養成所			22
岡山教員養成所		44	53
作西教員養成所			40
小計	40	116	194
合計	121	116	251

- [註] (1) 『山陽新報』各号、岡山県教育史刊行会編『岡山県教育史』下巻、1961年、291頁、岡山県教育会編「戦時岡山県教育状況」(『岡山県教育誌』第69号第1付録、1905年9月15日)16頁、八〇周年記念誌編集委員会編『臥龍』岡山県立金川高等学校創立八〇周年記念事業推進期成会、1963年、20—22頁、有漢教員養成所同窓会編『会誌』第3号、1914年、43頁より作成。
 (2) 作西教員養成所は、在学生数で女子も含む。
 (3) 川上郡准教員養成所は、女子も含む。

第二節 師範学校講習科の休止を補完した私設小学校教員養成所の実相

——岡山実科女学校教員養成所を事例として——

私設小学校教員養成所は、尋常小学校正准教員の養成に成果をあげ、師範学校講習科の休止を補完した。また、小学校裁縫専科正教員の養成も独占した。では、ここでは、いかなる教員養成が行われたのか。それを探るため、本節では当該期における代表的な私設小学校教員養成所である岡山実科女学校教員養成所を事例として取り上げ、その実相をみていこう。

(一) 女学校の経営改善を目的として設置された岡山実科女学校教員養成所

岡山実科女学校は、他の私立学校と同様、財政難に苦しむなか、師範学校講習科の休止に経営的活路を見い出し、小学校教員養成所を設置した。そうして設置された岡山実科女学校教員養成所は、女学校の期待に応え、その経営改善に寄与したのであった。

岡山実科女学校は、一九〇四(明治三七)年四月、岡山市に開校した。しかし、その経営は困難であった。同校開校時における「教育ノ趣旨」は、つぎのように述べられている²⁵⁰。

本校ハ、……主トシテ婦徳ヲ修養シ、実用ニ適切ナル技芸科及学科ヲ授ケ、常ニ体育、衛生ニ注意シ、以テ身体健全、操行確実ニシテ、実地有用ノ女子ヲ造ラムコトヲ期ス、

これによれば、岡山実科女学校が「実地有用ノ女子ヲ造ラム」ことを趣旨として開校したことがわかる。しかし、その経営は、開校当初からすでに「本校創立当時は資金全くなく、全部借入金にて」²⁵¹という状況であった。

そこで、岡山実科女学校は、経営改善をめざし、小学校教員養成所を設置したと考えられる。そうした岡山実科女学校教員養成所設置の目的は、つぎのように述べられた²⁷⁾。

女子ハ天性教育者タルニ適セリ、男子ハ社会ノ発展ニ伴ヒ、他ノ業務ニ従事スルノ必要多クシテ、教育事業ハ女子ノ手ヲ借ルノ必要益々多カラントス、故ニ女教員ノ養成ハ甚緊要ノ施設タルヲ以テ、茲ニ女教員養成科ヲ付設シ、国家教育上ニ貢献スル所アランコトヲ期ス、

これによれば、岡山実科女学校教員養成所が女性教員の社会的需要の高まりに応ずることを目的として設置されたことがわかる。再び表二四に目を移すならば、私設小学校教員養成所は、そうした需要を受け、一三校のうちの九校が女子に門戸を開いていたことが確認される。しかし、前述のような岡山実科女学校の経営状況に照らせば、同校は、その改善も主たる目的として小学校教員養成所を設置したのであろう。

そうした岡山実科女学校教員養成所は、女子師範学校を凌ぐ教員養成を行った。表二六は、女子師範学校と同養成所の養成教員種別卒業生数を比較している。これによれば、同養成所が小学校本科正教員の養成数こそ女子師範学校におよばなかったものの、養成教員種は四種にのぼり、それに伴い卒業生数も師範学校を圧倒したことがわかる。また、再び表二四に目を移すならば、四種もの教員を養成する私設小学校教員養成所は同養成所が県下唯一であったことが確認される。

そして、岡山実科女学校教員養成所は、女学校の期待どおりの成果をあげた。表二七は、

表2-6 女子師範学校と岡山実科女学校教員養成所の養成教員種別卒業生数の比較

年度	(単位：名)			
	1904	1905	1906	1907
岡山県女子師範学校				
本科(小学校本科正教員)	28	31	31	31
小計	28	31	31	31
岡山実科女学校教員養成所				
小学校本科正教員養成部	4		20	17
尋常小学校本科正教員養成部	40	41	47	63
小学校裁縫専科正教員養成部	42	50	66	41
尋常小学校准教員養成部		29	44	50
小計	86	120	177	171

[註] 『岡山県統計書(岡山県統計年報)』各年度、就実学園創立一〇〇周年記念事業実行委員会編『就実学園一〇〇年史』、2005年、474頁、私立岡山実科女学校内姉妹会編『つくづくし』第2号、1906年、134頁、就実高等学校所蔵、私立岡山実科女学校内姉妹会編『つくづくし』第5号、1907年、41頁、43頁、就実高等学校所蔵、私立実科高等女学校内姉妹会編『土筆』第8号、1908年、113頁、就実高等学校所蔵より作成。

表2-7 1906年度における岡山実科女学校本科と小学校教員養成所の授業料収入および入学科収入の比較

	(単位：円)	
	本科	小学校教員養成所
授業料収入	2838	3052
入学科収入	100	120

[註](1) 『山陽新報』1907年8月15日より作成。
(2) 銭以下の金額は切り捨てた。

一九〇六（明治三九）年度を例として、岡山実科女学校の主たる収入源である授業料収入と入学料収入について、女学校本科と小学校教員養成所を比較している。これによれば、本科の授業料収入が二八三八円、入学料収入が一〇〇円であったのに対し、小学校教員養成所の授業料収入は三〇五二円、入学料収入は一二〇円と、小学校教員養成所がいずれも本科を上回ったことがわかる。

(二) 開校の趣旨に
基づいた特
色ある教員
養成

では、岡山実科女学校教員養成所は、いかなる教員養成を行ったのか。同養成所は、開校の趣旨に基づき、裁縫教育を重視し、本科教員のみならず、とりわけ小学校裁縫専科正教員の養成に成果をあげたのであった。

岡山実科女学校教員養成所は、裁縫教育を重視する教員養成を行った。表二八は、「小学校教員養成所規程」と「岡山実科女学校教員養成所学則」を比較している。これによれば、定員への言及に相違が認められるものの、

表2-8 「小学校教員養成所規程」と「岡山実科女学校教員養成所学則」の比較

	「小学校教員養成所規程」	「岡山実科女学校教員養成所学則」
定員		第26条 教員養成科ノ定員左ノ如シ 1. 小学校裁縫専科正教員 80名
入学条件	第2条 入学志願者ハ身体健全品行方正ニシテ各部左ノ資格ノ一ヲ具フルコトヲ要ス 1. 小学校裁縫専科正教員養成部 (イ) 尋常小学校准教員ノ資格ヲ有スル者 (ロ) 修業年限4ケ年ノ高等小学校卒業生、若クハ高等女学校第2学年修了以上ノ者ニシテ尋常小学校准教員検定試験ノ程度ニ抛リ修身、国語、算術、理科、地理、歴史、裁縫ノ入学試験ニ合格シタル者 (ハ) 高等小学校第2学年修了以上ノ者若クハ是レト同等以上ノ学力ヲ有スル者ヲ入学セシメ修業年限3ケ年以上ニシテ裁縫科ヲ主トシ教授シタル学校ノ卒業生	第27条 教員養成科ニ入学セント欲スルモノハ身体健全品行方正ニシテ左ノ資格ノ一ヲ具フルコトヲ要ス 1. 小学校裁縫専科正教員 (イ) 尋常小学校准教員ノ資格ヲ有スル者 (ロ) 修業年限4個年ノ高等小学校卒業生若クハ高等女学校第2学年修了以上ノ者ニシテ尋常小学校准教員検定試験ノ程度ニヨリ修身、国語、算術、理科、地理、歴史、裁縫ノ入学試験ニ合格シタル者 (ハ) 高等小学校第2学年修了以上ノ者若クハ是レト同等以上ノ学力ヲ有スル者ヲ入学セシメ修業年限3ケ年以上ニシテ裁縫科ヲ主トシ教授シタル学校ノ卒業生
修業期間	第3条 修業年限ヲ定ムルコト左ノ如シ 1. 小学校裁縫専科正教員養成部1ケ年以上	第28条 修業年限ヲ定ムルコト左ノ如シ 1. 小学校裁縫専科正教員 1ケ年
養成科目および教授時数	第4条 学科目及其程度ヲ定ムルコト左ノ如シ 1. 小学校裁縫専科正教員養成部 小学校令施行規則第110条ノ規定ニ抛リ修身、教育、国語、算術、裁縫、体操トス 第5条 毎週教授時数ハ28時以上36時以下トシ各学科ノ配当時間ハ概子左ノ例ニ抛ルヘシ 1. 小学校裁縫専科正教員養成部 修身2 教育5 国語5 算術3 裁縫11 体操2	第29条 教科目課程及毎週教授時数ヲ定ムルコト別表ノ如シ 修身2 教育ニ関スル勅語ニ基キタル人倫道德ノ要旨、作法 教育5 教育学、教授法、管理法、実地授業 国語5 講読、文法、作文 算術3 四則、分数、小数、比例、百分算 裁縫17 普通衣服ノ積り方、裁方、縫方、繕方、保存法、洗濯法 体操2 普通体操、遊戯 計34

〔註〕 『岡山県報』第89号、1904年3月31日、「私立岡山実科女学校学則」（私立岡山実科女学校財団編『沿革史』、1909年、就実高等学校所蔵）より作成。

学則が同規程の示す基準をほぼそのまま受け入れたことがわかる。しかし、学則は、毎週教授時数のうち、裁縫科に一七時間を充て、同規程の一一時間を上回る時数を定めた。こうした裁縫教育を重視する時間配当は、小学校本科正教員および尋常小学校本科正教員といった本科教員の養成においても同様であった²⁹⁰。それは、「実地有用ノ女子ヲ造ラム」という開校の趣旨を反映した結果であった。

そして、女学校教員が中心になり、岡山実科女学校教員養成所における教員養成を行った。表二一九は、一九〇五（明治三八）年度における岡山実科女学校の教員構成を示している。これによれば、女学校教員の担当科目が表二一八の学則における養成科目をほぼ網羅したことがわかる。なかでも、裁縫科教員の人選には、つぎのように意が用いられた²⁹⁰。

表2-9 1905年度における岡山実科女学校の教員構成

氏名	職名	担当学科	担任/所属
国富友次郎	校長		
山上峰次	主幹	修身、教育	
岡本剛	教師	理科、算術	本科2年担任
牧野珣	教師	修身、国語、漢文	本科2年担任
山本龜能	教師	算術、国語、家事、割烹	本科1年担任
松井亀四郎	教師	算術、地理、歴史	本科教員養成所担任
山田満寿	教師	裁縫	専科教員養成所担任
得光小銀	教師	裁縫	選科担任
原久	教師	図画、造花	本科1年担任
和田シカ子	教師	刺繍	選科担任
森安鶴	教師	裁縫	選科担任
菊池家江	教師	細工、裁縫	選科担任
大倉建子	教師	音楽	
片山剛太	教師	生花	
小野亀紫	教師	茶儀	
小泉栄次郎	嘱託教師	染色	岡山県立工業学校教諭
村上芳樹	嘱託教師	国語、漢文	岡山県中学校教諭
和田留治	嘱託教師	英語	
河本亮	嘱託教師	教育	
森谷愛野	嘱託教師	体操、遊戯	私立山陽高等女学校教師
渡辺げん	嘱託教師	割烹	県立岡山高等女学校助教諭
久保田春一	嘱託教師	習字	私立山陽高等女学校教師

[註] (1) 私立岡山実科女学校内姉妹会編『つくづくし』第1号、1905年、79—81頁、就実高等学校所蔵より作成。

(2) 所属校名および職名は、原文どおり記載した。

岡山市内にて裁縫科にては矢部、片山、山本、山根の各裁縫教授所ありて、何れも名高く……本校の裁縫教師には此四人の方々にも劣らぬ技能のある人を採用せなければ仲々以て裁縫上に於て評判を執ることは出来ぬ、

なお、使用された教科書は史的な制約のために判然としないものの、表二一〇にある岡山県告示による検定用参考図書が用いられたのであろう。

そして、岡山実科女学校教員養成所は、とりわけ小学校裁縫専科教員の養成に好成績をおさめた。表二一一は、一九〇四（明治三七）年度を例として、同養成所卒業生と一般受検生の小学校教員試験検定の合格率を比較している。これによれば、他の教員種も一般

受検生の合格率を上回ったものの、小学校裁縫専科正教員の場合、卒業生の合格率は七六・二％、一般受検生の合格率は二五・〇％と、卒業生の合格率が一般受検生のおよそ三倍であったことがわかる。

表2-10 小学校裁縫専科正教員免許状取得のための小学校教員試験検定用参考図書

学科	書名	著者
裁縫	裁縫教科書	谷田部順子
	裁縫教授法	同上
	裁縫教授新論	長尾糸子
	尋常高等小学裁縫教程	西島富寿 吉村千鶴
	裁縫教科書	渡辺辰五郎

[註] 『岡山県報』第99号、1905年2月10日より作成。

表2-11 1904年度における岡山実科女学校教員養成所卒業生と一般受検生の小学校教員試験検定合格率の比較

	(単位：％)	
	岡山実科女学校教員養成所卒業生	一般受検者
小学校本科正教員	100.0	98.0
尋常小学校本科正教員	52.5	48.9
小学校裁縫専科正教員	76.2	25.0

[註] (1) 『岡山県統計書(岡山県統計年報)』明治37年、153頁、私立岡山実科女学校内姉妹会編『つくづくし』第2号、1906年、134—138頁、就実高等学校所蔵より作成。
 (2) 小学校本科正教員は無試験検定、尋常小学校本科正教員は(臨時)試験検定、小学校裁縫専科正教員は(臨時)試験検定の合格率を示す。
 (3) 当該年度において尋常小学校准教員の養成は行われなかった。

註

¹ 『山陽新報』一九〇五年七月一四日。

² 岡山県は、一九〇一(明治三四)年に制定した県教育是により、「明治三十六年度を期し、就学の歩合を九十人以上に達せしむる様督促奨励する事」を目標に掲げた。しかし、就学率の上昇は予想を越え、同年には九三・六％と、早々にその目標を達成した。そして、岡山県における就学率は、一九〇五(明治三八)年には全国平均にさきがけて九九％台に突入した。こうした就学率の急上昇により、学級数も急増し、ひいては教員の需要が高まった(『教育時論』第五七九号、一九〇一年五月一五日、三五頁、岡山県教育史刊行会編『岡山県教育史』下巻、一九六一年、二八三—二八四頁)。

³ 岡山県は、日露戦争に前後して経費緊縮を目的に、一学級の收容児童数を増やし学級数を圧縮するとともに、二部教授を採用した。その結果、新規教員の採用はもとより、余剰人員として高齢正教員や、正教員に代替していた准教員、代用教員が罷免された。しかし、いざ時局が安定するや、岡山県は、「節減したる経費も稍旧に復し、加ふるに二部教授の如き続々之を廃止したる等の情況に因り、教員の需用俄に多数に上り」という教員不足に陥った(岡山県教育会編「戦時岡山県教育状況」(『岡山県教育会誌』第六九号第一付録、一

九〇五年九月一五日）一一頁、三八頁）。

⁴ 岡山県編『岡山県会史』第二編、一九〇六年、二四〇頁。

⁵ 岡山県編『岡山県統計書（岡山県統計年報）』明治三十七年、一九〇四年、一一頁。

⁶ 梶山雅史「京都府教育会の教員養成事業」（本山幸彦編『京都府会と教育政策』日本図書センター、一九九〇年）、笠間賢二「地方教育会の教員養成講習会に関する研究——講習会による教員養成——」（『宮城教育大学紀要』四四、二〇〇九年）を参照した。

⁷ 岡山県教育会は、年に数回、数日程度の小学校教員養成を目的とした講習会を開催するにとどまった（岡山県教育会編『岡山県教育会五〇年史』一九三六年、一三一―一五頁）。

⁸ 『岡山県報』第八九号、一九〇四年三月三十一日。

⁹ 同前。

¹⁰ 文部大臣官房文書課編『自明治三十年至大正十二年文部省例規類纂』一九二四年、四五頁。

¹¹ 同前、四五七頁。

¹² 私立学校の設置は、一八九九（明治三二）年勅令第三五九号「私立学校令」第一条「私立学校ハ、……地方長官ノ監督ニ属ス」および第二条「私立学校ヲ設立セントスル者ハ、監督官庁ノ認可ヲ受クヘシ」により、道府県の認可制であった。

¹³ 以下、岡山県会における政治状況に関する記述は、①岡山県編『岡山県政史』明治・大正編・昭和前期編、一九六七年、②小山博也『明治政党組織論』東洋経済新報社、一九六七年、③岡山県広報協会編『岡山県政百年の歩み』一九七一年、④蓮郷巖『岡山の県政史』日本文教出版、一九七六年、⑤蓮郷巖『岡山県議会ものがたり』日本文教出版、一九七八年、⑥岡山県史編纂委員会編『岡山県史』一〇（近代Ⅰ）、岡山県、一九八六年、⑦岡山県史編纂委員会編『岡山県史』一一（近代Ⅱ）、岡山県、一九八七年、⑧坂本忠次『大正デモクラシー期の経済社会運動——岡山県地域を中心に——』御茶の水書房、一九九〇年、⑨升味準之輔『日本政党史論（新装版）』四、東京大学出版会、二〇一一年を参照した。

¹⁴ 『山陽新報』一九一二年六月一七日。

¹⁵ 『山陽新報』一九一六年九月一四日。

¹⁶ 前掲註4、『岡山県会史』第二編、二五一頁。

¹⁷ 岡山県会編『岡山県会々議録』明治三十七年通常、一九〇四年、四四二頁。

¹⁸ 『山陽新報』一九〇四年一月三〇日。

¹⁹ 前掲註17、『岡山県会々議録』明治三十七年通常、四四〇頁。

²⁰ たとえば一九〇六（明治三九）年度通常岡山県会において、河田繁穂議員が「中学校卒業生に（中学校に設置された小学校教員養成所において……引用者）六箇月間も教育上の智識を与ふれば優に之（小学校教員不足……引用者）に充たすを得べし（『山陽新報』一九〇六年一月二〇日）」と発言したのに対し、岡山県は「中学校卒業生に僅に六箇月の訓練を加へて正教員と為すの勇氣なし（同前）」と回答した。

²¹ 二〇一三（平成二五）年三月、関西高等学校教頭青木康嘉氏からの聞き取り調査による。

²² 神辺靖光『明治前期中学校形成史』府県別編Ⅱ環瀬戸内海、梓出版社、二〇一三年、一九三―一九五頁。

²³ 山上峯次『就実高等女学校沿革誌補遺』一九四七年、頁なし、就実高等学校所蔵。

²⁴ 関西学園編『関西学園一〇〇年史』、一九八七年、一〇九頁。

²⁵ 私立岡山実科女学校財団編『沿革史』、一九〇九年、頁なし、就実高等学校所蔵。

²⁶ 山上峯次『就実高等学園第二回沿革誌補遺』、一九五三年、頁なし、就実高等学校所蔵。

²⁷ 前掲註25、『沿革史』、頁なし。

²⁸ 「小学校教員養成所規程」は、小学校本科正教員の養成に裁縫科を課さず、尋常小学校本科正教員の養成に裁縫科を三時間課した。これに対し、「岡山実科女学校教員養成所学則」は、小学校本科正教員、尋常小学校本科正教員の養成にそれぞれ裁縫科を四時間課した（前掲註8、『岡山県報』第八九号、「私立岡山実科女学校学則」（前掲註25、『沿革史』）頁なし）。

²⁹ 前掲註26、『就実高等学園第二回沿革誌補遺』、頁なし。

第三章 「師範学校規程」制定時の岡山県における私設小学校教員養成所

——女子師範学校裁縫講習科の欠を補完した私設小学校教員養成所——

本章の課題は、「師範学校規程」制定時（主に一九〇八年度から一九一二年度まで）の岡山県における私設小学校教員養成所に注目し、そこでの教員養成の実相を明らかにすることにある。当該期においては、同規程の制定により、師範学校が整備される一方、私設小学校教員養成所が淘汰され、その県下教員養成に果たした役割が低下した。しかし、なかには、裁縫講習科を設置せずにいた女子師範学校を補完する私設小学校教員養成所もあった。

第一節 淘汰された私設小学校教員養成所と低下した役割

文部省は、六年制義務教育制度の実施に伴い、一九〇七（明治四〇）年省令第一二号「師範学校規程」を制定した。岡山県も、これを受け、師範学校制度、そして小学校教員養成所制度を整備していく。本節では、こうした新制度による私設小学校教員養成所の設置状況、ならびにその県下教員養成に果たした役割をみていこう。

（一）師範学校制度の整備により改善した教員不足

まず、岡山県における師範学校制度整備の様相と教員不足の状況を確認してみよう。同県は、「師範学校規程」の制定を機として師範学校制度を一新し、六年制義務教育制度の実施に伴い激しさを増していた教員不足の緩和をめざしたのであった。

岡山県は、「師範学校規程」の制定を受け、師範学校制度を全面的に改めた¹⁾。これにより、師範学校は、本科第一部、第二部、予備科、講習科を備えることになった。表三―一は、そうした新規則による師範学校卒業生数の推移を示している。これによれば、いずれの部科も年々多くの卒業生を供給するようになったことがわかる。

こうして教員不足は改善に向かった。表三―二は、尋常小学校における教員充足率の推移を示している。これによれば、六年制

表3-1 師範学校卒業生数の推移

		(単位：名)				
年度	1908	1909	1910	1911	1912	
本科第一部				103	116	
本科第二部	36	37	54	82	82	
予備科	53	120	114	97	121	
乙種講習科		27	53	47	57	

[註] 岡山県教育史刊行会編『岡山県教育史』下巻、1961年、290頁、302頁より作成。

表3-2 尋常小学校における教員充足率の推移

		(単位：%)				
年度	1908	1909	1910	1911	1912	
教員充足率	59.3	59.5	62.5	66.0	68.9	

[註] 『岡山県統計書（岡山県統計年報）』各年度より作成。

義務教育制度の実施に伴い下降傾向にあった教員充足率が一九一〇(明治四三)年度以降、上昇に転じたことがわかる。

しかし、師範学校制度が整備されたとはいえ、専科教員の養成は等閑に付されていた。岡山県が女子師範学校に裁縫講習科を設置するのは、一九一五(大正四)年まで待たなければならなかった。そのため、後述するように師範学校による小学校裁縫専科正教員養成の欠を補完する私設小学校教員養成所が現出することになる。

(二) 「小学校教員養成所規程」の改正により引きあげられた小学校教員養成所の設置基準

では、岡山県は、師範学校制度整備の一方で、小学校教員養成所制度をいかに改め、また何をめざしたのか。同県は、「小学校教員養成所規程」を改正し、小学校教員養成所の設置基準を引きあげ、乱立のきらいのあった私設小学校教員養成所の淘汰をめざしたのであった。

岡山県は、一九〇八(明治四一)年県令第七号により、「小学校教員養成所規程」を改正した。これは、その制定時期からも明らかのように師範学校制度の整備と軌を一にするものであった。前述のように岡山県は、すでに一九〇一(明治三四)年県訓令第八五号「郡市立准教員養成所ニ関スル規程」、ならびに一九〇四(明治三七)年県令第二七号「小学校教員養成所規程」を制定していた。同規程の改正は、この両者を統合するものであった。そして、以降、すべての小学校教員養成所は、同規程によることになった。

これを機として、岡山県は、小学校教員養成所の設置基準を引きあげた。「小学校教員養成所規程」改正の理由は、つぎのように報じられた。

- 一、小学校令及同令施行規則等改正の結果、並従来検定の結果に依れば、従前の規程にては修業年限八ヶ月、又は一ケ年以上と規定せるを以て、多くは一ケ年となせり故に、修業年限短き為め、学力の修養足らずと認むるにより、其年限を一ケ年、又は二ケ年に延長するの必要あること、
- 二、養成所の修業年限を延長すると同時に、教員も相当の資格あるものを採用せしめざれば、同町^(所)卒業生の学力を増進すること能はざるにより、教員の資格、人員を嚴重に規定するの必要あること、
- 三、従前の規程は、一は訓令として郡市立准教員養成所規程を定め、一は県令として

小学校教員養成所規程を定めありて運用上不便なるにより、之を一括にする必要あること、

四、其他、多少形式上不備なる点を変更する必要あること、

五、従前の規程にては、各学科の毎週教授時数は、単に其例を示せるのみなりしを以て、これを確定するの必要あるに依れり、

これによれば、岡山県が「小学校教員養成所規程」において、運用上、形式上の不備を改めたほか、「小学校令及同令施行規則等改正」、すなわち六年制義務教育制度の実施に伴い、教員に求められる学力程度が高められたこと、ならびに従前の小学校教員検定によつても小学校教員養成所卒業生の成績が芳しくなかったことに照らし、修業期間の延長、講師の資格および定員を嚴重に定めるとともに、これまで標準を示すにとどまっていた教授時数を明確に定めたことがわかる。

ところで、こうして引きあげられた小学校教員養成所の設置基準について、厳格にすぎるとの批判もあった。一例として、一九〇八（明治四一）年通常岡山県会において、岡崎 柁次郎（鶴鳴会）は、つぎのように発言した³。

本年（一九〇八年……引用者）教員養成所ノ規則ヲ改正セラレ、修業年限ヲ延長シ、入学者ノ資格ヲ規定セラレ、其ノ他色々窮屈ナル箇条ヲ設ケラレタルガ之ガタメ、某教員養成所ノ如キ、殆ンド入学者皆無ノ状況ヲ呈セリ、……当局ハ私立教員養成所撲滅ノ方針ヲ以テ、該規則ノ改正ヲ行ヒタルモノナルカ、

これによれば、岡崎が「小学校教員養成所規程」の改正により、小学校教員養成所の設置基準が引きあげられ、私設小学校教員養成所によっては入学者が激減したことから、その目的が「私立教員養成所撲滅」ではないかとの疑念を示したことがわかる。

しかし、淘汰を要すべき私設小学校教員養成所が存在していたことも事実であろう。岡崎の発言に対し、丸山熊男（事務官）は、「教員養成所規則ノ改正ハ、従来養成所ヨリ学力不足ノモノヲ出シ……タルヲ以テ、十分学力ヲ積マシメンガタメナリ」⁴と、「小学校教員養成所規程」改正の理由として卒業生の学力不足をあげた。さらに、「養成所ニテハ監理不行届ノ為メ、生徒ノ品性面白カラズ」⁵と、小学校教員養成所の管理不足による生徒の品行を指摘した。前述のように日露戦争時の師範学校は、緊縮財政を理由に講習科を休止

するなど、規模縮小を余儀なくされていた。そして、そこに経営的活路を見出した私立学校が、こぞって小学校教員養成所を設置していた。そのなかには、経営や管理が不十分な私設小学校教員養成所もあり、学力が低く、品性に悖る生徒が在籍する場合もあったであろう。

(三) 県下教員養成において低下した私設小学校教員養成所の役割

小学校教員養成所制度整備の目的は、乱立する私設小学校教員養成所の淘汰にあった。では、その結果は、いかなるものであったのか。そして、私設小学校教員養成所は、県下教員養成にいかなる役割を果たしたのか。私設小学校教員養成所は、岡山県の目論みどおりに淘汰され、また師範学校の充実につれて減少し、ほぼ尋常小学校准教員、小学校裁縫専科正教員を養成するにとどまったのであった。

私設小学校教員養成所は、「小学校教員養成所規程」の改正に伴い、淘汰された。表三二二は、私設小学校教員養成所の設置状況を示している。これによれば、当該期における私設小学校教員養成所は九校であったことがわかる。しかし、春霞(女)学校教員養成所は、その最初期に廃止された。そのため、実質的な私設小学校教員養成所の設置数は八校であった。前述のように日露戦争時における私設小学校教員養成所は一三校であった。これに照らせば、当該期における私設小学校教員養成所が、その六割程度にまで減少したことが確認される。

そうしたなか、私設小学校教員養成所を設置したのは、県下でも有力な私立学校であつ

表3-3 私設小学校教員養成所の設置状況

(設置順)				
	私設小学校教員養成所名称	養成教員種	開閉設年月	付設(関連)する中等程度の学校
1	金川中学教員養成所	尋准	1902.4→1919.3	私立金川中学校ほか
2	春霞(女)学校教員養成所	尋准	1902.4→1908.4まで存続確認	私立春霞(女)学校
3	関西中学教員養成所	小本正/尋本正/尋准	1904.4→1912.3	私立関西中学校
4	岡山実科女学校教員養成所	小裁専正	1904.5→1920.3	私立岡山実科女学校ほか
5	有漢教員養成所	尋准	1904.7→1928.3	公立有漢高等女学校ほか
6	岡山教員養成所	小本正/尋本正/尋准	1904.10→1918.4	私立中学閉谷巒岡山分巒ほか
7	順正女学校教員養成所	不明	1905.3頃→1910.1まで存続確認	私立順正女学校
8	作西教員養成所	尋本正/尋准	1905.5→1909.3	私立作西学舎
9	佐藤和洋裁縫女学校教員養成所	小裁専正	1913.3→1932.3	私立佐藤和洋裁縫女学校ほか

[註] 『山陽新報』各号、『岡山県統計書(岡山県統計年報)』各年度、『岡山市統計年報』各年度、『岡山県学事関係職員録』各年度、岡山県教育史刊行会編『岡山県教育史』下巻、岡山市史編集委員会編『岡山市史(宗教・教育編)』岡山市役所、八〇周年記念誌編集委員会編『臥龍』岡山県立金川高等学校創立八〇周年記念事業推進期成会、1958年、36—38頁、岡山県立金川高等学校創立一二〇周年記念事業実行委員会編『岡山県立金川高等学校創立一二〇周年記念誌』、2004年、296—302頁、関西学園編『関西学園一〇〇年史』、1987年、109—111頁、就実学園創立一〇〇周年記念事業実行委員会編『就実学園一〇〇年史』、2005年、503—509頁、蛭田禎男『有漢教員養成所』有漢町教育委員会、1985年、88—91頁、ベル学園高等学校編『創立一二〇年のあゆみ 2004』、2004年、210—211頁より作成。

た。再び表三二二に目を移すならば、当該期に新設された私設小学校教員養成所は佐藤和洋裁縫女学校教員養成所一校であったことがわかる。それも、当該期の最末期に設置された。そのため、実質的に新設された私設小学校教員養成所は皆無であった。一方、残りの八校は、以前から続く私設小学校教員養成所であった。そして、そのほとんどが、当該期を代表する私立学校に付設した。そうした私立学校の多くは、現在にまで連なっている。一例として、後述する岡山実科女学校は、現在も就実高等学校、就実大学として存続している。つまり、こうした有力な私立学校のみが、後述するような教員の兼務、あるいは施設、設備の共有により、引きあげられた設置基準を満たし、私設小学校教員養成所を設置することができたわけである。

しかし、私設小学校教員養成所は、師範学校の充実に伴い減少した。図二一は、私設小学校教員養成所の時期的分布を示している。これによれば、私設小学校教員養成所が年々設置数を減らしたことがわかる。そのうち、関西中学教員養成所は、「師範学校の充実につれて次第に入学生も減る傾向となったので、明治四五年三月をもって教員養成所は廃止した」と、廃止の理由を説明している。他の私設小学校教員養成所も、同様の理由により、廃止されたのである。その結果、一九二二（明治四五、大正元）年度には、前述のような理由から佐藤和洋裁縫女学校教員養成所を除くと、私設小学校教員養成所は四校にまで減少した。

そして、私設小学校教員養成所が県下教員養成に果たした役割は低下した。表三四は、一九二二（明治四五、大正元）年度を例として、養成教員種ごとの機関別卒業生数を示している。これによれば、師範学校が小学校本科正教員、尋常小学校本科正教員といった本科正教員の養成をほぼ独占したことがわかる。一方、私設小学校教員養成所は、尋常小学校准教員、小学校裁縫専科正教員の養成にほぼ限定された。前述のように日露戦争時、私設小学校教員養成所は、小学校本科正教員の養成にも一定の成果をあげ、尋常小学校正准教員の養成を独占することで、休止した師範学校講習科を補完していた。また、

年度	1907	1908	1909	1910	1911	1912	1913
金川中学教員養成所							
春霞（女）学校教員養成所		08.4					
関西中学教員養成所						12.3	
岡山実科女学校教員養成所							
有漢教員養成所							
岡山教員養成所							
順正女学校教員養成所				10.1			
作西教員養成所			09.3				
佐藤和洋裁縫女学校教員養成所							13.3

〔註〕 表3-3「私設小学校教員養成所の設置状況」より作成。

図3-1 私設小学校教員養成所の時期的分布

これは、小学校裁縫専科正教員の養成についても同様であった。これに照らせば、当該期に至り、私設小学校教員養成所が県下教員養成に果たした役割を低下させたことが確認される。

表3-4 1912年度における養成教員種ごとの機関別卒業生数
(単位：名)

	小本正	尋本正	尋准	小裁専正
岡山県師範学校				
本科	198			
乙種講習科		57		
小計	198	57	0	0
私設小学校教員養成所				
金川中学教員養成所			21	
岡山実科女学校教員養成所				42
有漢教員養成所			75	
岡山教員養成所		19	57	
小計	0	19	153	42
合計	198	76	153	42

[註] 表3-1「師範学校卒業生数の推移」、岡山県立金川高等学校創立一〇〇周年記念会編『玉松』、1984年、42頁、岡山市編『岡山県統計年報』大正元年、1913年、51頁、岡山大学付属図書館所蔵、蛭田禎男『有漢教員養成所』有漢町教育委員会、1985年、26頁より作成。

第二節 女子師範学校裁縫講習科の欠を補完した私設小学校教員養成所の実相

——岡山実科女学校教員養成所を事例として——

本節では、前節で明らかにした私設小学校教員養成所の設置状況と果たした役割をふまえ、前章と同様、岡山実科女学校教員養成所を事例として取り上げる。それにより、その県下教員養成に果たした役割が低下するなかでも、裁縫講習科を設置せずにいた女子師範学校を補完した私設小学校教員養成所の実相をみていこう。

(一) 女学校の経営に占めた重要な位置

岡山実科女学校は、師範学校が充実し、他の私設小学校教員養成所が淘汰されるなか、なぜ小学校教員養成所を存続させたのか。岡山実科女学校教員養成所における教員養成の実相をみるにあたり、その理由を探ることからはじめてみよう。それは、「一私立学校に過ぎざれば経費も潤沢ならず」⁷⁾という女学校にとって、小学校教員養成所が貴重な収入源であったからである。

岡山実科女学校が一九〇四(明治三七)年四月、「実地有用ノ女子ヲ造ラム」ことを趣旨として岡山市に開校したことは前述のとおりである。そして、女学校は本科、補習科、選科を備える。とともに、小学校本科正教員、尋常小学校本科正教員、尋常小学校准教員、小学校裁縫専科正教員の四教員を養成する県下唯一の私設小学校教員養成所であった岡山

実科女学校教員養成所を設置していたことも前述した。そうした岡山実科女学校は、一九〇八（明治四二）年四月、大幅に組織を改めた。その目的は、「本科ノ修業年限ヲ延長シテ四ケ年トシ、高等女学校ノ規程ニ準拠シテ学則ヲ定メ、私立実科高等女学校ト称シ、教育程度ヲ高メテ、一層完全ナル高等普通教育ヲ施ス」と、従来の本科を「私立実科高等女学校」と改称し、高等女学校として独立させることにあった。なお、私立実科高等女学校は、一九一一（明治四四）年に再び「就実高等女学校」と改称する。一方、岡山実科女学校は、従来の選科を裁縫部、刺繍部、造花部に改めて存続した。

また、岡山実科女学校教員養成所も、女学校の組織改編と軌を一にして、また師範学校の充実に伴い、その規模を縮小した。同養成所は、その理由をつぎのように説明している¹⁰。

こたび其（岡山実科女学校教員養成所の……引用者）大部を廃することとなりしは、県立女子師範学校の拡張せられて数多の生徒を募り、且つは講習科をも設けて短期の教員養成をもせらるゝよしなれば、本校養成科存続の必要大に減したればなり、

これによれば、女子師範学校の充実を理由として、岡山実科女学校教員養成所が規模を縮小したことがわかる。こうして県下最大を誇った同養成所も、「たゞ裁縫専科のみは他に養成の機関いと乏しければ、我か校奮つて其経営に任じ、県下教育の為に渝るところなく尽さんとはするなり」¹¹と、小学校裁縫専科正教員の養成に専念することになった。

しかし、岡山実科女学校教員養成所は、依然として女学校の経営に重要な位置を占めた。表三-五は、一九〇八（明治四二）年度を例として、岡山実科女学校の主たる収入源である授業料および入学料について、各部の予算額を比較している。これによれば、岡山実科女学校教員養成所の授業料収入および入学料収入がいずれも裁縫部につぐものであったことがわかる。こうした小学校教員養成所への期待は、つぎのように小学校裁縫専科正教員の需要が高まりつつあったことによる¹²。

表3-5 1908年度における岡山実科女学校予算額の比較
(単位：円)

	授業料収入	入学料収入
裁縫部	2600	100
刺繍部	260	10
造花部	130	5
教員養成部	1260	50
合計	4250	165

[註] 「明治四一年度私立岡山実科女学校財団経費予算書」（私立岡山実科女学校財団編『沿革史』、1909年、就実高等女学校所蔵）より作成。

近時、女子教育の気運大に勃興し、到る処、女学校、若くは女子裁縫学校、実業補習学校等の設けあらざるなく、……県下各郡を通じて尤も困難を感じるは、裁縫専科正

教員有資格者の得難き現象なり、

こうして岡山実科女学校は、小学校裁縫専科正教員の養成に経営的活路を見出したのであろう。

そして、岡山実科女学校教員養成所は、女学校の期待どおりに入学志願者を集めた。表三六は、同養成所入学生倍率の推移を示している。これによれば、「願書受付順に依り、無試験入学ヲ許ス」¹⁾と無試験で入学者を確保する私設小学校教員養成所もあるなか、岡山実科女学校教員養成所がつねに入学試験を実施するだけの志願者を集めていたことがわかる。

表3-6 岡山実科女学校教員養成所
入学倍率の推移

年度	1910	1911	1912
第1学年入学倍率	1.6	1.4	1.4
第2学年入学倍率	3.2	1.7	1.6

[註] 私立実科高等女学校内姉妹会編『土筆』第14号、1910年、114頁、就実高等学校所蔵、私立実科高等女学校内姉妹会編『土筆』第16号、1911年、50頁、就実高等学校所蔵、私立就実高等女学校姉妹会編『土筆』第19号、1912年、49頁、就実高等学校所蔵より作成。

(二) 小学校裁縫専科正教員の養成に立ち遅れた女子師範学校の補完

では、岡山実科女学校教員養成所は、県下教員養成にいかなる役割を果たしたのか。同養成所は、実質的に当該期唯一の小学校裁縫専科正教員養成機関として、裁縫講習科を設置せずにいた女子師範学校を補完したのであった。

前述のように岡山県が女子師範学校に裁縫講習科を設置するのは、一九一五（大正四）年まで待たなければならなかった。一方、再び表二三に目を移すならば、当該期において小学校裁縫専科正教員を養成した私設小学校教員養成所は岡山実科女学校教員養成所、佐藤和洋裁縫女学校教員養成所の二校であったことがわかる。しかし、佐藤和洋裁縫女学校教員養成所が当該期の最末期に設置されたことは前述のとおりである。そのため、岡山実科女学校教員養成所は、実質的に当該期における唯一の小学校裁縫専科正教員養成機関であった。つまり、同養成所が、小学校裁縫専科正教員の養成に立ち遅れた女子師範学校を補完したわけである。

そして、岡山実科女学校教員養成所は、県下全域から生徒を集めた。表二七は、一九〇九（明治四二）年度から一九一二（明治四五、大正元）年度における卒業生一五五名の出身地を示している。これによれば、岡山県出身者が一二七名であったことがわかる。さらに、その内訳に注目するならば、住所地が赤磐郡や小田郡といった県南部を中心としつつ、阿哲郡や真庭郡などの県北部を含めた県下すべての郡市におよんだことが確認される。これは、小学校裁縫専科正教員免許状取得希望者が裁縫講習科に代わり、岡山実科女学校教

員養成所へと県下全域から殺到した結果であろう。

また、岡山実科女学校教員養成所は、県外からも入学者を集めた。再び表二一七に目を移すならば、他道府県出身者が二八名にのぼったことがわかる。これは、主に岡山県に隣接する広島県東部や兵庫県西部などの出身者であった。岡山実科女学校教員養成所は、設置当初から「裁縫科教員養成部卒業生の如

きは格別評判も良好であった。当時は独り本県下のみならず広島県、兵庫県の如きに接触せる地方には相当数就任するに至つて居た」¹⁴と、卒業生を近隣県にも供給していた。こうした評判により、同養成所には県外からも入学者が参集したのである。

(三) 女学校教員による開校の趣旨に基づいた小学校裁縫専科正教員の養成

ところで、岡山実科女学校教員養成所は、いかなる教員養成を行ったのか。同養成所は、「小学校教員養成所規程」を順守しつつ、独自の養成内容も加えた。そして、女学校教員が養成所教員を兼ね、小学校裁縫専科正教員の養成を担ったと考えられる。

岡山実科女学校教員養成所は、「小学校教員養成所規程」が定めた養成内容をほぼそのまま受け入れた。表二一八は、定員、入学条件、修業期間、養成科目および教授時数、検定受検の資格付与といった養成内容について、「小学校教員養成所規程」と「岡山実科女学校教員養成所学則」を比較している。これによれば、定員について相違が認められるものの、それ以外は同規程と学則がほぼ一致したことがわかる。

さらに、岡山実科女学校教員養成所は、開校の趣旨に照らし、独自の養成内容を加えた。表二一八における「養成科目および教授時数」によれば、学則が独自に各学年に随意科目として週二時間の手芸科を設けたことがわかる。また、高等女学校卒業程度の者にはそれまでの学習歴に照らし、国語科、算術科などを省略し、代わりに裁縫科、手芸科を学習する道を開いたことも確認される。岡山実科女学校教員養成所は、こうして裁縫科、手芸科に重きを置く養成内容を定めた理由を「学則に大改正を加へ、殊に裁縫科、家事科及技芸科の時間数の比較的多きは同校の特色にて、創設當時に於ける趣旨、目的は終始一貫毫も異

表3-7 岡山実科女学校教員養成所卒業生の出身地
(単位：名)

出身地		出身地	
出身地	人数	出身地	人数
岡山県	127	赤磐郡	11
他道府県	28	小田郡	11
合計	155	川上郡	10
		吉備郡	10
		上道郡	10
		阿哲郡	9
		岡山市	9
		真庭郡	7
		邑久郡	6
		児島郡	6
		都窪郡	6
		御津郡	6
		和気郡	6
		英田郡	5
		浅口郡	3
		久米郡	3
		勝田郡	2
		後月郡	2
		苫田郡	2
		上房郡	1
		不明	2

〔註〕 私立実科高等女学校内姉妹会編『土筆』第14号、1910年、112頁、就実高等学校所蔵、私立実科高等女学校内姉妹会編『土筆』第16号、1911年、49頁、就実高等学校所蔵、私立就実高等女学校姉妹会編『土筆』第19号、1912年、49頁、就実高等学校所蔵、私立就実高等女学校姉妹会編『土筆』第21号、1913年、59頁、就実高等学校所蔵より作成。

る無し」¹⁵と説明している。これによれば、右のような養成内容は開校当初からの教育の趣旨を反映した結果であつたことがわかる。

そして、女学校教員が小学校教員養成所教員を兼務のうえ、小学校裁縫専科正教員を養成したのである。表二九は、一九一三（大正二）年度を例として、岡山実科女学校および実（私立実科）高等女学校の教員構成を示している。これは、本章の時期区分から一年度外れはするものの、それにより同校の教員構成が大きく変化したとは考えられないため、参考

表3-8 「小学校教員養成所規程」と「岡山実科女学校教員養成所学則」の比較

	「小学校教員養成所規程」	「岡山実科女学校教員養成所学則」
定員	第6条 小学校教員養成所ニ於テハ1学級ノ人員正教員ニアリテハ40名	第32条 教員養成部ノ定員ヲ100名トス
入学条件	第9条 小学校教員養成所ニ入学ヲ許可スヘキモノハ身体健全品行方正ニシテ第10条乃至第13条ノ学力ヲ有スルモノタルヘシ 第13条 小学校裁縫専科正教員養成所ニ入学ヲ許可スヘキモノハ左ノ資格ノ一ヲ有スルモノタルヘシ 1. 尋常小学校准教員ノ資格アルモノ 2. 高等小学校卒業〔修業年限 旧令4箇年 新令2箇年〕若ハ高等女学校第2学年修了以上ノモノ	第34条 教員養成部ニ入学セント欲スル者ハ品行方正身体健全ニシテ左ノ資格ノ一ヲ具フルコトヲ要ス 1. 尋常小学校准教員ノ資格アル者 2. 高等小学校若クハ高等女学校第2学年修了以上ノ者
修業期間	第14条 小学校教員養成所ノ修業期間ハ……次ニ定ムル所ニ依ルヘシ 4. 裁縫専科正教員 2箇年	第33条 教員養成部ノ修業年限ヲ2ケ年トス
養成科目および教授時数	第19条 小学校専科正教員養成所ノ学科目及其ノ程度ハ小学校令施行規則第110条ノ規定ニ依リ修身、教育、国語、算術、裁縫、体操トス 修身国語算術ハ高等小学校ノ程度ニ準ジ更ニ補習ヲナスヘシ 第20条 小学校教員養成所各学科目ノ毎週教授時数ハ……第6号表ニ依ルヘシ 第6号表 裁縫専科正教員 第1学年 修身2 教育2 国語5 算術2 裁縫18 体操3 計32 第2学年 修身2 教育2 国語5 算術2 裁縫18 体操3 計32	第35条 学科課程并毎週教授時数ヲ定ムルコト左ノ如シ 第1学年 修身2 教育2 国語5 算術2 体操3 裁縫18 手芸計32 第2学年 修身2 教育2 国語5 算術2 体操3 裁縫18 手芸計32 手芸ハ随意科トシ毎週2時間ヲ増シテ之ヲ課ス 高等女学校其他高等女学校ニ類スル各種学校卒業生ニシテ教員養成部ニ入学シタル者ハ国語算術家事ノ3科目ヲ省キ其時間ニ裁縫手芸ヲ学習スルコトヲ得
検定受検の資格付与	第21条 小学校教員養成所規程ノ学科ヲ修了シタルトキハ……試験検定ヲ行ヒ相当ノ免許状ヲ授与ス	第37条 規定ノ学業ヲ了ヘタル場合ニ於テハ学校長ヨリ本県小学校教員臨時試験検定ヲ申請ス

〔註〕 『岡山県報』第135号、1908年2月10日、「私立岡山実科女学校学則」（私立岡山実科女学校財団編『沿革史』、1909年、就実高等学校所蔵）より作成。

としてみるには十分であろう。さて、再び表二九に目を移すならば、女学校教員の担当科目が表三七八の学則における養成科目を網羅したことがわかる。そのため、女学校教員が小学校教員養成所教員を兼ね、そこでの教員養成を担ったと考えられる。

なお、使用された教科書は史料的な制約のために判然としないものの、表三二〇にある岡山県告示による検定用参考図書が用いられたのではないか。

表3-9 1913年度における岡山実科女学校および就実（私立実科）高等女学校の教員構成

氏名	職名	担当学科	所属	氏名	職名	担当学科	所属
国富友次郎	校長	修身	就実/岡山	原久	教師	造花、図画	岡山実科
橋本ゆき	教師	修身、教育、地理、歴史	就実/岡山	鳥越イセ	教師	裁縫	岡山実科
原増次	教師	習字、図画	就実/岡山	得光小銀	教師	裁縫	岡山実科
大蔵トモ	教師	不明	就実/岡山	岡本ミツ	教師	袋物、裁縫	岡山実科
加藤琴	教師	不明	就実/岡山	岡崎とら	教師	不明	岡山実科
山本亀能	教師	割烹、算術、国語、家事	就実/岡山	小野亀紫	教師	茶事	岡山実科
大倉建子	教師	音楽	就実高女	渡辺イシ	教師	裁縫	岡山実科
大西いく	教師	英語	就実高女	八田規矩	教師	国語	岡山実科
亀田つち	教師	国語	就実高女	片山剛太	教師	生花	岡山実科
内田晶三	教師	理科、数学	就実高女	川元加津野	教師	裁縫	岡山実科
間野庫太	教師	修身、地理、歴史	就実高女	坪田タキ	教師	裁縫	岡山実科
牧野珣	教師	国語、漢文、修身	就実高女	中村秀野	教師	裁縫	岡山実科
小松原雄三郎	教師	体操	就実高女	村田なか	教師	裁縫	岡山実科
熱田孝	教師	裁縫	就実高女	山上徳次郎	教師	数学	岡山実科
北島正太郎	教師	博物	就実高女	森安鶴	教師	礼法、裁縫	岡山実科
須田ノエ	教師	礼法、家事	就実高女	湯浅真鬼太	教師	生花	岡山実科
末広寿夫	教師	数学、理科、国語	就実高女	池上伊之	教師	箏曲	岡山実科

[註] 私立岡山県教育会編『岡山県学事関係職員録』、1913年、9—10頁、岡山県立図書館所蔵、私立就実高等女学校姉妹会編『都くづくし』創立満一〇周年記念号、1914年、157—159頁、就実高等学校所蔵、就実学園創立一〇〇周年記念事業実行委員会編『就実学園一〇〇年史』、2005年、412—413頁より作成。

表3-10 小学校裁縫専科正教員免許状取得のための小学校教員試験検定用参考図書

学科	書名	著者
教育	実用教育学要	小平高明
裁縫	裁縫教科書	谷田部順子
	修訂裁縫教授法	同上
	実験裁縫教授書	中村菊子
	裁縫教授書	渡辺辰五郎

[註] 『岡山県報』第317号、1908年4月10日より作成。

(四) 臨時試験検定受検の資格付与により誇った高い合格率
 そして、最後に、岡山実科女学校教員養成所卒業生の小学校
 教員検定における成績をみてみよう。同養成所卒業生のうち成
 績優良者には、臨時試験検定受検の資格が与えられた。これに
 より、同養成所卒業生は、一般受検生を上回る合格率をあげた
 のであった。

岡山実科女学校教員養成所は、毎年安定的に卒業生を供給し
 た。表3-11は、同養成所卒業生数の推移を示している。これ
 によれば、同養成所が毎年三〇から四〇名程度の卒業生を供給
 したことがわかる。

表3-11 岡山実科女学校教員養成所卒業生数の推移

年度	(単位：名)			
	1909	1910	1911	1912
卒業生数	29	37	47	42

[註] 『岡山県統計書（岡山県統計年報）』各年度、就実学園創立一〇〇周年記念事業実行委員会編『就実学園一〇〇年史』、2005年、474頁より作成。

もつとも、岡山実科女学校教員養成所は各種学校であったことから、その卒業生が免許状を取得するためには、小学校教員検定に合格しなければならなかった。ただし、一般受検生と異なり、臨時試験検定受検の資格が与えられた。岡山県は、「小学校教員試験検定ハ、毎年二月及十月、之ヲ施行ス」¹⁶と、年二回の定期試験検定を実施していた。これに加え、表三一八の「検定受検の資格付与」における学則第三七条からもわかるように、岡山実科女学校教員養成所からの申請を受け、同養成所卒業生を対象とした臨時試験検定を実施した。その際、臨時試験検定受検の資格は、成績優良者に与えられたと考えられる。一九一一年（明治四四）年度を例とするならば、「本年（一九一二年……引用者）三月卒業せし者四十七名なるが、其の内二十五名に対し、来る十五日、十六日の両日、同校にて臨時裁縫検定試験を執行する」¹⁷と報じられた。これによれば、臨時試験検定受検の資格を付与された卒業生は四七名のうち二五名であったことがわかる。その多寡を論ずることは、比較対象がないことから困難である。また、史料的な制約のため、いかなる基準をもって受検資格が付与されたのかも定かでない。しかし、前述した興讓館中学教員養成所の例に照らせば、学力および操行に関する成績優良者に臨時試験検定受検の資格が付与されたのであろう。そして、臨時試験検定は、「申請ノ上、臨時本所内ニ於テ施行シ得ルコトノ特典ヲ与ヘラレタリ、卒業生ハ之ニヨリ多大ナル便宜ヲ得ルコト、ナレリ」¹⁸と、小学校教員養成所内において実施され、その卒業生に有利であった。

そのため、岡山実科女学校教員養成所卒業生は、小学校教員検定に好成績をおさめた。再び一九一一年（明治四四）年度を例にみるならば、臨時試験検定受検の資格が与えられた二五名のうち、合格者は九名¹⁹、合格率は三六・〇％であった。一方、一般受検生の合格率は一八・九％²⁰であった。これによれば、岡山実科女学校教員養成所卒業生が一般受検生のほぼ二倍の合格率をあげたことがわかる。

註

¹ 岡山県は、「師範学校規程」の制定を受け、一九〇七（明治四〇）年県令第七一号「岡山県師範学校規則」および第七二号「岡山県女子師範学校規則」を制定し、師範学校制度を全面的に改めた。

² 『山陽新報』一九〇八年二月二五日。

³ 岡山県会編『岡山県会々議録』明治四一年通常、一九〇八年、二四五頁。

- 4 同前、二四六頁。
- 5 同前、二四九頁。
- 6 関西学園編『関西学園一〇〇年史』、一九八七年、一一二頁。
- 7 私立就実高等女学校姉妹会編『都くづくし』創立満一〇周年記念号、一九一四年、一〇頁。
- 8 史料によつては、「別科」という名称もみられるが、その実態は不明である。
- 9 私立岡山実科女学校内姉妹会編『土筆』第七号、一九〇八年、付一七頁、就実高等学校所蔵。
- 10 同前、一七頁。
- 11 同前。
- 12 金岡助九郎編『会誌』第二号、有漢教員養成所、一九一四年、九―一〇頁。
- 13 『山陽新報』一九一〇年三月三日。
- 14 山上峯次『就実高等学園第二回沿革誌補遺』、一九五三年、頁なし、就実高等学校所蔵。
- 15 『山陽新報』一九一三年三月二日。
- 16 『岡山県報』一三七号、一九〇八年四月一〇日。
- 17 『山陽新報』一九一二年四月一四日。
- 18 黄薇青年社編『岡山県兵庫県広島県香川県小学校教員検定受験者葉』大久保翠琴堂、一九一〇年、付二三頁。
- 19 私立就実高等女学校姉妹会編『土筆』第一九号、一九一二年、五九頁、就実高等学校所蔵。
- 20 岡山県編『岡山県統計書（岡山県統計年報）』明治四四年、一九一二年、一一五頁。なお、ここでは、史料的な制約のため、同年度における裁縫科にかぎらない小学校女子専科正教員免許状の取得を目的とした小学校教員試験検定の合格率を示している。

第四章 大正期の岡山県における私設小学校教員養成所

——師範学校予備科の休止を補完した私設小学校教員養成所とその

撤退——

本章では、大正期（主に一九一三年度から一九二二年度まで）を対象として、岡山県における私設小学校教員養成所の実相に迫りたい。当該期においては、第一次大戦に前後して、私設小学校教員養成所が増減した。そこで、それを境として、当該期を大正前期と大正後期に分けた。大正前期（主に一九一三年度から一九一九年度）においては、いわゆる三大臣訓令により、師範学校の規模縮小が余儀なくされた。そこで、その欠を補うため、私設小学校教員養成所が増加した。一方、大正後期（主に一九二〇年度から一九二二年度）においては、「大戦景気」による「小学校教員離れ」の様相が顕著になった。これに伴い、私設小学校教員養成所が相ついで撤退した。しかし、そうしたなかでも、中等教員試験検定受検資格認定学校として存続の危機を回避した私設小学校教員養成所もあった。

第一節 三大臣訓令に伴う師範学校予備科の休止を補完した私設小学校教員

養成所

本節では、大正前期において、三大臣訓令により規模を縮小した師範学校を補うために増加した私設小学校教員養成所の設置状況、ならびに県下教員養成に果たした役割をみていこう。

(一) 三大臣訓令により規模を縮小した師範学校

右の課題をみるにあたり、三大臣訓令により規模を縮小した師範学校の様相を確認することからはじめてみよう。岡山県は、同訓令による緊縮予算編成の結果、師範学校予備科などの休止を迫られたのであった。

一九一二（大正元）年九月、第二次西園寺公望内閣は、内務大臣、文部大臣、農商務大臣連署による地方費整理に関する訓令、いわゆる三大臣訓令を発した。これに伴い、岡山県は、緊縮予算の編成を余儀なくされた。一九一一（明治四四）年八月、第二次西園寺内閣が成立した。同内閣は、行財政整理を重要政策に掲げた¹⁾。そして、その一環として、日露戦争以降の地方財政の膨張を背景に、教育費の節約、土木費の緊縮、府県事業費の節減、地方費補助の矯弊、地方基金の活用、府県金庫保管金の活用を柱とした三大臣訓令を

発した²。これを受け、岡山県は、「過般内務、農商務、文部三大臣ノ訓令カアリマシテ、即チ本予算編成ニ方ツテハ、其ノ訓令ノ主旨ヲ体シテ編成致シマシタ」³と、同訓令に沿って一九一三（大正二）年度予算を編成した。

こうした緊縮予算の影響をもつとも受けたのは、師範学校であった。それは、師範学校が「地方に於て最多額の経費を要する学校」⁴であったからである。表四一は、公学費および師範学校費と、その公学費に占める割合の推移を示している。これによれば、公学費が横ばい、もしくは増加する一方で、師範学校費は一貫して減少し、その占める割合も縮小し続けたことがわかる。前述のように岡山県は、「師範学校規程」の制定を受け、師範学校制度を全面的に改め、そこに本科第一部、第二部、予備科、講習科を設けていた。しかし、師範学校費の減少に伴い、師範学校予備科を一九一三（大正二）年三月、女子師範学校本科第一部を一九一五（大正四）年三月に休止した。

なかでも予備科の休止は、師範学校が入学者の供給を予備科に依存していたことから深刻であった。表四二は、師範学校本科第一部入学者の学習歴を示している。これによれば、そのほぼすべてが予備科卒業生であったことがわかる。これは、後述するように「修業年限三ヶ年ノ高等小学校卒業ノ程度」⁵という師範学校入学試験の程度に応ずる三年制高等小学校が岡山県において僅少であったことによる。そこで、師範学校入学者を確保するため、予備科の休止をいかに補完するのかが喫緊の課題になった。

(二) 師範学校予備科の休止を補完するために増加した私設小学校教員養成所では、師範学校予備科の休止は、いかに補完されたのか。師範学校制度の整備に伴い明治末期に淘汰された私設小学校教員養成所が再び増加し、それを補完したのであった。

大正前期において、私設小学校教員養成所の新設が相ついだ。表四一三は、当該期における私設小学校教員養成所の設置状況を示している。これによれば、その設置数が一〇校のぼったことがわかる。そして、そのうちの天城中学教員養成所をはじめとする五校が、

表4-1 公学費および師範学校費と、その公学費に占める割合の推移

年度	1913	1914	1915	1916	1917
公学費（円）	399638	407837	403289	422116	430255
師範学校費（円）	93769	87079	83781	80238	77034
割合（%）	23.5	21.4	20.8	19.0	17.9

〔註〕 『岡山県統計書(岡山県統計年報)』各年度より作成。

表4-2 師範学校本科第一部入学者の学習歴

年度	(単位：名)		
	1910	1911	1912
予備科卒業生	119	118	97
高等小学校卒業生	2	0	1
その他	10	2	2
合計	131	120	100

〔註〕 『岡山県統計書(岡山県統計年報)』各年度より作成。

新設私設小学校教員養成所であった。そうした新設私設小学校教員養成所の多くは、尋常小学校准教員の養成をとおし、予備科の休止を補完することを目的としていた。再び表四一三に目を移すならば、新設私設小学校教員養成所のうち四校が尋常小学校准教員を養成したことがわかる。そして、その目的は、つぎのように報じられた⁶。

元来師範学校入学者は、高等小学二ヶ年程度の修業者にして直に受験するの学力に乏しく、去迎三ヶ年の高等小学は県下にも稀にあるのみなれば予備教育の必要を感じるより、各養成所にて十分教育を施し得らるゝとすれば、師範予備科廃止も痛苦を感じざるが如し、

表4-3 大正前期における私設小学校教員養成所の設置状況

	私設小学校教員養成所名称	養成教員種	所在地	開閉設年月	付設（関連）する中等程度の学校 (設置順)
1	金川中学教員養成所	尋准	御津郡	1902.4→1919.3	私立金川中学校ほか
2	岡山実科女学校教員養成所	小裁専正	岡山市	1904.5→1920.3	私立岡山実科女学校ほか
3	有漢教員養成所	尋准/小裁専正	上房郡	1904.7→1928.3	公立有漢高等女学校ほか
4	岡山教員養成所	尋本正/尋准	岡山市	1904.10→1918.4	私立中学閑谷巒岡山分巒ほか
5	佐藤和洋裁縫女学校教員養成所	小裁専正	岡山市	1913.3→1932.3	私立佐藤和洋裁縫女学校ほか
6	天城中学教員養成所	尋准	児島郡	1913.4→不明	私立天城中学校
7	養浩教員養成所	尋准	岡山市	1913.4→1918.6まで存続確認	
8	岡山女子教員養成所	尋准	岡山市	1914.4→1919.3まで存続確認	私立清心高等女学校
9	津山高等裁縫学校教員養成所	小裁専正	苫田郡	1915.4→1927.3	私立津山高等裁縫学校ほか
10	平川准教員養成所	尋准	川上郡	1915.4→1916.3	

[註] 『山陽新報』各号、『岡山県統計書（岡山県統計年報）』各年度、『岡山市統計年報』各年度、『岡山県学事関係職員録』各年度、岡山県教育史刊行会編『岡山県教育史』下巻、岡山市史編集委員会編『岡山市史（宗教・教育編）』岡山市役所、八〇周年記念誌編集委員会編『臥龍』岡山県立金川高等学校創立八〇周年記念事業推進期成会、1958年、36—38頁、岡山県立金川高等学校創立一〇〇周年記念事業実行委員会編『岡山県立金川高等学校創立一〇〇周年記念誌』、2004年、296—302頁、就実学園創立一〇〇周年記念事業実行委員会編『就実学園一〇〇年史』、2005年、503—509頁、蛭田禎男『有漢教員養成所』有漢町教育委員会、1985年、88—91頁、ベル学園高等学校編『創立一〇〇年のあゆみ 2004』、2004年、210—211頁、清心学園一〇〇年史編纂委員会編『清心学園一〇〇年史』清心学園一〇〇周年記念事業委員会、1985年、291頁、599—600頁、創設七五周年記念史編集委員会編『美作学園七五年史』美作学園、1991年、601—602頁、備中町史編集委員会編『備中町史』本編、備中町史刊行委員会、1972年、874頁より作成。

これによれば、尋常小学校准教員を養成する新設私設小学校教員養成所が予備科に代わり、師範学校入学のための予備教育を担ったことがわかる。そのため、尋常小学校准教員を養成する新設私設小学校教員養成所は、予備科休止直後に設置された。図四一は、それら私設小学校教員養成所の時期的分布を示している。これによれば、二校が予備科休止直後である一九一三（大正二）年四月に設置されたことがわかる。さらに一九一四（大正三）年四月に一校、一九一五（大正四）年四月に一校が設置された。

また、尋常小学校准教員を養成する新設私設小学校教員養成所は、予備科の在った岡山市を中心を設置された。図四二は、そうした私設小学校教員養成所の地域的分布を示して

いる。これによれば、四校中二校が岡山市に設置されたことがわかる。さらに一校は、岡山市近隣の児島郡に設置された。

年度	1912	1913	1914	1915	1916	1917	1918	1919
天城中学教員養成所	13.4	-----						
養浩教員養成所	13.4						18.6	
岡山女子教員養成所		14.4						19.3
平川准教員養成所			15.4	-----	16.3			

[註] 表4-3「大正前期における私設小学校教員養成所の設置状況」より作成。

図4-1 尋常小学校准教員を養成する新設私設小学校教員養成所の時期的分布



[註] 表4-3「大正前期における私設小学校教員養成所の設置状況」より作成。

図4-2 尋常小学校准教員を養成する新設私設小学校教員養成所の地域的分布

(三) 師範学校入学試験に好成绩をおさめた私設小学校教員養成所

—— 養浩教員養成所を事例として ——

ところで、尋常小学校准教員を養成する新設私設小学校教員養成所は、予備科の休止を補完するに際し、どれほどの成果をあげたのか。なかには養浩教員養成所のように「師範学校入学試験合格者の数……特別の好成绩」⁷と、師範学校入学試験に好成绩をおさめた私設小学校教員養成所もあった。

養浩教員養成所は、一九一三（大正二）年四月に設置された。その経緯は、つぎのように報じられた⁸。

岡山県師範学校にては、本年度（一九一二年）…（引用者）限り予備科を廃止せるより、岡山市の有志者、跡見三治郎氏外十余名相謀り、養浩教員養成所を設置し、明年度（一九一三年）…（引用者）は尋常科准教員養成科を置き准教員を養成すといふ、同科は専ら師範学校入学生のために予備教育を行ふ、

これによれば、養浩教員養成所が他の尋常小学校准教員を養成する新設私設小学校教員養成所と同様、師範学校予備科の休止を補完することを目的として設置されたことがわかる。

もつとも、養浩教員養成所は、中等程度の学校に付設せずにいたことから、困難な経営を強いられたのであろう。再び表四十三に目を移すならば、同養成所が他のほとんどの私設小学校教員養成所と異なり、中等程度の学校に付設していなかったことがわかる。そのため、その経営基盤は脆弱であったと考えられる。それは、たとえば「同（養浩教員…（引用者）養成所は設備の簡素なる」といった施設、設備や教員数にあらわれた。表四十四は、養浩教員養成所教員数の推移を示している。これによれば、同養成所の教員数がつねに五、六名程度にとどまったことがわかる。私設小学校教員養成所によっては、教員数が一〇名程度にのぼっていた¹⁰。そのため、養浩教員養成所の教員数がいかに少数であったことが確認される。

ただし、養浩教員養成所は、師範学校入学試験に好成绩をおさめた。一例として、一九一七（大正六）年度におけるその成績は、つぎのように報じられた¹¹。

養浩教員養成所を本年（一九一七年三月…（引用者）卒業したるものは四十三名なる、…同養成所を出で岡山県師範学校入学試験を受けたるもの三十五名にして予備試験合格者二十六名、本試験合格者二十一名、

これによれば、同養成所卒業生四三名のうち、本試験合格者、すなわち最終的な男子師範学校本科第一部入学試験の合格者は二一名であったことがわかる。これは、同年度の入学者が七八名¹²であったことから、その四分の一程度に相当した。さらに入学者の学習歴

表4-4 養浩教員養成所教員数の推移
(単位：名)

年度	1913	1914	1915	1916	1917
教員数	6	6	6	5	5

〔註〕 『岡山市統計年報』各年度より作成。

13をみるならば、「修業年限三箇年ノ高等小学校卒業者」は三五名、「其他」は四三名であったことから、「其他」の約半分が同養成所卒業生であったことが確認される。

第二節 第一次大戦終結後の「小学校教員離れ」と存続の危機を回避した私設小学校教員養成所

大正後期に至り、第一次大戦により発生した「大戦景気」は、好景気をもたらす一方、物価高騰を招き、官吏や教員といった賃金労働者の生活を圧迫した。そのため、教職は敬遠され、全国的な「小学校教員離れ」の様相を呈することになった。本節では、そうした「小学校教員離れ」が岡山県における教員の需給状況に、そして私設小学校教員養成所の設置状況におよぼした影響をみていこう。

(一) 岡山県にもおよんだ「小学校教員離れ」の影響

右の課題に際し、「小学校教員離れ」が岡山県における教員の需給状況におよぼした影響を確認することからはじめてみよう。同県においても、「小学校教員離れ」の様相は顕著になり、教員充足率も低迷したのであった。

第一次大戦の影響により、一九一〇年代中頃から、「大戦景気」が発生した。しかし、こうした好景気は、賃金の上昇を上回る物価高騰をもたらした。そのため、教員は、つぎのような生活苦に陥った¹⁴。

物価異常の暴騰により、最も痛烈に、最も深刻に、生活上の圧迫と、

不安とを感受するものは、広き意味に於ける労働者、即ち尠少なる勤労所得に衣食するものにして、小中学校教員の如き、之が尤たるものと認むべければなり。

こうした生活苦は、「師範学校の入学志望者が著しく減少したのみではなく、現在教員の職にあるものが続々他の職業に転ずる」¹⁵と、師範学校入学志願者の減少、さらには現職教員の転退職といった「小学校教員離れ」を引き起こした。

そして、「小学校教員離れ」の影響は、岡山県においても認められた。表四一五は、男子師範学校本科第一部入学志願者数の推移を示している。

表4-5 男子師範学校本科第一部入学志願者数の推移
(単位：名)

年度	1918	1919	1920	1921	1922
志願者数	240	186	180	215	265

【註】 『岡山県統計書（岡山県統計年報）』各年度より作成。

これによれば、志願者が一九二〇（大正九）年度には一八〇名にまで減少したことがわかる。一方、転退職者数の推移は、史料的な制約のために判然としない。しかし、「本県に於ける転職者は、既に九十余名に達するのと同様なり」¹⁶と報じられたことに照らせば、それは頻繁であったのであろう。その結果、教員充足率は低迷した。表四一六は、大正後期、尋常小学校における教員充足率の推移を示している。これによれば、教員充足率が一九二〇（大正九）年度には七四・六％にまで低下したことがわかる。

なお、岡山県は、こうした「小学校教員離れ」に際し、教員の待遇策¹⁷および養成策¹⁸を講じた。しかし、その終息は、教員の待遇が他の職業と比べて「まし」になる「戦後恐慌」¹⁹の発生まで待たなければならなかった。

表4-6 大正後期、尋常小学校における教員充足率の推移
(単位：％)

年度	1918	1919	1920	1921	1922
教員充足率	74.7	75.2	74.6	75.9	75.8

〔註〕 『岡山県統計書（岡山県統計年報）』各年度より作成。

(二) 多様な学習要求に依って存続の危機を回避した郡部私設小学校教員養成所

では、「小学校教員離れ」は、私設小学校教員養成所の設置状況にいかなる影響をおよぼしたのか。私設小学校教員養成所は、その影響により相ついで撤退した。しかし、そのうちの小学校裁縫専科正教員の養成を目的とする私設小学校教員養成所は存続した。とりわけ郡部におけるそうした私設小学校教員養成所は、教職志願者のみならず、多様な学習要求をもった入学者を集めることで、存続の危機を回避したと考えられる。

私設小学校教員養成所は、「小学校教員離れ」の影響を受けて撤退した。表四一七は、大正後期における私設小学校教員養成所の設置状況を示している。これによれば、当該期における私設小学校教員養成所は三校であったことがわかる。前述のように大正前期における私設小学校教員養成所は、休止した予備科の欠を補うために増加し、一〇校にのぼっていた。これに照らせば、その数が三分の一にまで減少したことがわかる。

もつとも、小学校裁縫専科正教員の養成を目的とする私

表4-7 大正後期における私設小学校教員養成所の設置状況

(設置順)			
	私設小学校教員養成所名称	養成教員種	開閉設年月 所在地
1	有漢教員養成所	尋准/小裁専正	1904. 7→1928. 3 上房郡
2	佐藤和洋裁縫女学校教員養成所	小裁専正	1913. 3→1932. 3 岡山市
3	津山高等裁縫学校教員養成所	尋准/小裁専正	1915. 4→1927. 3 苫田郡

〔註〕 『山陽新報』各号、『岡山県統計書（岡山県統計年報）』各年度、『岡山市統計年報』各年度、『岡山県学事関係職員録』各年度、岡山県教育史刊行会編『岡山県教育史』下巻、岡山市史編集委員会編『岡山市史（宗教・教育編）』岡山市役所、蛭田禎男『有漢教員養成所』有漢町教育委員会、1985年、88—91頁、ベル学園高等学校編『創立一二〇年のあゆみ 2004』、2004年、210—211頁より作成。

設小学校教員養成所は、存続の危機を回避した。大正前期において、小学校裁縫専科正教員の養成を目的とする私設小学校教員養成所は四校であった。具体的には、岡山実科女学校教員養成所、有漢教員養成所、佐藤和洋裁縫女学校教員養成所、津山高等裁縫学校教員養成所であった。そこで、再び表四-



〔註〕 表4-7「大正後期における私設小学校教員養成所の設置状況」より作成。

図4-3 大正後期における私設小学校教員養成所の地域的分布

七に目を移すならば、当該期において、岡山実科女学校教員養成所が廃止されたものの、残り三校は存続したことがわかる。なお、図四一三は、大正後期における私設小学校教員養成所の地域的分布を示している。これによれば、有漢教員養成所、津山高等裁縫学校教員養成所が郡部に、佐藤和洋裁縫女学校教員養成所は市部に設置されたことが確認される。

ただし、小学校裁縫専科正教員の養成に際しても、「小学校教員離れ」の影響を免れることはできなかったはずである。小学校裁縫専科正教員の需要は、「専科正教員には別に定数なしと雖、我県の現状上、従来よりも一層高程度のものも多くする必要あり、殊に実業補習教育と連関して此種教員の養成は今日の緊要事たり」²⁰と、実業補習学校の発達に伴い高まっていた。そのため、岡山県は、すでに一九一五（大正四）年四月、女子師範学校に裁縫講習科を設置していた。しかし、同講習科の定員を四〇名²¹と定めたものの、二、三〇名程度の入学者を集めるにとどまっていた²²。

では、なぜ小学校裁縫専科正教員の養成を目的とする私設小学校教員養成所は、存続することができたのか。なかでも郡部私設小学校教員養成所は、入学者のうちに「小学校教員離れ」の影響を受けにくい者、すなわちかならずしも教職を志願しない者も集めることができたからではないか。郡部私設小学校教員養成所の中の一枚であった津山高等裁縫学校教員養成所は、たとえば一九二〇（大正九）年度に「養生部²³二年十三人、同一年五十五人」²³と、裁縫講習科を上回る入学者を集めた。そして、表四一八は、一年次入学者五五名が一九二一（大正一〇）年度末に卒業した際の進路状況を示している。なお、合計が五四名となっているのは、一名が中途退学し

表4-8 1921年度における津山高等裁縫学校教員養成所卒業生の進路

(単位:名)					
進路	家事従事	教員就職	学校入学	死亡	合計
人数	49	4	0	1	54

〔註〕 創立七五周年記念史編集委員会編『美作大学七五年史』美作学園、1991年、126頁より作成。

たためであろう。さて、これによれば、家事従事者の四九名が教職従事者の四名を圧倒し、教職従事者はむしろ少数であったことがわかる。このように郡部私設小学校教員養成所への入学者のうちには、かならずしも教職を志願せず、たとえば裁縫修業のため、あるいは小学校卒業後、女子の中等程度の教育機関が乏しいなか、それに代わる学習の機会を求めて進学する者も含まれたのであろう。しかし、市部私設小学校教員養成所は、こうした郡部私設小学校教員養成所とは様相が異なっていた。

第三節 中等教員試験検定受検資格認定学校として存続の危機を回避した市

部私設小学校教員養成所の実相

——佐藤和洋裁縫女学校教員養成所を事例として——

では、市部私設小学校教員養成所は、いかにして「小学校教員離れ」による存続の危機を回避したのか。本節では、大正後期における唯一の市部私設小学校教員養成所であった佐藤和洋裁縫女学校教員養成所を事例として取り上げ、その実相をみていこう。

(一) 女性の職業的自立を目的として創設された佐藤和洋裁縫女学校教員養成所

まず、佐藤和洋裁縫女学校教員養成所の創設者である佐藤伎具能の経歴と、その教育理念を確認することからはじめてみよう。高名な裁縫師匠であった佐藤は、同養成所の創設による裁縫科教員の養成をとおし、裁縫技術による女性の職業的自立をめざしたのであった。

佐藤和洋裁縫女学校教員養成所の創設者佐藤伎具能は、「師範学校付属裁縫伝習所の卒業者……の手芸技術が、嶄然として頭角を見す、……一方に割拠せる独立派の片山石、佐藤伎具能の率ゐて学舎の相對峙する」²⁴と、県下でも高名な裁縫師匠の一人であった。佐藤は、一八六六（慶応二）年、岡山県赤磐郡に生まれた²⁵。一八八四（明治一七）年、久米郡に裁縫私塾を設置、一九〇五（明治三八）年、同塾を岡山市に移転、校名を佐藤裁縫女学校と改称した（一九一四年に佐藤和洋裁縫女学校と再改称）。そして、一九一三（大正二）年、同校に小学校裁縫専科正教員の養成を目的とする小学校教員養成所を付設した。それが、佐藤和洋裁縫女学校教員養成所であった。

そうした佐藤は、裁縫技術を生かした女性の職業的自立を目的として学校経営を行った。佐藤は、自らの人生を振り返り、その必要をつぎのように説いていた²⁶。

今後は婦人も男子と同様に相当の職を求めて家庭を基本として働かねばなりません。それには何といつても裁縫が第一だと思ひます。私のことを言ふのも妙ですが七歳にして父を失ひ、十三歳にして母を失つた薄幸な私は、事業緒につく時夫を喪ひ、多くの子供を抱へて今日に至つたことは、多少でも裁縫を修得してゐたお陰です。で私は微力ながら世の多くの婦女達に対しこうした立場にある人、或はそうした場合に於けるために供ふる為めにもと、私は力を尽してゐるわけで私の事業の決して無意味でないことを痛切に感じてゐる次第です、

こうした佐藤が女性の職業選択の幅が狭い当時にあつて、裁縫技術を生かすことのできる職業として裁縫科教員に注目し、その養成に尽力したことは当然のなりゆきであつたのであろう。

(二) 中等教員試験検定受検資格認定学校となることで回避した存続の危機
 では、こうして創設された佐藤和洋裁縫女学校教員養成所は、いかにして「小学校教員離れ」による存続の危機を回避したのか。同養成所は、中等教員試験検定受検資格認定学校になることで、その危機を回避したのであつた。

佐藤和洋裁縫女学校教員養成所は、「小学校教員離れ」の影響により、入学者の獲得に苦しんでゐた。表四一九は、同養成所入学人数の推移を示してゐる。なお、「い組」は高等小学校卒業生、「ろ組」は高等女学校卒業生が入学した。これによれば、「小学校教員離れ」の続く一九二〇（大正九）年度の入学者は二六名であつたことがわかる。これは、前述のように生徒募集に苦心した女子師範学校裁縫講習科と同程度、一方、順調に生徒を集めた津山高等裁縫学校教員養成所の半分程度の入学人数にすぎなかつた。佐藤和洋裁縫女学校教員養成所は、女子の中等程度の学校のほか、多様な学習要求に応える教育機関が多数ある市部に在つた。そのため、郡部私設小学校教員養成所のようにかならずしも教職を志願しない者を取り込むことができず、「小学校教員離れ」の影響を受けたのであろう。

表4-9 佐藤和洋裁縫女学校教員養成所入学人数の推移

(単位：名)			
年度	1920	1921	1922
い組	26	49	48
ろ組		23	56
合計	26	72	104

〔註〕(1) 『大正一〇年三月以降 卒業生名簿教員養成部い組』、『大正一一年三月以降 卒業生名簿教員養成部ろ組』、創志学園高等学校所蔵より作成。
 (2) ろ組は、1920（大正9）年度、未だ入学者の募集を開始してゐなかつたことから空欄とした。

そこで、佐藤和洋裁縫女学校教員養成所は、中等教員試験検定受検資格認定学校になることで、生き残りをめざした。ここで、行論上必要な範囲で、中等教員試験検定受検資格認定学校について説明しよう。同校は、一九〇八（明治四一）年文部省令第三二二号「教員検定ニ関スル規程」第六条第二号（一九二一年文部省令第一四号による同規程の改正に伴い、第五条第九号に変更）による「文部大臣ニ於テ適當ト認定シタル学校」をさす。そして、その卒業生は、「数学科、物理及化学科、博物科、裁縫科、手芸科」にかぎり、中等教員試験検定の受検が認められていた。では、その申請にあたり、佐藤和洋裁縫女学校教員養成所において、いかなる議論がなされたのか。また、いかなる手続きや審査を経て、認可を得るに至ったのか。これらについては、史料的な制約のために判然としない。しかし、一例として、愛知県に設置された安城女子職業学校裁縫師範科が中等教員試験検定受検資格認定学校になる際には、書類審査のうえ、施設・設備、教具、教員に関する実地調査、ならびに小学校教員検定における合格実績に関する事情聴取や、在学生への学力試験などが行われた²⁷⁷という。おそらく佐藤和洋裁縫女学校教員養成所においても、同様の審査がなされたのであろう。こうして同養成所は、一九二二（大正一一）年文部省告示第一〇号により、「右（佐藤和洋裁縫女学校教員養成所……引用者）ハ、裁縫科ニ付、教員検定ニ関スル規程第五条第九号ニ依リ認定ス、但シ、大正十一年三月以降ノ卒業生ニ限ル」と、中等教員試験検定受検資格認定学校としての認可を得た。

そして、佐藤和洋裁縫女学校教員養成所は、中等教員試験検定受検資格認定学校であることを「看板」として入学者を集め、「小学校教員離れ」による存続の危機を回避した。同養成所は、「本県の誇り全国九校の一 中等教員受検資格の認定」²⁷⁸と、全国に九校ある中等教員試験検定受検資格認定学校のうちの一枚であることを宣伝した。これにより、「新学期（一九二二年四月……引用者）から学級数を三学級に増加し、一学級は高等女学校卒業生のみを以て組織する」²⁷⁹と、従来からの入学者である高等小学校卒業生に加え、高等女学校卒業生にも入学を働きかけた²⁸⁰。それが功を奏し、「本校教員養成部ハ、曩ニ教員検定ニ関スル規程第五条第九号ニ依リ御認定相受候処、其ノ後入学志願者激増」²⁸¹と、入学者が殺到した。再び表四一九に目を移すならば、佐藤和洋裁縫女学校教員養成所への入学者が中等教員試験検定受検資格認定学校として認可されたことを機に増加したことがわかる。なお、入学者の増加が認可前年度の一九二一（大正一〇）年度からはじまっているのは、認可を前提として、すでに入学者を募集していたからである。

(三) 中等教員試験検定受検資格認定学校卒業生として付与された無試験検定の受検資格

ところで、中等教員試験検定受検資格認定学校として存続の危機を回避した佐藤和洋裁縫女学校教員養成所は、いかなる教員養成を行ったのか。同養成所は、「小学校教員養成所規程」に準じて養成内容を定めつつ、そこに独自の内容も加えた。しかし、何よりも特徴的であったのは、同養成所が中等教員試験検定受検資格認定学校となるに伴い、その卒業生に無試験検定受検の資格が付与されたことであつた。

佐藤和洋裁縫女学校教員養成所は、「小学校教員養成所規程」が定めた養成内容をほぼそのまま受け入れた。表4-10は、入学条件、修業期間、養成科目および教授時数、検定受検の資格付与といった養成内容について、「小学校教員養成所規程」と「佐藤和洋裁縫女学校教員養成所規程」を比較している。これによれば、両者の入学条件と修業期間が一致したことがわかる。

もつとも、佐藤和洋

表4-10 「小学校教員養成所規程」と「佐藤和洋裁縫女学校教員養成所規程」の比較

	「小学校教員養成所規程」	「佐藤和洋裁縫女学校教員養成所規程」
入学条件	第9条 小学校教員養成所ニ入学ヲ許可スヘキモノハ身体健全品行方正ニシテ第10条乃至第13条ノ学力ヲ有スルモノタルヘシ 第13条 小学校裁縫専科正教員養成所ニ入学ヲ許可スヘキモノハ左ノ資格ノ一ヲ有スルモノタルヘシ 1. 尋常小学校准教員ノ資格アルモノ 2. 高等小学校卒業〔修業年限 旧令4箇年 新令2箇年〕若ハ高等女学校第2学年修了以上ノモノ 3. 小学校令施行規則第112条ノ学科目及程度ニ依リテ施行シタル入学試験ニ合格シタルモノ	第11条 本科ニ入学ヲ許可スヘキ者ハ品行方正身体健全ニシテ左ノ資格ノ一ヲ有スル者タルヘシ 1. 尋常小学校准教員ノ資格アル者 2. 高等小学校卒業若クハ高等女学校第2学年修了以上ノ者 3. 小学校令施行規則第112条ノ学科目及程度ニ依リ施行シタル入学試験ニ合格シタル者
修業期間	第14条 小学校教員養成所ノ修業期間ハ……次ニ定ムル所ニ依ルヘシ 4. 裁縫専科正教員 2箇年	第3条 教員養成部ノ修業年限ヲ2ケ年トス
養成科目および教授時数	第20条 小学校教員養成所各学科目ノ毎週教授時数ハ……第6号表ニ依ルヘシ 第6号表 裁縫専科正教員 第1学年 修身2 教育2 国語5 算術2 裁縫20 体操3 計34 第2学年 修身2 教育2 国語5 算術2 裁縫20 体操3 計34	第7条 学科課程及毎週教授時数ヲ定ムルコト左ノ如シ 第1学年 修身2 教育3 国語4 算術2 裁縫16 家事2 体操3 手芸 英語 計32 第2学年 修身2 教育3 国語4 算術2 裁縫16 家事2 体操3 手芸 英語 計32 手芸、英語ハ随意科トシ毎週3時間ヲ増加シテ之ヲ課ス 高等女学校実科高等女学校卒業ノ経歴アル者ハ修身、国語、算術ノ3科目ヲ省キ其時間ニ裁縫手芸ヲ学修スルコトヲ得
検定受検の資格付与	第21条 小学校教員養成所規程（に定める小学校裁縫専科正教員養成所……引用者）ノ学科ヲ修了シタルトキハ……臨時試験検定ヲ行ヒ相当ノ免許状ヲ授与ス	第10条 学校長ハ本科卒業生ノ……小学校裁縫専科正教員無試験検定ヲ本県知事ニ申請ス

〔註〕 『岡山県報』第135号、1908年2月10日、『岡山県報』第156号、1909年11月10日、『岡山県報』第32号、1915年4月10日、『岡山県報』第45号、1916年5月10日、『認定指定私立各種学校学則（三重、奈良、岡山、広島（第18冊）』（国立公文書館所蔵、請求番号3A-10-1-1098）より作成。

裁縫女学校教員養成所は、養成科目や教授時数において独自性も発揮した。表四一〇における「養成科目および教授時数」によれば、学則が独自に裁縫科の教授時数を四時間減ずる一方、家事科を設けて二時間を充て、さらに随意科目として手芸科などを二時間設けたことがわかる。また、高等女学校、実科高等女学校卒業生にはそれまでの学習歴に照らし、修身科、国語科、算術科を省略し、代わりに裁縫科、手芸科を学習する道を開いたことも確認される。

なお、使用された教科書は史料的な制約のために判然としないものの、表四一一にある岡山県告示による検定用参考図書が用いられたのであろう。

ただし、もつとも注目すべきは、検定受検の資格付与についてである。中等教員試験検定受検資格認定学校となった佐藤和洋裁縫女学校教員養成所の卒業生には、一般受検生はもとより、郡部私設小学校教員養成所卒業生とも異なり、無試験検定受検の資格が付与された。表四一〇における「検定受検の資格付与」によれば、同規程が小学校裁縫専科正教員の養成を目的とする養成所、すなわち郡部私設小学校教員養成所の卒業生に臨時試験検定受検の資格を付与すると定める一方、学則は同養成所卒業生の無試験検定受検を県知事に申請すると定めたことがわかる。こうした無試験検定受検の資格付与は、佐藤和洋裁縫女学校教員養成所が中等教員試験検定受検資格認定学校として認可されたことによる。しかし、それがいかなる根拠により、またいつから開始されたのかは、史料的な制約のために判然としない³²⁾。

では、佐藤和洋裁縫女学校教員養成所は、小学校教員検定にどれほどの成果をあげたのか。これについても、史料的な制約のため、合格者数や合格率などを算出することは困難である。しかし、無試験検定受検の資格が与えられた佐藤和洋裁縫女学校教員養成所卒業生は、一般受検生や郡部私設小学校教員養成所卒業生と比べ、好成績をおさめたと考えられる。

註

¹ 『大阪朝日新聞』一九三一年五月七―九日、神戸大学付属図書館デジタルアーカイブ新

表4-11 小学校裁縫専科正教員免許状取得のための小学校教員試験検定用参考図書

学科	書名	著者
教育	教育科教科書教育学綱要	乙竹岩造
裁縫	新選裁縫教科書	今村順子
	渡辺先生遺稿裁縫教科書 三訂裁縫教授法	渡辺滋 今村順子

〔註〕 『岡山県報』第82号、1919年6月10日より作成。

聞記事文庫所蔵。

² 『大阪毎日新聞』一九二二年一〇月五日、神戸大学付属図書館デジタルアーカイブ新聞記事文庫所蔵。

³ 岡山県編『岡山県会史』第四編、一九三九年、七一頁。

⁴ 田所美治「地方費整理に関する三大臣連署の訓令と文政方針」(帝国教育会編『帝国教育』第三六四号、再興第四五号、一九二二年一月一日(帝国教育復刻版刊行委員会編『帝国教育(復刻版)』明治四十二年三月〜大正四年二月(三二〇〜四〇一号)、雄松堂、一九八八年)三七頁所収。

⁵ 『岡山県報』第六号、一九一三年二月一〇日。

⁶ 『山陽新報』一九一三年三月八日。

⁷ 『山陽新報』一九一四年一月一六日。

⁸ 『山陽新報』一九一三年二月三日。

⁹ 『山陽新報』一九一七年四月五日。

¹⁰ 一例として、一九一七(大正六)年度における有漢教員養成所の教員数は、一〇名にのぼった(岡山県教育会編『岡山県学事関係職員録』、一九一六年、一三三頁)。

¹¹ 前掲註9、『山陽新報』一九一七年四月五日。

¹² 文部大臣官房文書課編『日本帝国文部省第四五年報』下巻、一九一九年、一二四頁。

¹³ 同前。

¹⁴ 『山陽新報』一九一九年七月四日。

¹⁵ 岡山県教育会編『備作教育』第一五一号、一九一九年六月二五日、一頁。

¹⁶ 『山陽新報』一九一八年二月四日。

¹⁷ 岡山県は、小学校教員の待遇を改善するため、俸給表の改訂、ならびに臨時手当の支給のほか、師範学校入学者への準備金の支給、また在学生への給与額の引きあげなどを講じた。

¹⁸ 岡山県は、一九一九(大正八)年二月から一九二三(大正一二)年八月にかけて臨時小学校教員養成講習を開催し、中学校や高等女学校卒業生といった中等程度の学校の卒業生を対象として、尋常小学校本科正教員などを養成した。

¹⁹ 「戦後恐慌」とは、第一次大戦終結後、ヨーロッパ商品がアジア市場に戻り、日本商品が一転過剰生産に陥った結果、株価が大暴落することによって生じた不景気をさす。こ

れが岡山県における教員の需給状況に影響をおよぼしたのは、一九二二（大正一〇）年度頃からであった。

²⁰ 岡山県教育会編『備作教育』第一八四号、一九二二年三月二五日、付七頁。

²¹ 『岡山県報』第三一号、一九一五年三月一〇日。

²² 裁縫講習科への入学者数は、史的な制約のために判然としない。しかし、『岡山県統計書（岡山県統計年報）』各年度によれば、卒業生数が一九一九（大正八）年度の二〇名以降、二二名、二九名、二〇名と推移したことから、それと同程度であったと考えられる。

²³ 「大正九年四月二日」（津山高等裁縫学校編『日誌』大正八年度、美作大学、美作大学短期大学部所蔵）。

²⁴ 岡山市役所編『岡山市史』六、一九二八年、四八八七―四八八八頁。

²⁵ 以下、佐藤伎具能の経歴については、岡山市史編集委員会編『岡山市史（人物編）』（岡山市役所、一九六八年）、岡山県歴史人物事典編纂委員会編『岡山県歴史人物事典』（山陽新聞社、一九九四年）を参照した。

²⁶ 『山陽新報』一九二五年三月九日。

²⁷ 井上恵美子「小学校教員免許状制度における無試験検定校のルート」（研究代表者丸山剛史『戦前日本の初等教員養成における初等教員検定の意義と役割に関する通史的事例研究』、課題番号二三五三〇九八四、平成二三年度～平成二五年度科学研究費補助金（基盤研究C）研究成果報告書、二〇一四年）三六―三八頁。

²⁸ 『山陽新報』一九二二年三月一日。

²⁹ 『山陽新報』一九二二年三月二日。

³⁰ 佐藤和洋裁縫女学校教員養成所は、高等女学校卒業生の入学を促すため、小学校裁縫専科正教員の養成を目的とする本科に加え、その卒業生などを対象として、中等教員試験検定受検のための予備教育を行う研究科（後に高等師範科）を設置した。

³¹ 『認定指定私立各種学校学則（三重、奈良、岡山、広島（第一八冊）』（国立公文書館所蔵、請求番号三A一〇一〇九八）。

³² 中等教員試験検定受検資格認定学校卒業生への無試験検定受検の資格付与が、いかなる法的根拠によるのか。文部省の指令などによるのか。道府県独自の判断によるのか。これらは、史的な制約のために判然としない。

また、その開始時期について、井上恵美子は、前掲註27、『戦前日本の初等教員養成に

おける初等教員検定の意義と役割に関する通史的事例研究』において、安城女子職業学校裁縫師範科の場合、一九二四（大正一三）年三月に中等教員試験検定受検資格認定学校として許可され、翌四月より卒業生に無試験検定受検の資格が付与されたと指摘している（三六―三七頁）。

しかし、佐藤和洋裁縫女学校教員養成所の場合、認定学校として許可されたのは一九二二（大正一一）年一月であったが、一九二三（大正一二）年三月の新聞広告には「本校卒業生中、高等女学校、実科高等女学校卒業の経歴^歴ある者は無試験検定を受く、其他の人は臨時試験検定に依りて本県小学校裁縫専科正教員免許状を得られます『山陽新報』一九二三年三月二日」と掲載された。

認定学校卒業生は、入学時の学習歴にかかわらず、無試験検定受検の資格が付与された。そのため、右の一九二三（大正一二）年三月の時点で、佐藤和洋裁縫女学校教員養成所卒業生には認定学校卒業生として無試験検定受検の資格が付与されていなかったことがわかる。入学時の学習歴にかかわらず、同養成所卒業生への資格付与が確認されるのは、一九二四（大正一三）年一月、同養成所が学則変更の伺いを文部省に提出するに際して添付した学則においてであった（前掲註31、『認定指定私立各種学校学則（三重、奈良、岡山、広島（第一八冊）』）。

これに照らせば、佐藤和洋裁縫女学校教員養成所卒業生に中等教員試験検定受検資格認定学校卒業生として無試験検定受検の資格付与が開始されたのは、一九二三（大正一二）年三月から一九二四（大正一三）年一月までの間であったと考えられる。

第五章 大正末期から昭和初期の岡山県における私設小学校教員養成所

——師範学校講習科の休廃止を補完した私設小学校教員養成所とその終焉——

本章の課題は、大正末期から昭和初期（主に一九二三年度から一九三一年度まで）の岡山県における私設小学校教員養成所を事例として、その実相に迫ることにある。当該期においては、第一次大戦終結後の「大戦景気」に伴う「小学校教員離れ」の終息以降、教員志願者の増加を受け、師範学校が規模を拡大し、教員充足率が上昇軌道に乗った。そして、正教員の充足が見込まれ、師範学校卒業生さえも供給過剰になると、私設小学校教員養成所は、その役割を終えたのであった。

第一節 終焉を迎えた私設小学校教員養成所

では、私設小学校教員養成所は、いかなる経緯により終焉を迎えたのか。そして、それまでの間、県下教員養成にいかなる役割を果たしたのか。本節では、そうした私設小学校教員養成所終焉までの経緯と、その果たした役割をみていこう。

（一）師範学校の規模拡大により上昇軌道に乗った教員充足率

まず、当該期における教員の需給状況を師範学校の動向と合わせて確認することからはじめてみよう。「小学校教員離れ」終息以降の教員充足率は、しばらく低迷した。しかし、大正末期、師範学校の規模拡大の成果があらわれると、以降、順調に上昇したのであった。

第一次大戦終結後、岡山県においても認められた「小学校教員離れ」は、一九二〇（大正九）年度末頃から終息に向かった。その後、一転「戦後恐慌」が発生し、教員志願者が増加した。表五―一は、一九二〇年代、大正期における師範学校本科志願者数および入学者数の推移を示している。そのうち、志願者数の推移に注目するならば、「小学校教員離れ」の終息以降、その数が年々増加したことがわかる。

しかし、教員志願者の増加が、直ちに教員充足率に反映したわけではなかった。表五―二は、尋常小学校における教員充足率の推移を

表5-1 1920年代、大正期における師範学校本科志願者数および入学者数の推移

(単位：名)

年度	1920	1921	1922	1923	1924	1925	1926
志願者数	489	637	742	841	1304	1627	1064
入学者数	195	274	261	313	349	556	302

【註】 『岡山県統計書（岡山県統計年報）』各年度より作成。

示している。これによれば、志願者数の増加にもかかわらず、教員充足率が八〇%を越え、上昇軌道に乗るには大正末期まで待たなければならなかったことがわかる。そのため、たとえば一九二二（大正一一）年度におけるその様相は、つぎのように評された¹。

本県の小学校に於ける本科正教員数は各県に比して著しく低い、
 ……小学校の児童の就学歩合は日本一で、之れを教ふるもの、
 素質は全国に於ける最下である、甚だ矛盾と云はねばならぬ、

また、「聞く処に依れば、政府は大正十二年度以降、十四年度迄を準備期間に充て、大正十五年度より愈義務教育を八箇年に延長する筈だといふ」²と報じられたように義務教育年限の延長も取り沙汰され、教員需要のさらなる高まりが予想された。

そうしたなか、師範学校は、次第に規模を拡大していった。そして、その成果があらわれはじめると、教員充足率は上昇軌道に乗った。再び表五十一に目を移し、師範学校本科入学者数の推移に注目するならば、その数が年々増加したことがわかる。また、岡山県は、男子師範学校予備科を再開し³、さらに入学者の獲得をめざした。その結果、再び表五十二に目を移すならば、教員充足率が「小学校教員離れ」終息直後の本科第一部入学者が教職に就いた一九二五（大正一四）年度に八〇%を越え、以降、順調に上昇したことが確認される。

（二）教員充足率の地域間格差の解決をめざした私設小学校教員養成所

では、私設小学校教員養成所は、教員充足率の上昇に際し、いかなる役割を果たしたのか。私設小学校教員養成所は、師範学校講習科の休廃止を機として増加し、教員充足率が上昇する過程において生じたその地域間格差の解決をめざしたのであった。

岡山県は、一九二二（大正一一）年県令第五八号により、「小学校教員養成所規程」を改正した。その時期からも、同規程の改正は師範学校の規模拡大と軌を一にするものであったことがわかる。さて、同規程の改正は、つぎのように報じられた⁴。

本県小学校教員養成所規定は……改正されたが、その主なるものは、教員に関する規

表5-2 尋常小学校における教員充足率の推移
 (単位：%)

年度	1920	1921	1922	1923	1924	1925
教員充足率	74.6	75.9	75.8	78.2	77.9	81.3
年度	1926	1927	1928	1929	1930	1931
教員充足率	80.8	84.0	85.5	86.6	88.3	87.9

〔註〕 『岡山県統計書（岡山県統計年報）』各年度より作成。

定を改正して、小正養成所は中等、高等女学校の例に準じ、専正養成所は教員の半数以上、文部省教員免許状所有者たるを要し、専正養成所の教員中には専科正教員を加ふるを得ることに改め、入学資格に関する規定に於て、尋正、専正養成所の入学資格を拡張し、卒業生検定に関する規定に於て、小正、尋正養成所卒業生の無試験範囲を拡張した、

これによれば、その改正の目的は「教員に関する規定」、「入学資格に関する規定」、「卒業生検定に関する規定」を改めることにあったことがわかる。なかでも、後二者にみられる入学条件の緩和や無試験検定受検資格の拡大は、「小学校教員離れ」終息後の低率にとどまる教員充足率の上昇をねらいとした。

そして、「小学校教員養成所規程」改正後、私設小学校教員養成所は増加した。表五―三は、私設小学校教員養成所の設置状況を示している。これによれば、当該期における私設小学校教員養成所は九校であったことがわかる。大正後期における私設小学校教員養成所は、「小学校教員離れ」の影響により、三校にとどまっていた。これに照らせば、六校の私設小学校教員養成所が新設されたことが確認される。

これにより、私設小学校教員養成所の養成教員種は、本科正教員にもおよんだ。前述のように大正後期における私設小学校教員養成所は、小学校裁縫専科正教員の養成を目的としていた。しかし、再び表五―三に目を移すならば、当該期において、生石教員養成所や高梁教員養成所のように本科正教員の養成も目的とする私設小学校教員養成所が新設されたことがわかる。また、既設の有漢教

表5-3 私設小学校教員養成所の設置状況

				(設置順)
	私設小学校教員養成所名称	養成教員種	所在地	開閉設年月
1	有漢教員養成所	小本正/尋本正/尋准/小裁専正	上房郡	1904.7→1928.3
2	佐藤和洋裁縫女学校教員養成所	小裁専正	岡山市	1913.3→1932.3
3	津山高等裁縫学校教員養成所	小裁専正	苫田郡	1915.4→1927.3
4	巨瀬農業専修学校農業教員養成所	小農専正	上房郡	1923.4→1925.2まで存続確認
5	岡山裁縫教員養成所	小裁専正	岡山市	1924.4→1932.3
6	生石教員養成所	小本正/尋本正/尋准/小裁専正	浅口郡	1924.4→1932.3
7	高梁教員養成所	小本正/尋本正/尋准/小裁専正	上房郡	1924.4→1932.3
8	難波裁縫女学校教員養成所	小裁専正	都窪郡	1926.4→不明
9	中学岡山鬘教員養成所	尋本正/尋准	岡山市 →上道郡	1929.4→1930.4まで存続確認

[註] (1) 『山陽新報』各号、『岡山県統計書(岡山県統計年報)』各年度、『岡山市統計年報』各年度、『岡山県学事関係職員録』各年度、岡山県教育史刊行会編『岡山県教育史』下巻、岡山市史編集委員会編『岡山市史(宗教・教育編)』岡山市役所、蛭田禎男『有漢教員養成所』有漢町教育委員会、1985年、88—91頁、ベル学園高等学校編『創立一二〇年のあゆみ 2004』、2004年、210—211頁、創設七五周年記念史編集委員会編『美作学園七五年史』美作学園、1991年、601—602頁、杉慎吾『春秋の賦——翠松教育一〇〇年の軌跡(倉敷翠松高等学校創立一〇〇周年記念誌)——』倉敷翠松高等学校、1983年、535—536頁、高梁市史(増補版)編纂委員会編『増補版 高梁市史』下巻、高梁市、2004年、271頁より作成。

(2) 中学岡山鬘教員養成所は、1930(昭和5)年3月に岡山市から上道郡に移転した。

員養成所も、本科正教員の養成を開始していた。これらは、小学校本科正教員、尋常小学校本科正教員、尋常小学校准教員、小学校裁縫専科正教員の四教員を養成する当該期を代表する私設小学校教員養成所であった。

ところで、私設小学校教員養成所の増加は、師範学校講習科の休廃止がきっかけであった。図五-1は、私設小学校教員養成所の時期的分布を示している。これによれば、一九二四（大正一三）年四月、三校の私設小学校教員養成所が新設されたことがわかる。では、その時期に何が起きたのか。再び図五-1に目を移すならば、それと前後して、岡山県が師範学校乙種講習科、および女子師範学校裁縫講習科、また臨時小学校教員養成講習を休廃止したことが確認される。つまり、従来講習科が行っていた簡便な教員養成を担うため、私設小学校教員養成所が新設されたわけである。

そうした私設小学校教員養成所は、県南郡部に偏在した。図五-2は、私設小学校教員養成所の地域的分布を示している。これによれば、私設小学校教員養成所が県南部に集中したことがわかる。なかでも、当該期を代表する有漢教員養成所、生石教員養成所、高梁教員養成所は、いずれも県南郡部に設置された。

では、それら私設小学校教員養成所は、なぜ県南郡部に偏在したのか。それは、教員充足率の地域間格差を解決するためのであった。表五-4は、一九二四（大正一三）年度を例

年度	1923	1924	1925	1926	1927	1928	1929	1930	1931
岡山県師範学校									
男子乙種講習科		24.3							
女子乙種講習科				26.3					
裁縫講習科		24.3							
臨時小学校教員養成講習	23.8								
私設小学校教員養成所									
有漢教員養成所						28.3			
佐藤和洋裁縫女学校教員養成所					27.3				32.3
津山高等裁縫学校教員養成所									
巨瀬農業専修学校農業教員養成所			25.2						
岡山裁縫教員養成所	24.4								32.3
生石教員養成所	24.4								32.3
高梁教員養成所	24.4								32.3
難波裁縫女学校教員養成所				26.4	---				
中学岡山巖教員養成所						29.4		30.4	

[註] (1) 表5-3「私設小学校教員養成所の設置状況」、『岡山県報（岡山県公報）』各号、岡山県女子師範学校編『記念誌』岡山県女子師範学校桂友会、1932年、4頁より作成。

(2) 岡山県女子師範学校乙種講習科は、1918（大正7）年4月に休止し、1926（大正15）年3月に廃止された。

図5-1 私設小学校教員養成所の時期的分布



[註] (1) 表5-3「私設小学校教員養成所の設置状況」より作成。
 (2) 中学岡山巒教員養成所は、1930（昭和5）年3月に岡山市から上道郡に移転した。

図5-2 私設小学校教員養成所の地域的分布

表5-4 1924年度における岡山県各郡市の教員充足率
 (単位：%)

郡市	岡山市	御津郡	赤磐郡	和気郡	邑久郡	上道郡	児島郡
教員充足率	100.4	78.3	80.3	71.7	85.9	89.3	75.4
郡市	都窪郡	浅口郡	小田郡	後月郡	吉備郡	上房郡	川上郡
教員充足率	83.4	86.6	75.0	77.8	70.6	88.1	72.1
郡市	阿哲郡	真庭郡	苫田郡	勝田郡	英田郡	久米郡	
教員充足率	67.2	73.0	68.8	68.4	63.3	72.9	

[註] 岡山県編『岡山県統計書（岡山県統計年報）』大正13年、1926年、282頁、284頁より作成。

として、岡山県各郡市における教員充足率を示している。これによれば、最高の岡山市と最低の英田郡では約四〇%の差があったことがわかる。こうした教員充足率の地域間格差は、それが上昇軌道に乗る過程において生じ、「(市部と郡部では……引用者) 正教員の分布状態が極めて不均衡である」と、岡山県会でも取り上げられた。そのため、「県下の教育機関が南部に偏するきらひあり、教育の機会均等上より、又県下北部の政治、交通の中核たる津山に之れ(師範学校……引用者)を設置の必要ありと認む」⁷⁾と、教員充足率が低迷する県北郡部に第二師範学校の設置を求める声もあった。しかし、教員充足率の低迷は、たんなる教員不足の問題ではなく、「町村の経済状態にも依る」⁸⁾問題であった。そのため、いくら師範学校卒業生を供給しても、経済的に困窮する町村は、それを雇用することができなかった。そこで、県北郡部においては、「真庭郡立教員養成所は、従来准教員養成であったのを此(一九二四年……引用者)の四月より正教員養成に引き直し」⁹⁾と、郡(教育会)が、公設小学校教員養成所を設置した。一方、私立学校の在る県南郡部においては、それが中心になり¹⁰⁾、小学校教員養成所を設置した。そして、講習科に代わって安価な教員を供給することで、教員充足率の地域間格差の解決をめざした。

(三) 正教員の充足に伴い終焉を迎えた私設小学校教員養成所

ところで、岡山県は、正教員の充足が見込まれると、いかに私設小学校教員養成所に応じたのか。昭和期に入ると、師範学校卒業生も供給過剰になり、その全廃を決したのであった。

岡山県は、大正末期に正教員の充足が見込まれると、小学校教員養成所への補助金を廃止した。同県は、一九二六(大正一五)、昭和元年通常県会において、小学校教員養成所への補助金を廃止する予算案を提出した。その質疑に際し、麻生亮蔵(書記官)は、「本県ノ正教員ノ充実計画ノ上ヨリ申シマスレバ、町村ノ財政ガ許シ得ルナラバ、大正十八年度乃至十九年度ニ亘リマシテ、全部充実ヲイタスノデアリマス」¹¹⁾と、三、四年後には県下において正教員が充足されるとの見とおしを示した。そのうえで、つぎのように小学校教員養成所への補助金廃止の理由を説明した¹²⁾。

斯ヤウナ際ニオキマシテハ、……男女両師範学校共ニソレド、専攻科ヲ設ケ、学級ノ増加等、多々経費ヲ要シテキルノデアリマス、斯ヤウニ正規ノ教員養成機関ノ完備ヲ期スルコトノ必要ナル時ニ当リマシテ、県トシテ最早ソノ必要モ薄ライダトコロノモノニ対シテマデ補助ヲ与ヘルト云フコトハ、コレハ如何ナルモノデアラウカト云フ考ヘフモツテキルノデアリマス、

これによれば、麻生が師範学校のさらなる規模拡大¹³⁾を要する予算多端のなか、「最早ソノ必要モ薄ライダトコロノモノ」である小学校教員養成所に補助金を交付する必要はないと、その理由を説明したことがわかる。岡山県は、このわずか二年前の一九二四(大正一三)年には「上房郡高梁町に正教員養成の教員養成所を新設する事に依つて、正教員充実歩合を漸次高め」¹⁴⁾と、正教員の充足を私設小学校教員養成所に頼らざるを得ない状況に置かれていた。しかし、前述のように義務教育年限の延長が見込まれながらも、それが宙に浮く¹⁵⁾なか、教員の供給は過剰になりつつあった。

そして、昭和期に入ると、師範学校卒業生さえも供給過剰になった。再び表五十二に目を移すならば、教員充足率の上昇が昭和期に入っても衰えることなく、次第に九〇％に近づきつつあったことがわかる。一方で、師範学校は規模を拡大するに伴い、大量の卒業生を供給し続け、その配置に困難が生じていた。そのため、岡山県会において、師範学校の学級整理が取り沙汰された。一例として、一九二八(昭和三)年通常岡山県会において、伊

東嘉雄（政友会）は、つぎのように発言した¹⁶。

師範ノ整理ヲ断行シテ貫ヒタイト云フコトハ、即チ昨年（一九二七年……引用者）ノ
県会ニオイテモ、多数希望ガ出タノデアリマス、……斯ク多数ノ教員（師範学校卒業
生……引用者）ガ卒業シテキルノデアリマス、コレヲ御配付ニナルト云フコトナリ
マスレバ、ドウシテモ、今サウ沢山ノ欠員ハナイト思フ、……今勤メテキルトコロノ
教員ヲ罷メサセナケレバ、コレヲ十分ニ本県ニ配付スルコトハ出来ナイ、

これによれば、伊東が師範学校卒業生を配置するために現職教員が罷免されている状況
に照らし、師範学校の学級整理を主張したことがわかる。

そこで、岡山県は、一九二九（昭和四）年四月、小学校教員養成所の全廃を決した¹⁷。
平敏孝学務部長は、その理由をつぎのように説明した¹⁸。

本県で年々教員の過剰を来たしつゝあるので、教員養成所の廃止に就ては本県教育界
に於ける年来の癌であったので、愈々今回全廃することに決意したのである。最近認
可した養成所は昭和七年三月迄と言ふ条件付であり、その他高梁、生石等の養成所も
既に県の決意を了解したのであるが、只片山のみは交渉して居ないが、之も大勢に従
ふだらうと思つて居る。私が之を決意したのは過般、児島郡藤戸教員養成所に於け
る学校詐欺に類する醜事件があつて、それ以来何とか養成所を整理しなければなら
ぬと思つて居たので今回愈よ決意した訳です、

これによれば、平が小学校教員養成所を「本県教育界に於ける年来の癌」であるとして、
教員の供給過剰、また詐欺事件¹⁹を理由に、その全廃を決したことがわかる。果たして、
それに際し、学務部内外において、いかなる議論がなされたのか。それは、史料的な制約
のために判然としない。しかし、右の平の決断により、一九三二（昭和七）年三月、岡山
県におけるすべての小学校教員養成所が廃止された。

第二節 師範学校講習科の休廃止を補完した私設小学校教員養成所の実相

——有漢教員養成所を事例として——

前節でみたように当該期において終焉を迎えるまでの私設小学校教員養成所は、師範学

校講習科の休廃止を補完し、教員充足率が上昇軌道に乗る過程において生じたその地域間格差を解決する役割を果たした。本節では、これをふまえ、当該期を代表する私設小学校教員養成所の一つである有漢教員養成所を事例として取り上げ、その実相をみていこう。

(一) 女子師範学校乙種講習科に代わり設置された尋常小学校本科正教員養成部

まず、有漢教員養成所の概要を確認したうえで、同養成所がいかにして教員充足率の地域間格差の解決をめざしたのかをみてみよう。同養成所は、女子師範学校乙種講習科に代わり、尋常小学校本科正教員部を設置し、右の解決に努めたのであった。

有漢教員養成所は、一九〇四（明治三七）年に設置された岡山県を代表する私設小学校教員養成所であった。同養成所は、上房郡有漢村において、「明治三十七年、日露戦争が始まって、若い教員が次々に軍隊に行くことになり、教員不足から教員養成は緊急な問題」²⁰

になったことをきっかけとして、同郡選出県会議員佐藤晋一、同郡視学真野猪惣太などが中心になって設置された²¹。その「生徒募集広告」は、同養成所をつぎのように紹介した²²。

本所の創立は明治三十七年で、既に二十余年の長い歴史を持つてゐる、……准教員養成部は男女の二部に分れ、裁縫専科正教員養成部、女子尋常本科正教員養成部、女子小学校本科正教員養成部と都合五部に分れ、……本年（一九二八年三月……引用者）将に第二十四回の卒業生を出す、既往に於ける卒業生は実に三千余名の多数を算してゐる、……岡山県下は勿論、内地は兵庫、広島、大阪、京都、香川、愛媛、高知、山口、鳥取、島根、長野、新潟、福岡、佐賀、熊本、大分等の各府県、より遠くは台湾の八十名を始めとし、満州、朝鮮、琉球、北海道よりも笈を負て遊学し、其盛況、日本全国的唯一の教員養成機関となつてゐる、

これによれば、有漢教員養成所が尋常小学校准教員、小学校裁縫専科正教員、尋常小学校本科正教員、小学校本科正教員の四教員を養成し、これまで三〇〇〇人を越える卒業生を供給し、岡山県を中心とした内地はもちろん、台湾、満州、朝鮮などの外地からも入学者を集めたことがわかる。

そうした有漢教員養成所は、一九二一（大正一〇）年四月²³、尋常小学校本科正教員養

成部を設置した。それに際し、いかなる議論がなされたのか。その詳細は、史料的な制約のために判然としない。しかし、設置までの経緯は、つぎのように報じられた²⁴。

財団法人岡山県有漢教員養成所には、従来准教員養成及裁縫専科正教員の養成のみならず、時勢の趨勢により更に女子尋常正教員養成所を新設せんとし、設立者金岡助九郎氏より認可申請中の処、去る一日付、香川県知事より本県小学校教員養成所規程により設立認可となりし故、来る（一九二二年……引用者）四月一日より開所する、……女子師範の乙講の復活とも云ふべく、県下此種の養成は他になく唯一の機関なる、

これによれば、尋常小学校本科正教員養成部が「乙講の復活」とあるように女子師範学校乙種講習科に代わる役割を期待されたことがわかる。つまり、有漢教員養成所は、同部の設置により乙種講習科による簡便な教員養成を引き継ぎ、上房郡内をはじめとする町村の経済状態に応じた安価な教員を供給することで、教員充足率の地域間格差の解決をめざしたわけである。

また、岡山県も、補助金を交付し、尋常小学校本科正教員養成部を後押しした。同県は、一九二四（大正一三）年通常県会において、教員充足率の地域間格差解決のための方策を問われると、「上房……には教員養成所を設けて、県費の補助をやつてゐる」²⁵と回答していた。「上房」とは、すなわち上房郡に在る有漢教員養成所をさす。表五十五は、同養成所への補助金額の推移を示している。これによれば、岡山県が尋常小学校本科正教員養成部が設置された翌一九二二（大正一一）年度から補助金の交付を開始し、年々それを増額したことがわかる。

そして、有漢教員養成所は、尋常小学校本科正教員養成部の規模を拡大していた。表五六は、同部在生人数の推移を示している。これによれば、教員充足率が上昇軌道に乗った一九二五（大正一四）年度以降、在生人数が減少するものの、それまでは年々増加したことがわかる。

その様相は、つぎのように報じられた²⁶。

表5-5 有漢教員養成所への県費補助額の推移
(単位：円)

年度	1922	1923	1924	1925	1926
補助金額	850	890	1400	1400	不明

【註】 『山陽新報』1921年7月16日、1922年6月15日、1923年8月21日、1924年8月12日より作成。

表5-6 有漢教員養成所尋常小学校本科正教員養成部
在生人数の推移
(単位：名)

年度	1922	1923	1924	1925	1926	1927
在生人数	45	90	93	56	38	19

【註】(1) 『有漢村治要覧』、1927年、64丁ウラ、蛭田禎男氏所蔵、『山陽新報』1928年3月16日より作成。
(2) 有漢教員養成所が尋常小学校本科正教員の養成を開始したのは1921（大正10）年4月からであるが、実際に生徒が入学したのは翌1922（大正11）年4月からであった。
(3) 1927（昭和2）年度においては、卒業生数を用いた。

有漢教員養成所は、近来非常の発展を示し、……殊に尋常本科正教員は、県下及隣府
県の高等女学校卒業者の入学志望者多く、従来の定員では収容不可能となつた故、金
岡設立者は、尋正部二年級に更に一学級増加し、志望者の希望に応ずる筈で、目下認
可申請中であるが、次で校舎の増築等、之れが拡張の準備中である、

これによれば、有漢教員養成所が尋常小学校本科正教員養成部入学志願者の増加に応ず
るため、定員を増やし、学級を増設するとともに、施設、設備を整備したことが確認され
る。しかし、こうした同部の設置、さらには規模拡大が、後述するように同養成所の廃止
を早めることになる。

(二) 高等女学校卒業程度の者に限定した尋常小学校本科正教員の養成

では、有漢教員養成所は、いかなる尋常小学校本科正教員の養成を行ったのか。もつと
も特徴的であつたのは、その対象を高等女学校卒業程度の者に限定したことにあつた。

有漢教員養成所は、「小学校教員養成所規程」の一方で、尋常小学校本科正教員養成部へ
の入学者を高等女学校卒業程度の者に限定した。岡山県は、同規程において、尋常小学校
本科正教員養成部への入学者を三者あげていた²⁷。一つは「中学校又ハ高等女学校ノ卒業
者」といった中等程度の学校の卒業生、二つは小学校准教員、三つは尋常小学校准教員程
度の者であつた。これに対し、有漢教員養成所は、尋常小学校本科正教員養成部への入学
者を「高等女学校、又ハ実科高等女学校卒業、又ハ之ニ准スルモノ」²⁸と定めた。両者を
比較するならば、同養成所が入学者を高等女学校卒業生程度の者に限定したことがわかる。
では、有漢教員養成所は、なぜ入学者をこのように限定したのか。まず、短期間による
養成が可能であつたからである。岡山県は、「小学校教員養成所規程」において、さきの三
者のうち、尋常小学校准教員程度の者の修業期間を二年間と定める一方、小学校准教員お
よび中等程度の学校の卒業生の修業期間を一年間と定めていた²⁹。これにより、有漢教員
養成所は、尋常小学校本科正教員養成部の修業期間を「一ケ年」³⁰と定めた。

つぎに、無試験検定受検の資格が付与されたからである。岡山県は、「小学校教員養成所
規程」において、小学校准教員、尋常小学校准教員程度の者には臨時試験検定受検の資格
を付与すると定める一方、中等程度の学校の卒業生には無試験検定受検の資格を付与する
と定めていた³¹。これにより、有漢教員養成所は「無試験免許状下付」³²と定めた。つま

り、同養成所は、尋常小学校本科正教員養成部への入学者を高等女学校卒業程度の者に限定することにより、短期間で、より確実な尋常小学校本科正教員の供給をめざしたわけである。

とりわけ高等女学校卒業生には、卒業時にとどまらず、さまざまな免許状取得の機会が用意された。同養成所の「生徒募集広告」は、「本所七大特典」を掲載した。そのうちの関連部分を引用するならば、つぎのとおりである³³⁾。

二、尋正部……卒業者は、成績により、無試験免許状を下付されます

尚、尋正部は、卒業後、臨時特別検定の特典もあります

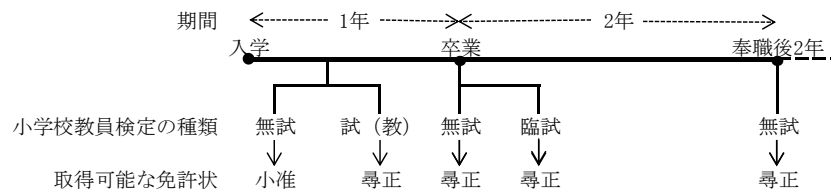
四、各部卒業生共、奉職後二ケ年以上の経歴、成績により、無試験にて免許状を下付されます

五、高等女学校卒業生は、在学中、教科のみの検定で尋正免許状が得られます

尚、無試験で小学校准教員免許状が下付されます

図五-三は、これら特典をふまえ、尋常小学校本科正教員養成部入学後の高等女学校卒業生に用意された免許状取得の機会を整理している。これによれば、高等女学校卒業生が、その学習歴により、在学中無試験検定により小学校准教員免許状を、教科のみの試験検定により尋常小学校本科正教員免許状を取得可能であったことがわかる。また、尋常小学校本科正教員養成部での修学を経ることにより、卒業時に無試験検定により尋常小学校本科正教員免許状を取得可能であったことは前述のとおりであるが、無試験検定受検の資格が付与されるに堪えない成績の者であっても、臨時試験検定による免許状取得の道が開かれた。さらに、卒業時、いずれの検定によっても免許状を取得できなかった者も、二年間の奉職期間を経れば、再び無試験検定による免許状取得の機会が与えられた。

こうして尋常小学校本科正教員養成部卒業生は、小学校教員検定に好成绩をおさめた。一九二三（大正一二）年度を例とするならば、同部卒業生は



[註] 「生徒募集広告」、発行年不明、チラシ1枚、蛭田禎男氏所蔵。

図5-3 有漢教員養成所尋常小学校本科正教員養成部における高等女学校卒業生の免許状取得の流れ

九〇名³⁴、そのうち無試験検定により尋常小学校本科正教員免許状を取得した者は二九名、臨時試験検定により取得した者は五名であった³⁵。すなわち、免許状取得者は合計三四名、免許状取得率は三七・八%であった。一方、一般受検生の免許状取得率は一八・九%³⁶であった。これに照らせば、尋常小学校本科正教員養成部卒業生が、その二倍の合格率を誇ったことがわかる。

(三) 尋常小学校本科正教員養成部の設置に伴う教育費膨張をきっかけとした有漢教員養成所の終焉

ところで、小学校教員検定に好成绩をおさめた尋常小学校本科正教員養成部であったが、有漢教員養成所は、岡山県における私設小学校教員養成所が全廃されるにさき立ち廃止された。それは、同部の設置をきっかけとした教育費の膨張が原因であった。

尋常小学校本科正教員養成部は、教員充足率が上昇軌道に乗ると、その規模を縮小した。再び表五十六に目を移すならば、一九二五(大正一四)年度を境として、同部在生数が減少に転じたことがわかる。同年度は、前述のように教員充足率が八〇パーセントを越え、以降上昇していく画期となる時期であった。

しかし、尋常小学校本科正教員養成部の設置が、有漢教員養成所の教育費を膨張させていた。表五十七は、同養成所教育費の推移を示している。これによれば、尋常小学校本科正教員養成部が設置された一九二一(大正一〇)年度、教育費が前年度に比して約三倍になったことがわかる。こうした教育費は、同部の規模縮小後も減少することなく、有漢教員養成所の経営を圧迫し続けた。

そうしたなか、有漢教員養成所は、一九二五(大正一四)年四月、小学校本科正教員養成部³⁷を設置した。しかし、それも、同養成所の経営に資するところは少なかった。表五十八は、同養成所の全在生数数の推移を示している。これによれば、尋常小学校本科正教員養成部の規模縮小と連動して全在生数が減少しはじめたこと、さらに小学校本科正教員養成部の設置によっても、それに歯止めがかからなかったことがわかる。つまり、小学校本科正教員養成部の設置は、有漢教員養成所の経営において、「焼け石に水」であったわけである。

そのため、有漢教員養成所は、教育費負担に耐えかね、廃止された。

表5-7 有漢教員養成所教育費の推移

(単位：円)

年度	1920	1921	1922	1923	1924	1925	1926	1927
教育費	5533	14456	16900	12580	17100	12920	13650	不明

【註】 『有漢村治要覧』、1927年、64丁ウラ、蛭田禎男氏所蔵より作成。

果たして、それに際し、いかなる議論がなされたのか。「種々激論ありしも、結局多数にて廃止に内定した」³⁸、「最後の場面は、頗る沈痛の裡に満場一致廃止と決定した」³⁹と断片的な報道がみられるものの、その詳細な経緯は判然としない。しかし、その理由は、つぎのように報じられた⁴⁰。

岡山県有漢教員養成所は、……校舎の拡張やら内容の設備やら逐年多額の経費を要し、遂に一万五千円の負債を生じ、加ふるに近時一般の不況は、年々養成所経営に峻烈な影響を来たし、昨年は経常費に三千円の不足を生じ、本年度は倍加の欠損を見んとし、百方苦心の結果、ヤツト命脈をつないでゐる有様であつた、……経営の危機に瀕し、画策その効を奏せず、万策尽き、遂に有漢教員養成所は、二十五年の歴史と三千人の卒業生を有しながら（一九二八年……引用者）三月限り廃止、

表5-8 有漢教員養成所全在学学生数の推移

年度	1920	1921	1922	1923	1924	1925	1926	1927
在学学生数	206	285	354	449	343	281	266	不明

〔註〕 『有漢村治要覧』、1927年、64丁ウラ、蛭田禎男氏所蔵より作成。

これによれば、有漢教員養成所が施設、設備の整備に伴う教育費の膨張、さらに「近時一般の不況」、すなわち昭和金融恐慌⁴¹に伴う不景気の影響により多額の負債を抱え、一九二八（昭和三）年三月に廃止されたことがわかる。そして、教育費膨張のきつかけは、前述のように尋常小学校本科正教員養成部の設置にあつた。つまり、同部は教員充足率の地域間格差の解決、ひいては県下における正教員の充足に貢献したものの、その設置が有漢教員養成所の教育費を膨張させ、その廃止を早める結果をもたらしたわけである。

その後、有漢教員養成所は、「高梁町に移転し、岡山県高梁女子教員養成所と改称し、在来の高梁正教員養成所を男子部として共に経営することとなり」⁴²と、高梁教員養成所に吸収、合併された。しかし、同養成所も、昭和期に入り、師範学校卒業生さえも供給過剰となるなか、一九三二（昭和七）年三月に廃止された。

註

¹ 『山陽新報』一九二二年一月八日。

² 『山陽新報』一九二二年四月六日。なお、義務教育年限の延長は臨時教育会議や文政審議会でも論じられたが、ここでは、教育評議会が一九二二（大正一一）年度に審議した「義

務教育年限延長実施ニ関スル件」をさす。

³ 岡山県男子師範学校は、一九二四(大正一三)年四月、予備科を再開した。その目的は、師範学校本科入学者の確保にあった。

⁴ 『山陽新報』一九二二年八月二五日。

⁵ 岡山県女子師範学校乙種講習科は、一九一八(大正七)年四月に休止し、一九二六(大正一五)年二月に廃止された。

⁶ 『山陽新報』一九二四年二月五日。

⁷ 岡山県教育会編「学務委員参考資料」第二輯『備作教育』臨時号付録、一九二六年三月二八日)三頁、岡山県立図書館所蔵。

⁸ 『山陽新報』一九二三年二月五日。

⁹ 『山陽新報』一九二四年二月二四日。

¹⁰ なお、後述する有漢教員養成所は、例外的に私立学校に付設しない独立した私設小学校教員養成所であった。

¹¹ 岡山県会編『岡山県会々議録』大正一五年通常、一九二六年、四七九頁。

¹² 同前、四七九―四八〇頁。

¹³ 文部省は、師範学校本科第一部の修業年限の延長、専攻科の設置などを内容とする文政審議会への諮詢第三号「師範教育ノ改善充実ニ関スル件」の答申を受け、一九二五(大正一四)年省令第八号により、「師範学校規程」を改正した。これに伴い、岡山県も、一九二六(大正一五)年県令第六号および第八号により、「岡山県女子師範学校規則」および「岡山県師範学校規則」を改正し、右の実施をめざした。

¹⁴ 前掲註9、『山陽新報』一九二四年二月二四日。

¹⁵ 一九二六(大正一五)年二月、文政審議会は「義務教育年限延長ニ関スル件」を建議したが、これも審議未了、廃案となった。

¹⁶ 岡山県会編『岡山県会々議録』昭和三年通常、一九二八年、六五七―六五八頁。

¹⁷ 岡山県は、同年県令第五四号により、「小学校教員養成所規程」を改正した。その内容は、「養成所の終了者に対しては、……無試験検定及び臨時試験検定の特典を与へられて居たのであるが、……養成所修了者たると否とを問はず平等に小学校令及び同施行規則に依る一般的検定に依ることゝなった(『山陽新報』一九二九年六月一日)」と報じられた。これは、「養成所出身者の従来与へられて居たる特典を剥奪すること(同前)」にほかならず、

一九三二（昭和七）年三月の小学校教員養成所全廃への準備が着々と進められていたことを示している。

¹⁸ 『山陽新報』一九二九年四月一日。

¹⁹ これは、一九二九（昭和四）年二月、天城静修女学校が無認可小学校教員養成所を認可小学校教員養成所のように装い、生徒を募集したことが発覚した事件をさす。

²⁰ 有漢町教育委員会編『有漢町史』通史編、有漢町、二〇〇四年、三八二頁。

²¹ 岡山県上房郡私立有漢教員養成所編『沿革史』、発行年不明、四頁、蛭田禎男氏所蔵。

²² 「生徒募集広告 全国唯一の理想的な岡山県有漢教員養成所と公立岡山県有漢高等女学校」、発行年不明、チラシ一枚、蛭田禎男氏所蔵。

²³ 有漢教員養成所が尋常小学校本科正教員の養成を開始したのは一九二一（大正一〇）年四月からであるが、実際に生徒が入学したのは翌一九二二（大正一一）年四月からであった。そうした時間差が生じた理由は不明であるが、「小学校教員養成所規程」の改正を待ったのではないかと考えられる。

²⁴ 『山陽新報』一九二一年三月八日。

²⁵ 前掲註6、『山陽新報』一九二四年一月五日。

²⁶ 『山陽新報』一九二三年六月二六日。

²⁷ 『岡山県公報』第九二号、一九二二年八月二二日。

²⁸ 「生徒募集広告」、発行年不明、チラシ一枚、蛭田禎男氏所蔵。

²⁹ 前掲註27、『岡山県公報』第九二号。

³⁰ 「無題チラシ」、発行年不明、チラシ一枚、蛭田禎男氏所蔵。

³¹ 前掲註27、『岡山県公報』第九二号。

³² 前掲註30、「無題チラシ」。

³³ 前掲註28、「生徒募集広告」。

³⁴ 『山陽新報』一九二四年三月二五日。

³⁵ 『山陽新報』一九二四年六月七日。

³⁶ 岡山県編『岡山県統計書（岡山県統計年報）』大正一二年、一九二五年、三六九頁。ここでは、同年度における尋常小学校本科正教員免許状の取得を目的とした小学校教員試験検定および無試験検定全体の合格率を示している。

³⁷ 小学校本科正教員養成部は、「高等女学校四ヶ年の課程を卒業せるもの一学級四十名を

入学せしむることとし、師範学校本科第二部程度のものにて、一ケ年にて卒業せしむる『山陽新報』一九二五年二月二日」ものとして設置された。

³⁸ 『山陽新報』一九二八年二月三日。

³⁹ 『山陽新報』一九二八年二月八日。

⁴⁰ 『山陽新報』一九二八年二月二三日。

⁴¹ 「昭和金融恐慌」とは、一九二七（昭和二）年三月に発生した経済恐慌をさす。第一次世界大戦における経済的膨張に加え、戦後恐慌、関東大震災の打撃をインフレ政策でさえてきた矛盾が、震災手形処理問題を契機に爆発した結果であった。しかし、全国銀行の休業、支払猶予、日銀非常貸出しで五月には終息した。

⁴² 前掲註40、『山陽新報』一九二八年二月二三日。

終章

本研究は、一九〇〇年代から一九三〇年代の岡山県における私設小学校教員養成所の実相に迫ってきた。これは、先行研究がほとんど顧みることのなかった私立学校による小学校教員養成事業に注目することで、小学校教員養成史Ⅱ師範学校史という研究上の枠組みから脱却し、戦前日本における師範学校以外の小学校教員養成ルート の 解明に新たな知見を加えようとする試みであった。本章では、改めて全体を総括し、今後の課題を展望したい。

(一) 要約

本研究は、岡山県における私設小学校教員養成所の実相を設置数の推移に応じて五つの時期に分け、各章において論じた。

第一章 四年制義務教育制度成立時（主に一九〇一年度から一九〇三年度まで）

第二章 日露戦争時（主に一九〇四年度から一九〇七年度まで）

第三章 「師範学校規程」制定時（主に一九〇八年度から一九一二年度まで）

第四章 大正期（主に一九一三年度から一九二二年度まで）

第五章 大正末期から昭和初期（主に一九二三年度から一九三二年度まで）

これをふまえ、まず各章を要約しておこう。第一章は、四年制義務教育制度成立時、公設小学校教員養成所に準じ創設された私設小学校教員養成所の実相に迫った。まず、私設小学校教員養成所創設までの経緯と設置状況、ならびに県下教員養成に果たした役割について述べた。四年制義務教育制度成立時の岡山県は、師範学校によっても解決することのできない教員不足に苦慮していた。そこで、「郡市立准教員養成所ニ関スル規程」を制定し、公設小学校教員養成所の設置を認めた。しかし、公設小学校教員養成所は、岡山県の期待ほどには設置されなかった。そこで、同県は、「郡市立准教員養成所ニ関スル規程」を準用し、私設小学校教員養成所の設置を認めた。そうして創設された私設小学校教員養成所は五校にのぼり、県下尋常小学校准教員の主たる供給源になった。

つぎに、公設小学校教員養成所に準じ創設された私設小学校教員養成所の実相について述べた。ここでは、興讓館中学教員養成所を事例として取り上げた。興讓館中学校は、明治以前から存続し、すでに地域に根ざした教育機関として位置づいていた。しかし、当該

期においては、財政難に苦しんでいた。そこで、経営改善をめざし、小学校教員養成所を設置した。そうして設置された興讓館中学教員養成所は中学校の経営に資するとともに、その所在地である後月郡における公設小学校教員養成所の役割も果たしたと考えられる。ところで、同養成所への入学者は、主に後月郡在住で、一〇代後半の高等小学校卒業生であった。しかし、公設小学校教員養成所不在の近隣県郡からの入学者もあった。また、興讓館中学教員養成所は、「郡市立准教員養成所二関スル規程」に準ずる養成内容を定めた。そのうえで、中学校教員が、小学校教員養成所教員を兼ねたのであろう。そして、卒業生のうち成績優良者には、無試験検定受検の資格が付与された。その結果、同養成所卒業生は、小学校教員検定に好成绩をおさめた。

第二章は、日露戦争時、師範学校講習科の休止を補完するために増加した私設小学校教員養成所の実相に迫った。まず、私設小学校教員養成所が小学校教員養成所制度に正式な位置を占めるまでの経緯と設置状況、ならびに県下教員養成に果たした役割について述べた。日露戦争時の岡山県は、緊縮財政の影響を受け、講習科の休止など、師範学校の規模縮小を余儀なくされた。そこで、「小学校教員養成所規程」を制定し、既設の教員養成機関であった小学校教員養成所を拡充することで、教員不足の解決をめざした。これを機に、これまで公設小学校教員養成所に準じ存続していた私設小学校教員養成所の設置を正式に認めた。そうした私立学校の小学校教員養成事業への参入は、岡山県会において隆盛を誇った国民党が主導したと考えられる。さて、「小学校教員養成所規程」制定後、私設小学校教員養成所は一三校にまで増加した。それは、財政難に苦しむ私立学校が講習科の休止にみられる師範学校の規模縮小に経営的活路を見出したからであった。そうして設置された私設小学校教員養成所は、県下尋常小学校正准教員の養成を独占し、講習科の休止を補完した。また、小学校裁縫専科正教員の養成も独占した。

つぎに、師範学校講習科の休止を補完した私設小学校教員養成所の実相について述べた。ここでは、岡山実科女学校教員養成所を事例として取り上げた。岡山実科女学校は、「実地有用ノ女子ヲ造ラン」ことを教育の趣旨として開校した。しかし、開校当初から、その経営は困難であった。そのため、岡山実科女学校は経営改善を目的として、小学校教員養成所を設置した。そうして設置された岡山実科女学校教員養成所は、女子師範学校を凌ぐ大規模な教員養成を行い、女学校の経営に貢献した。そして、開校の趣旨に基づき、裁縫教育を重視し、本科正教員のみならず、小学校裁縫専科正教員の養成にも成果をあげた。

第三章は、「師範学校規程」制定時、女子師範学校裁縫講習科の欠を補完した私設小学校

教員養成所の実相に迫った。まず、私設小学校教員養成所の設置状況と県下教員養成に果たした役割について述べた。岡山県は、六年制義務教育制度の実施に伴い制定された「師範学校規程」を受け、師範学校規則を全面的に改正した。これとともに、「小学校教員養成所規程」を改め、私設小学校教員養成所の淘汰をめざした。その結果、私設小学校教員養成所は、岡山県の目論みどおりに淘汰された。また、師範学校の充実につれ、実質的に八校にまで減少した。そして、ほぼ尋常小学校准教員、小学校裁縫専科正教員を養成するにとどまり、その県下教員養成に果たした役割を低下させた。しかし、師範学校制度が整備されたとはいえ、専科教員の養成は等閑に付されていた。そのため、その欠を補完する私設小学校教員養成所が現出した。

つぎに、そうした女子師範学校裁縫講習科の欠を補完した私設小学校教員養成所の実相について述べた。ここでは、前章と同様、岡山実科女学校教員養成所を事例として取り上げた。同養成所は、依然として女学校の経営に重要な位置を占めたことから、その養成教員種を小学校裁縫専科正教員に限定しながらも存続した。これにより、小学校裁縫専科正教員の養成に立ち遅れた女子師範学校を補完した。そして、「小学校教員養成所規程」を順守しつつ、開校の趣旨に基づいた独自の養成内容により、女学校教員が兼務のうえ、小学校裁縫専科正教員の養成を担ったと考えられる。そして、卒業生のうち成績優良者には、臨時試験検定受検の資格が付与された。その結果、同養成所卒業生は、一般受検生を上回る合格率をあげた。

第四章は、大正期、師範学校予備科の休止を補完するために増加した私設小学校教員養成所とその撤退の実相に迫った。当該期においては、第一次大戦に前後して、私設小学校教員養成所が増減した。そこで、それを境として、当該期を大正前期と大正後期に分けた。はじめに、私設小学校教員養成所が増加した大正前期を対象とした。まず、三大臣訓令により規模を縮小した師範学校の様相について述べた。岡山県は、同訓令が発せられると、緊縮予算の編成を余儀なくされた。その影響をもつとも受けたのは、師範学校であった。そのため、師範学校予備科および女子師範学校本科第一部が休止を迫られた。とりわけ予備科の休止は、師範学校が入学者の供給を予備科に依存していたことから、早急にその補完が求められた。

つぎに、予備科の休止を補完した私設小学校教員養成所の設置状況について述べた。私設小学校教員養成所は、師範学校制度の整備に伴い、明治末期には実質的に四校にまで減少していた。しかし、師範学校の規模縮小を機として新設が相つぎ、一〇校にまで増加し

た。そうした新設私設小学校教員養成所の多くは、尋常小学校准教員の養成をとおし、予備科の休止を補完した。

そして、私設小学校教員養成所の師範学校入学試験における成果について述べた。ここでは、養浩教員養成所を事例として取り上げた。同養成所は、中等程度の学校に付設しなかつたことから、脆弱な経営基盤のうえに置かれたのであろう。そのため、施設、設備の整備や教員の配置に困難が認められた。しかし、その卒業生は、師範学校入学試験に好成績をあげた。

つぎに、私設小学校教員養成所が減少した大正後期を対象とした。まず、「大戦景気」に伴う「小学校教員離れ」が岡山県における教員の需給状況、ならびに私設小学校教員養成所の設置状況におよぼした影響について述べた。第一次大戦に伴う物価高騰が、「小学校教員離れ」を引き起こした。そうした影響は、岡山県においても認められ、教員充足率の低下を招いた。また、その影響は、私設小学校教員養成所にもおよんだ。そのため、私設小学校教員養成所は三校にまで減少した。しかし、小学校裁縫専科正教員の養成を目的とする私設小学校教員養成所は、そうした存続の危機を回避した。そのうち、郡部私設小学校教員養成所は、入学者のうちに「小学校教員離れ」の影響を受けにくい者、すなわちかならずしも教職を志願しない者を集めることで、存続の危機を回避することができたのである。

つぎに、中等教員試験検定受検資格認定学校として存続した市部私設小学校教員養成所養成所の実相について述べた。ここでは、佐藤和洋裁縫女学校教員養成所を事例として取り上げた。同養成所は、「小学校教員離れ」のなかでも、中等教員試験検定受検資格認定学校になることで入学者を集め、存続の危機を回避した。では、同養成所は、いかなる教員養成を行ったのか。その最たる特徴は、中等教員試験検定受検資格認定学校卒業生として、同養成所卒業生に無試験検定受検の資格が付与されたことであつた。その結果、同養成所卒業生は一般受検生はもとより、郡部私設小学校教員養成所卒業生と比べても、小学校教員検定に好成績をおさめたと考えられる。

第五章は、大正末期から昭和初期にかけて、師範学校講習科の休廃止を補完するために増加した私設小学校教員養成所とその終焉の実相に迫つた。まず、私設小学校教員養成所終焉までの経緯について述べた。「大戦景気」が終息すると、一転「戦後恐慌」が発生し、教員志願者が増加した。それを背景として、師範学校は規模を拡大し、教員充足率も上昇軌道に乗つた。では、それに際し、私設小学校教員養成所は、いかなる役割を果たしたの

か。私設小学校教員養成所は、師範学校講習科の休廃止をきっかけとして、九校にまで増加した。それにより、教員充足率が上昇する過程において生じたその地域間格差の解決をめぐらした。しかし、昭和期に入り、正教員の充足が見込まれると、師範学校卒業生さえも供給過剰になった。これに伴い、岡山県は、すべての私設小学校教員養成所の廃止を決した。

つぎに、師範学校講習科の休廃止を補完した私設小学校教員養成所の実相について述べた。ここでは、有漢教員養成所を事例として取り上げた。同養成所は、尋常小学校本科正教員養成部を設置し、女子師範学校乙種講習科の担っていた簡便な教員養成を引き継いだ。これにより、町村の経済状態に応じた安価な教員を供給し、教員充足率の地域間格差の解決をめぐらした。そうした尋常小学校本科正教員養成部は、入学者を高等女学校卒業程度の者に限定した。高等女学校卒業程度の者は、その学習歴に照らし、短期間による養成が可能であり、またそのうちの成績優良者には、無試験検定受検の資格が付与されたからであった。こうして尋常小学校本科正教員養成部卒業生は、小学校教員検定に好成績をおさめた。ところで、大正末期、教員充足率が上昇軌道に乗ると、同部は規模を縮小した。しかし、その設置を機とした教育費の膨張は、規模縮小後も有漢教員養成所の経営を圧迫した。そのため、同養成所は、教育費負担に耐えかね、他の私設小学校教員養成所にさき立ち廃止された。

以上のように岡山県における私設小学校教員養成所は、一九〇〇年代から一九三〇年代における県下教員養成に大きな役割を果たした。戦前の同県における小学校教育は、その存在なくしては立ちゆかなかつたであろう。もともと、私設小学校教員養成所には、私立学校ゆえの限界も認められた。第一次大戦後に発生した「大戦景気」に伴う「小学校教員離れ」に際し、教員充足率が低下したにもかかわらず、経営的判断からであろう私設小学校教員養成所の多くが撤退したことは、その象徴的な出来事であった。

ただし、それにより、私設小学校教員養成所の県下教員養成に果たした役割を過小評価することはできない。岡山県は、戦前をとおり、男女師範学校をそれぞれ一校設置するにとどまった。たとえば前述のように岡山県と尋常小学校本科正教員の需要が同程度であったと考えられる京都府も、同様に男女師範学校をそれぞれ一校設置するにとどまった。しかし、府教育会が、それを補完したことが知られている¹⁾。一方、岡山県において、県教育会による教員養成は活発ではなかった²⁾。これに照らせば、他にめばしい教員養成機関がなかった同県において、私設小学校教員養成所が果たした役割の大きさがうかがわれる。

そして、そのうちには、戦後私立大学となり、現在も小学校教員の養成を行っている私立学校もある。私設小学校教員養成所が付設した中等程度の私立学校のうち、たとえば私立岡山実科女学校は就実大学、私立清心高等女学校はノートルダム清心女子大学、私立津山高専縫紉学校は美作大学となり、戦後も小学校教員の養成を行っている。学界の通説は、私立大学による教員養成は戦後教員養成の二大原則、すなわち「開放制の教員養成」の原則と「大学における教員養成」の原則により開始されたとしている。しかし、その萌芽は、すでに戦前から認められたのである。

(二) 今後の課題と展望

最後に、今後の課題を展望しておこう。岡山県を対象とした小学校教員養成史研究は、前述のように蓄積が進んでいない。戦前を対象期間とする岡山県教育史刊行会編『岡山県教育史』下巻（一九六一年）は、刊行以来、すでに五〇年以上が経過している。師範学校史にかぎっても、岡山大学創立五〇周年記念事業委員会記念誌編纂専門委員会編『岡山大学五〇年小史』（岡山大学、一九九九年）などが、わずかな頁を割いている程度である。それは、史料不足によるのであろう。本研究も、史料不足に悩まされた。そのため、重要でありながら、いくつもの未解明の課題を残している。たとえば私立学校が内部におけるいかなる議論により、小学校教員養成事業への参入を決めたのか。また、岡山県がいかなる経緯や根拠により、それを認めたのか。それに際し、岡山県会では、いかなる議論が展開されたのかなどについては、推論を重ねるにとどまった。しかし、これらは、加島大輔³が指摘するような「師範学校における小学校教員養成制度」の原則、すなわち「師範学校が小学校本科正教員養成の唯一の正統な機関と位置づけられていたこと」、「師範学校がすべて公立すなわち道府県立に限られたということ」とも関連し、私立学校による小学校教員養成事業をみるうえで解明しなければならない課題である。

また、これと関連して、私設小学校教員養成所やその在学生在が師範学校（講習科）、あるいは公設小学校教員養成所といった公立の教員養成機関、またその在學生と比較し、いかなる処遇を受けたのかも明らかにすべきであった。それは、同一であったのか。あるいは、私学ゆえに、制限や制約を甘受せざるを得なかったのか。

さらに、私設小学校教員養成所卒業生が、右のような養成機関の卒業生と比べ、教員社会にいかなる位置を占めたのか。また、いかなる教員人生を送ったのかも未解明のままである。これについても、同一であったのか。あるいは、私学出身者ゆえに、冷遇を受けざ

るを得なかったのか。

以上は、本研究が残した未解明の課題のいくつかにすぎない。その他にも、私設小学校教員養成所が女子に広く門戸を開いたことに照らせば、その女子教育に果たした役割も検討すべきであった。そこで、今後は、これらの解明に努め、私立学校による小学校教員養成事業のさらなる実相に迫りたい。そして、それが、小学校教員養成史Ⅱ師範学校史といつた研究上の枠組みから脱却し、戦前日本における師範学校以外の小学校教員養成ルート
の解明に新たな知見を加えることにつながると考える。

註

¹ 京都市教育会による小学校教員養成事業については、梶山雅史「京都市教育会の教員養成事業」（本山幸彦編『京都市会と教育政策』日本図書センター、一九九〇年）を参照されたい。

² 岡山県教育会編『岡山県教育会五〇年史』（一九三六年）によれば、岡山県教育会による小学校教員の養成を目的とした講習会は、年に数回、数日程度開催されるにすぎなかった。また、岡山県による臨時小学校教員養成講習は、一九一九（大正八）年二月から一九二二（大正一一）年八月まで開催されるにとどまった。

³ 「師範学校における小学校教員養成制度」の原則については、加島大輔「明治三〇年代における小学校教員養成制度構想——師範教育令改正作業と教員養成制度の原則をめぐる動向——」（『愛知大学教職課程研究年報』創刊号、二〇一一年）などを参照した。